

14-221イ



1200701592190

14

221イ



始



哲學館第七學年度講義錄
哲學館主井上圓了先生講述

妖怪學講義

合本第二册

純正哲學部門

純正哲學部門目錄

妖怪學講義卷之四上

第十二節	經驗の諸例	三三
第十一節	前知の諸例	二八
第十節	偶合の諸例	二六
第九節	歸結	二四
第八節	心理的説明	一七
第七節	偶然の算定法	一五
第六節	物理的説明	一二
第五節	學術的説明	一〇
第四節	通俗的説明	九
第三節	偶合考察の目的	七
第二節	偶合論の種類	五
第一節	概論	一
第一講	偶合篇	

第二講 陰陽篇

第十三節	陰陽論緒言	三五
第十四節	河圖洛書	三七
第十五節	陰陽の原理	三八
第十六節	八卦	四二
第十七節	五行	四三
第十八節	生尅	五二
第十九節	十干十二支	六六
第二十節	二十八宿	七四
第三講 占考篇		
第二十一節	占考論	七六
第二十二節	天氣豫知法	七七
第二十三節	運氣考	一〇七
第二十四節	占星術	一一五
第二十五節	祥瑞	一一八
第二十六節	鴉鳴犬鳴	一二一

第四講 卜筮篇

第二十七節	卜筮論	一二五
第二十八節	卜筮の通難	一二七
第二十九節	卜筮に就ての意見	一三二
第三十節	卜筮の種類	一四三
第三十一節	易筮の方法	一四九
第三十二節	易筮の應用	一五九
第三十三節	龜卜、錢占、歌占	一七六
第三十四節	太占、辻占	一八〇
第三十五節	兆占	一八二
第三十六節	夢占	一八三
第三十七節	御闔神籤	一八七

妖怪學講義卷之四下

第五講 鑑術篇

第三十八節	鑑術總論	一九三
第三十九節	鑑術の應用	二〇四

第四十節	鑑術の種類	二〇九
第四十一節	九皇	二一〇
第四十二節	天源、淘宮、幹枝學、觀理術の起原	二二五
第四十三節	天源、淘宮の鑑定法	二二九
第四十四節	方位、本命的殺、八宅明鏡、八門遁甲	二三六
第六講	相法篇	
第四十五節	相法總論	二四一
第四十六節	物理的説明	二四九
第四十七節	心理的説明	二四九
第四十八節	面相論	二五一
第四十九節	西洋人相術	二六〇
第五十節	五體の相貌	二七〇
第五十一節	人相結論	二七三
第五十二節	墨色	二七九
第五十三節	家相	二八七
第五十四節	地相風水	二九五

第七講	曆日篇	
第五十五節	曆日論	二九九
第五十六節	歲德、金神、八將神	三〇一
第五十七節	鬼門	三〇八
第五十八節	土公、天一天上、八專、十方暮、土用	三一六
第五十九節	七曜、九曜、六曜、十二直、十二運	三一八
第八講	吉凶篇	
第六十節	吉凶論	三二三
第六十一節	厄年厄日	三二五
第六十二節	吉日、凶日、願成就日、不成就日	三三三
第六十三節	古來の説明	三三四
第六十四節	實際上の利害	三三七

正誤

左に一二ノ四等とあるは十二頁第四行の略

一二ノ四	福福	禍福	四九ノ表	火木金木	火木金水
五三ノ九	其大	其火	五六ノ四	濕の上に水を脱す	
五九ノ十一	土生水	土生木	六五ノ五	心不然	必不然
六八ノ八	壬己	壬辰癸巳	六八ノ九	申辰	甲辰
九七ノ三	水早	水早	一四五三及四	太古	太占
二九五ノ十二	其他	其地			



妖怪學講義卷之四上

純正哲學部門

第一講 偶合篇

井上圓了講述
境野哲筆記

第一節(概論) 世間の所謂前知豫言暗合偶中等の類を今純正哲學の部分に入る、所以は、第一に此等の原理は、皆吾人經驗の範圍外に屬して、經驗上より知ること能はざること、第二に此等の事項は、皆宇宙万有の一部より説明すること能はずして、全軀上より説明するのみなること、二の理由あり、且つ之を他の諸學の上に比考するも、理學に入るべきものにあらざ、醫學に入るべきものにあらざ、さりとて心理學に屬すべきものにもあらざ、其の他何れの學も皆確かに之に適するものあるを見ず、故に今はしばらく純正哲學の部に加へて之か解説をなさんとするなり、夫れ此部門に屬する問題は、實に重大にして、其影響する所亦頗る廣大なるべし、何者人間社會の吉凶福禍利害得失の由て起る所以、貧富貴賤榮枯窮達の由て分る、所以

を説明するものなればなり、宗教部門に於て講ずる問題は、重大は則ち重大なりと雖も、世間は之を以て獨り死後の禍福を談するものと見做すを以て、宗教を信せざるものは更に顧みず、又教育部門に於て述ふる事も其影響大なりと雖も、是れ又直接に禍福利害に關せざることなれば、人々の注意も從て冷淡なる傾向あり、然るに卜筮方鑑相術等に至ては、直接に一身上に關する事なれば、世間此門に迷ふもの實に夥多なりとす、堂々たる士君子にして猶ほ其一流に加はるもの亦尠からず、予之を聞く、社會の不景氣日一日より甚きを以て、百計此に盡き車馬を飛ばして卜者の門を叩き、其鑑定を乞ふもの亦日一日より甚しと、蓋し今日の勢、人皆今日今時の事に汲々として、全心を目前の營利に注ぎ、死後冥界の如き五十年百年の後の事を顧るの餘地なきに至れり故を以て、宗教家の門前草を生して、方術家の戶外市を成すの勢なり、予豈豈其理を講究せずして可ならんや、此種の方術中、古來最も世間の信用を得たるものは易筮にして、其書は天地の機密を開示せるものなり、且つ繫辭には聖人設卦觀象繫辭焉而明吉凶とありて、其哲理は往々一讀三嘆の點なきにあらざるも、之を其吉凶を判定する器具となすに至りては、一考再考を重ねるにあらざ

れは決して首肯すべからず、其他の諸術に至ては實に妄誕を極めたるもの多し、而して其功用を演述するや、賣藥の功能書も三舍を避く有様なり、方位家は曰く、相と方とは車の兩輪の如し、互に用ふべき事なり、家相吉なりと雖も、凶方を犯すときは其祟り速かにして、輕きは公難病災、重きは家を破り命殺の祟を蒙るに至る、(八門九星初學入門序)人相家は曰く、夫れ相法は聖人天下をささむる本なり、知らずんはあるべからず、又其機能を説きて、第一我等の身の吉凶をさとし、惡事をしりぞけ吉事にすべし、み、さすれば子孫繁昌の基なるべし、(人相指南秘傳集序)又家相家は曰く、凡そ人の宅地陰陽五行相生相尅の理、自然に備る、其吉祥の理を布くときは、家富み人昌んに忠信孝貞の道自ら興る、又凶相を備るときは、其理に曳れ種々の横難災病發る、(家相圖說序)又淘宮家は其術を自稱して、宇宙万有の變遷、吾人の吉凶禍福、天然自然運氣の上下、病症諸難災害を未來に會得覺悟せしむる一大明鏡云云、(川瀨氏淘宮學秘書)と説き、木島氏の幹枝學に至ては、其協會設立趣旨に、夫れ幹枝學は哲學の大礎にして、有形無形を問はず、總て宇宙万有の活動を未然に覺知するの眞理たり、(中略)之を大にしては國家の安危に關し、之を小にしては各人各個の貴賤貧富幸不幸に

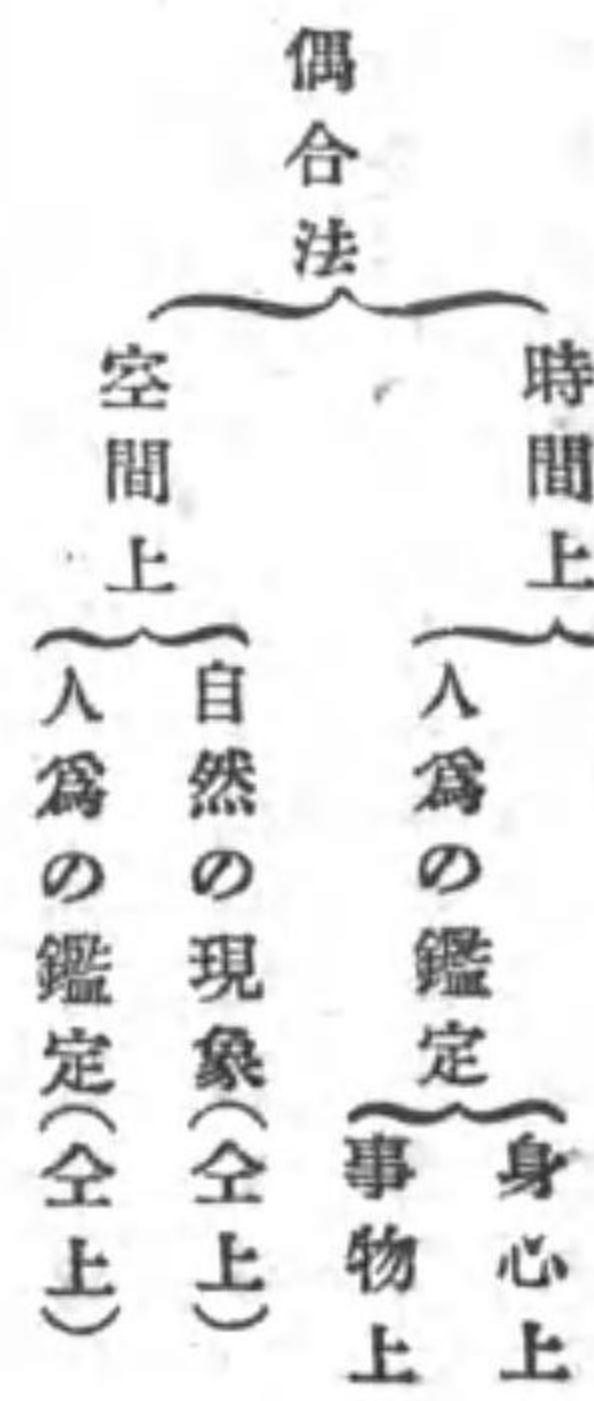
關するものにして、邦國の榮譽人類の命脈、皆此學に依らざるはなしと題せり、誰れか之を讀みて一驚を喫せざるものあらんや、此に又近年組織せる連門教會と名くる一種の宗派あり、其説く所は幹枝方位家と異なることなし、其教會より發行せる普照第十五號の論壇に、今現世に現證の利益ある教法たるや我連門教是なり、何となれば夫れ盲は明を得、聾は聰を得、癡人は起ち、痛者は癒、不幸をして幸となし、貧窶をして富有とならしめ、天は壽を得、愚は賢となる、火も燬く能はず、水も漂はず能はず、是を之れ現世現證の利益と云ふと述へたるを見る、此に至て百驚千驚を喫せざるべからず、以上の如き功能書は、誰れも信するものなかるべしと雖も、又全く此の如きは野蠻の遺風一も取るに足らずとして度外視すべきや、世間其門に歸するもの日に多を加ふるを奈何せん、何れの世にても盲者千人、明者一人の割合なれば其門に歸するものあるも止むを得さるとして看過すへきや、予は其盲者千人をして明者にするを以て、學者の責任なりと信するものなり、且つ此事たるや、其中に幾分か講究すへきものを含有するかも計るへからされは、其眞偽は多少の考察を経て判定せざるべからず、故に予は其中の幾分は信すへく幾分は信すべからざるか

を類別し、又其の信すべき部分も、非學術的の道理に基きたるものなれば、之に代ふるに學術的方法を以てせんことを望むなり、彼の干支五行の如きは、今日にありては既に陳腐の説に屬す、縱令其應用に至りては多少の効驗あるも、之に代用すへき學術的新法を發見するを要す、諺に先づ隗より始めよと云へるか如く、予其不肖と願みず哲學的と卜筮、學術的相法を假設して、試に之を實施せんす、今其緒論としてはより偶合論を講述すべし、

第二節(偶合論の種類) 偶合の種類に種々あり、今大別して空間上の偶合及び時間上の偶合の二とす、空間上の偶合とは、甲乙互に遠く相離れて、各一方に起りし事實の暗合するをいふ、例へば身は故國百里の外にありかなら、一夜偶ま父兄の死を夢み、或は夢ならずとも何か突然眼に見え、或は耳に聞こえ、或は心に感ずることありしなど、多少の徴候を感じたるとき、果して其の父兄の故郷に死するあるか如き類にして、其例世に多くあるなり、こは場所の上の偶合なれば、予は之を名けて空間上の偶合といふなり、次に時間上の偶合とは、豫言前兆等の如きものにして、これによりて數日前若しくは數年前に、將來に起るへき事件を前知するをいふ、種々のト

筮相法若しくは天象を觀察して、變動を豫知するか如き、總て自然の現象及び人意の判斷によりて將來を知るもの、之を時間上の偶合とす、然るに又他の分類法あり、即ち自然の出來事によりて禍福を察知するものと、人の鑑定によりて吉凶を判斷するものとの二となすことを得べし、自然の出來事による法は、天文の變動を察し、或は草木の嘉瑞、或は鳥獸の不祥を觀て、何處には斯くく、の凶變あるへし、何日に斯くく、の吉事あらんなど占考する類にして、人為の鑑定による法は、易筮若しくは人相等によりて、吉凶禍福を判斷する方術を云ふ、其自然法に亦偶然と注意とくは二様あり、天に瑞雲現はれ、田に嘉禾を見て吉兆となすは、偶然に出づるものなり、若し羅馬の占考法の如く、丘山に上りて四面を見渡し、以て兆候を見んことを求るは、注意によるものと謂ふへし、又た人為法にも、直接に人の身心に關する、人相夢判じの如きものと他の事物の上に本き、陰陰五行方位時日の吉凶を人の上に適用し來りて鑑定するものあり、今以上の分類を合括して示すときは左表の如し、

自然の現象
偶然的
注意的



第三節偶合考察の目的) 世間の人か前表の時間及空間の上に於て、種々の事を考察鑑定する目的は、畢竟人間の吉凶禍福の上につきて、禍を去り福を得、凶を除き吉を求めんとする意に外ならず、之を小にしては一身及び一家の凶を除き吉を求め、之を大にしては一國の福利を希ふにありといふべし、故に偶合に關する諸法の目的は、吉凶禍福の複線軌道の外に出つへからず、且つ吉凶禍福の中に就きて、時には國家の安寧變亂等に關することなきにあらざると雖も、概して一身一家の上に係るもの多く、生涯の無事息災、子孫の無難繁榮を熱望する一片の利己心より起るものを常とす、人誰かは利己の心なからん、されど世路の艱難なる種々の災害常に道を塞ぎて、百事意に任せず、さればとて如何にして之を避くべきや、自ら其良法を知らざるより、古來傳はる所の卜筮人相又たは天文雲氣に考へて、此の利己の目的を

全うせんとするに至る、果して然らばかゝる鑑定法は、到底人間の一種の迷心といはざるべからず、總て世間には福あれば禍あり、不幸なくして幸獨り在るべからざるは理の自ら然る所、而して此の間に能く人力の左右し得るものあり、或は全く人力の如何ともすべからざるものあり、他語にていへば、或度までは人力によりて禍を轉じて福となすことを得ざるにあらずと雖も、或點より以上に及びては、全く人力によりて自由に動かし得ざるものあり、然るに世界の事何も彼も總て人力によりて左右せんと欲するか如きは、これ其の迷誤たる所以なり、且つたとひ人力にて左右し得べき圍内に於ても、方術の鑑定に一任して自ら務むべきを爲さずんば、焉ぞ一身の幸福を全ふせんや、若し果して禍を避け福を求むる意あらば、唯た一心に丹精を凝らし、朝夕孜々として自ら勤めざるべからず、然るに徒らに手を懐にして、安坐して粟を攫まんとするか如きは、迷誤の最も大なるものなり、若し無知の人民皆悉く此迷池の泥中に沈まば、小にしては一身一家の不幸、大にして實に國家の大害なりといふべし、然らば此等の理を講究して、人力の左右し得べき範圍の内外を明にし、如何にせば禍災の苦海を遁れて、幸福快樂の安宅に住するを得べきかを

知らしむるは、世を益すること大なるは疑ふべからざるなり、
 第四節(通俗的説明) 時間及び空間上の偶合は世人一般にあり得べきこと、思惟し、吉凶禍福も亦前知し得るものと考へ、多少の説明を與へて此の理由を解せんことを試む、然れども其の解説たる、要するに神秘的のものといふべく、毫も學術的と認むべきものなし、此の神秘的説明の中、第一神意に歸するものと、第二天運に歸するものとあり、其の第一説明によるに、宇宙には天地万物を主宰する所の神あり、或は吉凶禍福を前知し得る所の神ありて、能く吉凶禍福を左右することを得、故に若し人此の神を信じて神慮にかなひなば、畢竟神力に藉りて禍福を前定し能はざるの理あらんや、彼の天に變動あり、地に災害あるか若きは、皆神意より出て、人を賊むる所以決して偶然にあらず、故に人にして内に顧み自ら修めば、天地も亦自ら和順すべしと信するなり、次に他の一派は曰く、吉凶禍福は天運の循環より起る、今之を豫知するを得る所以は、世界万有の變化は、天地人間一身一家社會國家の事に及ぶまで、皆同一天運によりて支配せらるゝものにして、一たび天文中に起れる變動を知れば、之れより推して人間中に起るべき變動をも察知し得べき理ありとす、

蓋し此の派のものは天地人の三才はもと一氣の分化より起るものなれば、互に交感應合すべきものと信するに由る、此神意説は耶蘇教の唱ふる所にして、天運説は支那學者の唱へし所となす、然れども此の二者にありては、未だ明かに如何なる道理によりてさることありやを詳かにせず、畢竟二論の深底に進み入れば、理外即ち神秘の二字に歸するより外なし、然るに近來實驗學の開くるに隨ひ、諸學の一部を取りて、偶合暗中の理を附會し説明を試みんとするものあり、例へば電氣及び精氣キネティックの二氣は、共に空間に徧滿せるか故にその媒介によりて、身は此にありて遠方の人にも相通するを得る所以なりと説くか如し、然れどもこれ未だ學術上の説として評すべきものにあらず、

第五節(學術的説明) 然るに今之を學術上より考ふるに、遠方の事、未來の事必ずしも知り得られざるにあらず、何となれば宇宙万有は、一貫の理法によりて組織せるものにして、其の間に行はるゝ所の變化は、因果一條の大原理、縱横に之を貫連せり、若し果して宇宙なるもの、此くの如き因と果と相結んで、無始より無終に至るまで不變性に合成せる一團の組織體なりとせば、世界の一物一事として必ず十分の

道理必然の原因ありて、決して偶然なるものゝ存すべきにあらず、今日雨降るは偶然降るか如きも、前日既に今日の雨を催すべき種々の事情必然の理由ありしなり、而して前日の事情理由は、亦之れを推すに、前々日に於て既に其事情理由となるべきものあり、斯の如く愈推して愈遡らば、前年の事情熟して今年の現狀を來し、一昨年の原因集りて昨年の結果を生し、今年今月今日今時の狀態は、既に十年百年千年の前に定まり、更に溯りて其大源を探れば、世界開闢の當時より前定せることを發見すべし、これ獨り物質の變化に限るにあらず、精神上に於ても亦然り、即ち今或る一事を思考し居るは、皆内外兩事情の前時に之か原因となるありて、更に遡れば今日より昨日、今年より昨年、乃至十年百年千年万年世界開闢の太古の時に既に定まり、それより因果相續して今日あるに至りしものといふべし、果して然らば太古より既に今日を知るべき理あるは勿論、なほ今日の有らゆる事情を集めて推考することを得ば、十年百年千年万年の後までも推知し得べからざる理由あるを見ず、然れどもこは唯だ理論上の事のみ、實際上に於て人間の知識は、決して今日世界に有らゆる事情を集めて知り悉さんとば、到底なし得べきとにあらざ、况や之を比較し

考察すること如何で能くすべけん、かくて嘗に百年千年の後を知るべからざるのみならず、明日雨降ることすら、今日より豫知するに百發百中なること能はず、社會の變遷、人心の活動の狀態の如き、複雜圓轉極りなきものに至りては、到底人智の其一端すらうかゞひ知るべきにあらざるなり、然れども、今實際上に考ふるに、多少偶合の人智の測るべき限りにはあらざるなり、事實の合したりしこと、人相の判斷、天女の占考、皆多少偶合することあり、若し此の如きは果して人智の測知し得べきものにあらざれば、何に向て其原因を歸すべきや、今此の理由を明にせんがために、第一に客觀上即ち物理上より説明し、第二に主觀上即ち心理上より説明すべし、尤も此事たるも、これ神秘的のものにして、理外に屬し、道理上より測知すべきものにあらずとせば、物理心理の説明も無用に屬すといへども、予は道理上より説明し得らるゝものと信するを以て、是より其説明を述ぶべし。

第六節(物理的説明) 物理上より考ふるに、種々雜多の變化事實の中には、一二の偶然に暗合することは、必ずあるべき道理にして、これありとて、毫も怪しむべきこと

にはあらず、之につきて先づ偶然蓋然必然の三種の意味を説明せざるべからず、偶然とは一般の規則に合せざるものにして、即ち一般の規則にて測定し得べからざるものを指す、必然とは一般の規則に本づき起るものにして、決して其の規則に外れざるものを云ふ、蓋然とは一般の規則によりて或る部分は知られ得るも、或る部分は知られ得ざるものを云ふ、他語にていへば、十は十ながら人は必ず死すといふが如き、一般の規則にはづるゝことなき事は必然にして、十中の七八は明かなれども、二三は未だ定かならざるは蓋然なり、例へば今日の天氣によりて明日を察するに、大概は雨降るならんといふも、必ず雨降るとはいふべからず、これ蓋然なり、然るに全く豫想に反して、十は十なからあてにはづれて、晴天ならんと思ひしに、反て雨降り、此の人は今年中に死するならんと思ひしに、反て生きてるとき、如きは之を偶然とす、今友人互ひに相約して、一日相會ふことあらんに、初めより約束したることなれば、之れを偶然とは呼はず、又互に其の居相近くして、時々相會ふべき機會ありて、果して會合するとありども、これ亦偶然とはいふべからず、甲乙遠く相距り、決して相會ふべき筈なかりしに、突然途上に相遇ふことあらんか、呼んで之を偶

扱以上の偶然必然蓋然の三につき、この三は各異なる規則によりて支配さるゝものなるや、或は同一の規則に本くものによを考ふるに、皆一脉の理法によりて成立し、毫も偶然と必然將た蓋然の間に於て、判然たる區別あるを見ず、何となれば世人一般の所謂偶然と稱する所のものも、深く事實を察するとき、必ず然かあるべき理由あるを發見す、例へば遇ふべからざる友人と突如途上に相遇へば、人以て偶然となす、然れども其實必然にして偶然にあらず、何者友人は或る必要の件ありて、己れか地に來り居りし故、遭遇したるものなれば、そは當然のことなるのみ、即ち必然遇ふべき事情ありしものなれば、決して呼んで偶然といふべからず、今更に偶然と必然と其別なき所以を證するに、若し果して此二者其別ある以上は、これより上は偶然にして下は必然なりとの確乎動かすべからざる分界なかるべからず、然るに人智の程度經驗の多少、或は時の古今國の東西、文明の高下に隨て、大に偶然必然の區界を異にし、昔時偶然に屬せしものも今日必然なるを發見したるもの甚た多し、例へば地震風災水難の如き、昔時は偶然にして其原因を神に歸したるも、今日之を

必然の道理によりて説明するに至る、果して然らば此二者の別は、事物の上にあるにあらずして人心の上にある、即ち一の事實か、其の原因明瞭にして、心に了解し得らるゝときは之を必然とし、其の原因事情複雑にして、明瞭に心に了解せられざるときは名けて之を偶然といふのみ、故に智識の度に應じて、一人は偶然と見るも一人は必然とし、甲は必然とするも乙は蓋然と見るに至る、要するに何事も皆一系の因果經緯の外に出でず、換言すれば皆必然にして所謂偶然なるものあることなし、既に偶然なく天地の事物一々皆必然の理法によりて變々化々するものなるか故に、學術的研究も此理に基きて成立するなり、若し必然の外に偶然ありて存せば、學術の研究は無益なるへし、然るに世既に偶然なきか故に、學術の研究は、日を追ふて其功を奏するに至れり、然らば偶然の暗合も、亦必然に外ならざるを知るべく、既にこれ必然ならば、亦必ず學術上より説明すべきものならざるべからず、

第七節(偶然の算定法) 數學上に、蓋然に屬する事柄を算定する規則あり、之を蓋然法と云ふ、其法は此に一事あり、甲度數に於て起り、乙度數に於て敗るゝときは其起る度數を算定するに、 $\frac{甲}{甲+乙}$ の算式を用ひ、其敗る度數は $\frac{乙}{甲+乙}$ なり、即ち甲乙の和

を以て其要するものを除算するなり、例へば此に一個の六面體の賽あり、其賽を投して三星の面を出す蓋然數を求めんと欲せば、其出る數は $\frac{1}{6}$ にして、其出てざる數は $\frac{5}{6}$ なり、即ち甲は一にして乙は五なり、故に賽を六回投するときには平均一回三星の面の出つる割合なり、又同様の賽を以て奇數の面を出す蓋然數を算するには、奇數の面は一と三と五との三面なるを以て、 $\frac{3}{6} = \frac{1}{2}$ なり、即ち平均二回に一度出つるの割合なり、又二個の賽を以て雙方共に同一の面を出さんとするとき、其數 $\frac{1}{6} \times \frac{1}{6} = \frac{1}{36}$ なり、若し又囊中に白球五個赤球七個を容れ、其中より一個の赤球を出す蓋然數は、之を最初の算式に照せば、甲を赤とし乙を白として左の如く算定するを得べし、

$$\frac{\text{甲}}{\text{甲} + \text{乙}} = \frac{7}{7+5} = \frac{7}{12} \quad \text{即ち十二回に七遍の割合}$$

或は又囊中に赤球五個、白球三個、黒球四個を入れ、其中より二回續けて赤球を得る場合は、第一回に於て $\frac{5}{12}$ の蓋然數にして、第二回にも亦同數なれば、 $\frac{5}{12} \times \frac{5}{12}$ となる、若し又同一の囊中に於て第一回に取り出したる球を其中に復せしめて、第二回を行ふものと定めて算するとき、第一回は $\frac{5}{12}$ にして、第二回は一個不足した

るを以て $\frac{1}{12}$ なり、故に其蓋然數は $\frac{5}{12} \times \frac{4}{11}$ なり、其他此例に準してすべて必定すべからざる出來事を算定するを得、宜くトドホソノイ氏若くはスミス氏の代數學を參見すべし、蓋し今日の生命保險及火災保險の掛金の割合は、此算定法によりて人の病死及火災の平均を推算して定むるなり、若し然らば人の運不運幸不幸の如き偶然に屬することも多少此法によりて算定し得べし、偶合豈奇怪とするに足らんや、第八節(心理的説明) 既に物理上より、偶合の起るべき理由を述べたれば、これより心理上の偶合の起るべき所以を説明せざるべからず、第一、凡そ偶合の事實は、世に至て少きものなれども、此希有なるものは、却て最も痛く人の注意を惹き、又最も長く人の記憶に存するものなれば、人々の間には此等偶合の事實は割合より多くあるか如く思はれ、偶合せざることは其實最も多けれども、反て人の注意を惹かず、隨て記憶に残らざるなり、而して之を平均するとき、蓋然の算式によりて知らるゝ如く少數の偶合の事實の存在したればとて、それは毫も怪しむに足らざるものとす、第二、人は自己の心意を以て事實を補ふこと少からず、これにその全分を補ふと一部分を補ふとの別あり、全分を補ふとは、例へば此に一の豫言又は前兆あらんに、之

に應合すべき事實なきも自己の想像を以て構造するなり、哲學會雜誌第二冊第十
九號に隔感の臆説と題する項あり、此に參考すへき好適例なれば左に摘載すべし、
甲なる人の死亡又は非常の厄難と遠方に居る其友人、又は親戚などか心に感ず
る所と符合することありとは、屢人の言ふ所にして、或は之を隔感、即ち所を隔て
他人の有様を覺知する事あるの證なりとなすものあり、此に付てプロフヘッルヂ
ヨニアロイス(J. Royce)氏が本年四月發兌の「マインド」雜誌に於て説明を與へ
たる者あり、蓋し氏は此事を以て記憶力の幻想に起るとす、即ち人何か非常に其
心に感觸する事に出遇ふ時は、直に其記憶力の幻想を起して、其人をして此事の
來る前に、己に之を預料せりと想像せしむるに至る、例へば甲なる人乙の訃音に
接する時に、忽ち己れ己に乙の死を預想せりとこの幻想を起す、而して此幻想たる
や其力甚強くして、殆ど其起るを防ぐを得ざらしむ、故に恰も其事の起るに先ち
て、眞に然かく預想せしかの思あらしむ、ロイス氏は其臆説の證憑として二重の
記憶と稱する者を指摘せり、二重の記憶とは、例へば始めて一の場處にあるに、既
に曾て其處にありし如き感覺を懐く事あるを云ふにて、決して珍しき事に非ず

と云ふ、且つ氏が臆説の中に云ふ如き幻想は、狂人に於て屢見る所なりとて、氏は
三例を示せり、其一は戀情に關する出來事の爲に狂を發したる可憐の一少女に
して、其身に付き一事の起る毎に、嘔ち云ふ予の情人此等の事を一々預め指示せ
りと、第二の例も亦發狂したる一壯年にして、此者常に信せらく、其癡狂院に送ら
れしより自己の受けし取扱を始として、院中に於て起りたる一切の事件は、其前
己に或人々との談話の中に聞き知れる所なりと、而して此壯年自ら言ふ、此等の
談話實にありしにあらず、唯其幻想のみありし當坐は別に之を心に留めざるも、
後に其出來事の果して起る時に至ては、忽ち以前の談話を思ひ出すと、而かも此
少年の實事を記憶するの力は少しも衰へずと云ふ、
又一部分を意を以て補ふとは、例へば前に夢中に見たりしことを今は全く忘却し、
何日何時にさる夢を見たりしやは、勿論記憶中に浮はざる場合に於て、偶然夢中の
事實と關係ある事件に遭遇したるとき、初めて嘗てさる夢ありしことを心中に思
ひ起し、既に記憶に存せざりし時日を追憶して、夢も亦此の事實と同日に起りしか
如く想像する類是れなり、余嘗て一夜夢に贖札を他人より受け取りしことありし

か、翌朝寤床を離るゝ時は、最早全く忘失して心にも浮ばざりしに、兩三日を経て後、或る新聞紙上に贗札の件ありければ、之を讀みてフと先夜の夢を想ひ起こし、こゝとありき、世に夢の事實と偶合すと思ふものは、此の類決して少からずと思はるゝなり、凡そ人は殆んど毎夜夢みざることなけれども、能く記憶し居ることは甚だ稀にして、たま／＼之に關したる事實に接して、此の事實より夢の方を想起し來りて偶合せるか如く考ふるを、之を一部分自己の意にて補ふものとするなり、第三、記憶中に無意識的に存したりし觀念か、豫期の時日に至り意識中に現れて偶合の如く考へらるゝことあり、例へば今より一年前に友人に會せしとき、其友人の容貌の虚弱なる有様を見て、恐くは一年位にて終には不歸の人とならんなど自然に想像するゝとあらんに、其の後は全然忘却し居たりしも、其記憶は却て無意識中に存して、一年の後偶然夢中に其の記憶の浮び出づるか如き場合あり、其の時恰も其の友人も亦終に黄泉の客となりしことあるときは、人皆以て偶合となすべしと雖も、こは心理學上の無意識精神作用より説明し得べきとにて、別に奇とするに足らず、其の他或は他人の談話のフと耳にとまりしとか、若しくは他人の手紙中にてチラと見受

けたる事實等の、無意識的に記憶の中に存して、夢中意識の上に浮び來ることありて、其の事、實際に合するときは、自己の嘗て知らざりしことの、偶然神の知らせによりて知り得たるか如く怪しみ、毫も無意識的に心中に、とゞまり居りしことには氣附かざるなり、第四、身心の關係によりて察知することまた多し、人相見の人の容貌を見て、運不運吉不吉を判じ、或は心中のことを推知するか如きは、皆身心の關係より察知するものにして心に思ふことあれば身に現はるゝは理の當然なればなり、尤も人を相するを以て専門となし居るもの、又は觀察力の發達せし人は、人の顔色容貌を一見して、能く其の心内に思惟する所を知り、其の人の氣風性質運不運に至るまで知り悉し得る所以のものは、多年の經驗等より來る所の結果にして、一々思想に訴へ、身心の關係に考へて判断するに非ず、これなほ醫者の注意を用ひずして、一目能く病者を辨じ、探偵の一見能く拘くわ兒を見あらはすに異ならず、又易筮の如きは、易に明文あるが故に、人意によりて判断するにあらざるか如しと雖も、易に書きたる所の文は、至て簡短にして如何なる意味にも解釋し得らるゝものなれば、此の文意を以て、一々に起り來る所の事情にあてはむるは、皆人の工夫を假らざるべ

からず、経験多き人ほど判断の中るは、畢竟これがためなり、故に易を以て判ずるとは、其の事實に關する種々の事情を聞くにあらざれば、單に易の文言のみにて判することは、筮者の甚だ難しとする所なり、若し筮法に熟達せるものに至りては、唯た二三の事情を知れば、早くも將來數多の運命を判定するなり、然らば易も、身心の關係について外部の事情より内部を察知するものと知るべし、第五、豫期及び信仰より起る所の偶合亦多し、こは實際其卜定豫言せし事實の的中するにあらざれども、唯た之を信仰して、必ずかゝる事實の來るならんと豫期し、之によりて、其の結果を招きたるもの是なり、例へば戰陣に臨て明朝の襲撃は勝敗如何にと危ぶみて、之を卜筮に問ひしに得る所吉なり、則ち出で、敵と戰ふに、果して勝を得たらんか如き是れ卜筮を信したる精神の力なり、又豫言者ありて、汝は必ず何月何日に病死すべしといはん、其の人之を信すること固ければ、果して其の日に至りて病を發し、死に及ぶか如きもあり得へきことなり、かゝるたゞひは皆信仰の力即ち精神の作用なること疑なし、殊に疾病の如きは精神の作用に關係すると最も多しとす、總て人間の吉凶禍福は、多少精神によりて左右せらるゝものにして、心に福あるを

期すれば、よく禍を轉じて福となすを得へく、凶事あるべしと思へば、吉事も反て凶事となることあるべし、此の故に卜筮豫言等にて必ず福の來るあらんといへば、艱難を、忍び勞苦に堪えて、ひたすら幸福の來るを俟つが故、いつかは之れに出會することあるべく、之に反して必ず禍の來るあらんといはば、恐怖の情によりて其の全心を支配せられて、來るべき幸福も去りて、去るべき禍害も來ることあるに至るなり、假りに今一家の滅亡、若しくは大事の失敗と云ふか如きとは、不幸の重なり、てこゝに至るものにして、所謂きはり合せの惡きより起ることなれども、それに一層精神作用の加はるありて、一たび失敗すれば其志大に挫けて、更に第二の事業を興すも、既に前時の失敗によりて精神の力を減し、爲めに其思考する所大に不完全を來し、終に再び失敗し、三たび失敗し、不幸相重なるの運に至るへきなり、之に反して一たび事の成就するあらん乎、二度三度を重ねるに従て、愈々思想其健全を保ち精神其作用を誤らず、終には幸福に重ねるに幸福を以てするに至る、これみな精神の影響にあらざるはなし、

以上五ヶ條に分ちて述へ來りしもの、之を括約すれば左の如し、

第一、偶合の事實は人の注意を引き記憶に残り易きこと
 第二、自己の心意を以て多少事實を補全すること
 第三、無意識觀念の作用によりて偶合を起すこと
 第四、身心の關係によりて内情を察知すること
 第五、豫期及信仰によりて自ら偶合を迎ふること
 之を要するに、余か意人の精神作用によりて、實際暗合適中の少きものを割合に多からしむるに至ると云ふにあり、
 第九節(歸結) 然れば偶然の暗合或は豫言察知等の類は、物理上の道理に照しても、多數の場合中に一二度の事實存在したりとて、別に怪しむに足らず、況んや、之に加ふるに精神作用を以てし、一層自然に起る所の場合より甚た多き割合を得るをや、是れ人をして奇怪の念を起さしむるなり、故に此等偶合暗合中等の原因は、外界にありては事物の事情、内界にありては精神の作用、及び内外の中間にては物心の關係、若くは身心の關係の三を出てず、然るに此の三種の原因事情の外に、なほ此に參考を要する事一二あり、そは第一には傳説諺語等より起るものにして、例へば鳥の啼

き聲によりて人の死を知るといひ、意に鳥影のさすときは容あるべしといひ、人のうはさすれば其人來るといひ、晝右の耳痒きときはよき事をき、夜左の耳かゆきときは悪きことを聞くと云ふ、其他噴鼻くしゃみの數によりて吉凶を判する諺あり、即ち一ほめられ、二くさされ、三ほめられ、四風ひくと云ふ是れなり、此の如きは皆實に然るべき道理ありて起りたるにあらず、極めて瑣細の出來事、或は人の何んの意なしに言ひし言葉か、自然に其の主なる原因となりしものにて、中には多少の經驗習慣によりて起りたるものもありて、僅かに兩三回同一事の引き續くことあれば、何か其の間に必然の關係あるか如くに思ひ、遂に一般の傳説となり諺語となりて、世人は之を以て一種の規則の如くに考ふるに至る、第二には人の故意を以て作爲するよりに起るものにして、其中には一種の政畧上より出でたるものなり、例へば殷の武帝か夢に傳説を得て之を用ひ、後漢の明帝か金人の光りを放つと夢みて印度より佛教を入れしか如きは、皆これ一種の政畧と見るより外なし、或は微賤より直ちに振きて人を用ひんば、世間の物議に憚る所あり、或は他國より異教を入るゝは人の之に反對せんことを恐れて、殊更に之を夢に托したるものなるべし、我が國にありて

も後醍醐帝の笠置の夢に於ける楠公の聖徳太子の未來記に於けるか如き、或は一種の政略なりしや未だ知るべからず、余は嘗て張其論を著して、其黃石公の會合の如きも、一種の政略的故造説なりと断定せり、其他人造的奇怪は雜部門第一節に述ふる所を見るべし、第三には縱令世間にては確實なるものと言ひ傳ひたるにてもせよ、今日にありては其の果して確實なりや否を明にするに能はざれば、古來民間に傳はりたる事實は盡く虚なりと云ふこと能さると同時に、又盡く眞なりと云ふことを得ず、何程確實のことにてても其中に大誤謬を胚胎するや知るべからず、これ亦宜しく参考して偶合の起る場合を考へざるべからず、

第十節偶合の諸例) 是より近年余が手帳中に記載せる單純の偶合の二三例を舉ぐるに、先年魯國皇太子の來遊ありし際、之に不敬を加へたりし津田三藏の津の字につきては、其の不敬を加へたりし地は大津にして其場處は津崎岩次郎の前なりしといひ、且つ津田の本籍は伊勢の津なりといふか如く、頗る津の字のみに因みあるか如く見ゆれども、こは唯だ自然の偶合にして別に不思議なるにあらず、又此の不敬事件は五月十一日なりしが、大久保内務卿の遭難は明治十一年、大隈伯の難は

十一月十一日、森文部大臣の變死は二月十一日といふか如く、總て十一の數に合し、又明治十八年一月廿三日に淺草の劇場猿若座の焼失ありしが、其の前十五年の一月廿三日にも焼失したることありき、即ち兩度ともに同月同日なりしといふ、又大鹽平八郎の兵を擧げて大坂市中を焼きたるは、二月二十日にして、島原騒動の二百年目に當り、同月同日の出來事なりといふ、かゝる類は皆物理上循環の理にて説明すべきものにして、毫も奇怪なるにあらず、此に他の一例を示さんに、余が郷里の某氏戊辰の際一たび家を出で、諸方に奔走し、數年の間信を絶ちて歸らざりしかば、家族は皆戰死せしならんとおもひて、其の家を出立せし日を忌日と定め、毎年之を吊祭し居たりしに、既に七年にもなりしかば、親戚故舊相集りて、七年忌の法事を營みし折しも、某氏は久く關東に流浪せしか正しく此日の暮れに其の家に歸りたりしとあり、當夕聚まれる人々は皆法事讀經の功德なりとて大に喜べりと云ふも、是れ固より普通の偶合なり、在昔平氏の軍大内を守るや、重盛祝して曰く年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏なり、是れ天吉兆を示すなりと、又關原の役、徳川家康岐阜に至りし時、或人大柿を献せり、家康喜んで曰く大垣我手に落ちたりと、即

ち大垣大柿と國音相通するによる、又孔子は三十にして立ち、釋迦は三十にして成道し、基督は三十にして救世主となる、何を以て其年齢の斯く應合するや、又哲學者ヘーゲルはライフニッツと其死日(十一月十四日)を同ふするも豈奇ならずや、然れども是れ皆自然の偶合にして敢て怪むに足らざるなり、

第十一節(前知の諸例) 前節の諸例は偶合中の最も單純なるものなれば、是より稍錯雜なるものを擧ぐるに、或は卜筮人相種々の鑑定法等によりて吉凶禍福を知る諸術あれども、こは後に部類を分ちて詳論すべければ、委しく此に述ぶるに及ばず、今阿倍晴明の占術に於ける其他之に類したる一二例を史談中より抜記して左に示すへし、

安倍晴明は、本邦著名の天文博士にして、陰陽推歩の術を學ひ、占術に通する奇中神の如し、本邦陰陽雜占を業とするもの皆晴明を推して祖となす、世傳へ言ふ、華山帝の位を遷れ夜潛かに宮を出るや、嬪妾と雖も之を知らず、是夜晴明暑を庭中に避け、仰て天象に變あるを見、大に驚き走りて朝に至る、帝果して、在さず、又華山帝在位の時頭風を病給ふ、雨氣ある時は殊に甚し、醫療更に志るしなし、晴明奏しけるは、君の前生はやんどなき行者にておはします、大峰に入

て入滅し給ふ其徳に依て今天子と生れさせ給へ共、前生の鬮腰岩のはさまに落入侍るが、雨氣には岩ふどりてつめ侍る間御いたみあり、御療治にをみてはかなふべからず、彼鬮腰を取て廣き處に置かれ候はし、御平愈ましまさんとて、しかこの谷底にと教へて人を使はし、鬮腰を取出さしめければ、御頭風ながく御平愈ありたりと、(大日本史及古事談等の書に見ゆ)

本朝語圖(卷七)に陰陽師吉平は晴明が子なり、或時醫師雅忠と酒を呑けるに、雅忠盃を取つて酒を請、しばらく持たりけるを吉平見て、御酒とく進り玉へ、只今地震のふり候はんするぞと云ひけるに、やがて地震のふりて酒を覆しけり、由々しくぞ兼て云ひけるとあり、

又同書に北條平時頼、民の辛苦を問んとひそかに諸國をめぐり、日暮である所に宿す、夜に及んで宿主庭に出て仰見て曰く、天文異あり、星吾屋に降る、是れ天下の權を柄る者こゝに來れるの象なり、亦た奇ならずや、其妻きしてあやしむ、其後時頼鎌倉に飯り、彼者を召て天文博士となす、惜哉その姓を失ふて傳はらず、

其他之に類する奇談は幾多あるを知らず、若し之をして眞に實ならしめば、實に不思議と謂はざる可らざるも、先きに述ぶる所の物理的及心理的説明に考ふるるときは復た敢て深く奇とするに足らず、其中地震前知の如きは、今日にありても

甚しく地震を恐るゝものは、自然の感覺によりて前知するなり、明治十八年二月六日午後二時可なり大なる地震ありしか、芝區巴町の鞆繪學校の門柱に本日午後地震ありと記せし紙札を貼したるものありしと、(當時の新聞)是れ其一例なり、殊に雷に至りては、十二時間位前に知るものあるも誰れも怪むものなし、其他種々の吉瑞吉兆の事に付、訓蒙淺語に論したる一章は、此に參考を要することなれば左に抜萃す、

(101)

書傳に云ふ目圓得酒食、燈火華得錢財、乾鵠噪而行人至、蜘蛛集而百事喜、(西京雜記卷三)目圓とは、目の端のびくびくすることなり、乾鵠噪とは、唐鴉かさゝぎの啼き噪ぐことなれども、今我邦にても、喜鴉が啼く時は、遠方に參り居る人が歸ると云ふ、蜘蛛はくものことなれども、此れは高踏と云ひて足高踏を指すなり、天華板(藻井綺井は皆合天井のことなり、惟の天井は天華板と云ふなり)より足高踏がさがれば、諸事吉なりと云ふ、又俗間に鳥の糞に衣服を汚さるれば、最も大吉事なりと云ふ、往々驗あることに似たり、又夢なども、俗間に一富士(不二)三鷹三茄子とて、吉夢にも、吉に段々の次第あるを云ふ、さて周禮列子には六夢のことを載せたれど、夫は強ち吉凶に拘はることに非ず、唯周禮に季冬獻吉夢于王、王拜而受之、乃舍萌

于四方、以贈惡夢(周禮占夢職)とあり、舍萌とは釋菜と云ふが如し、野菜の初芽を採りて供する祭なり、四方の神々へ初芽供物の祭をなして、一年中の惡夢の分は皆被除すと云ふことなり、併し詩經に、幽王の時諸事亂れ間違ひたるを刺譏して、召彼故老、訊之占夢と云へり、(斯干無羊の夢占は常例の御咄なり)左すれば今の周禮に云ふ所は、實に周の典禮にや、又は劉歆等が加筆にや、此等の條甚だ覺束なき所なり、併し秦誓に、朕夢協朕卜、襲于休祥、戎商必克(本于周語單襄公語及左傳昭七年衛史朝之語也)と云ひしは、少しも間違なきことなり、逸周書に(程寤解第十三)据るに、太姒(武王之母)夢見商之庭產棘、武王取周庭之枿(與棘同)樹于闕間、化爲松柏、(此下有柞棫字)下に闕文あり)此夢は太姒武王の夢なれば、正しく殷亡び周興るの吉兆を示したること顯然たり、是れより以前に、高宗の傳説を夢に見しも矢張同様にて、靈夢聊かも相違なし、漢文帝の夢に鄧通に助けられて、推して天に上せられたることば驗なくして、衣帶後の穿ちたることばかり後の驗あり、(文帝後に鄧通を媚子に召し遣はさるゝは帶後取るゝ象なり)文帝程の賢君にても右様なる間違の夢あれば、(古人の詩に可憐一覺登天夢、不夢商巖夢、權郎)常並の人は、魔神の夢枕に立ちて欺瞞すること多かるべし、必ず靈夢なりと云ひて、乾没の企て事、又は乘るか反るかなどの事はすべきことには非ず、梁

(111)

武帝は某月某日に天下一統になると云ふ夢を見たり、某月日に到りて魏の叛人侯景果して降参し來れり、朱异も亦精々執り持ちて德憑せしに付き、武帝大に悦びて引納れたり、其後侯景に謀叛せられて、餓死して滅亡に及べり、此等は實に魔神の欺誑したること顯然たり、又夢にも限らず宋王偃（康王とも云ふ人）は、城の隅にて雀の鷓を生みたるに付き、國家益廣大になるの吉瑞と判して、射天管地の暴虐をなせし故、竟に滅亡に及べり、（射天管地の事は呂氏春秋戰國策新序に詳なり）宋の徽宗の宰相王黼は、家の柱に玉芝を産するに付き、益繁榮の吉兆と判して、徽宗へ言上し御覽を願ひたり、徽宗御幸の時、王黼の家内官の頭梁師成と隣家にて、家の内より通路ありて往來し、別段入魂にする様子認められ、夫れにて平日何事に寄らず拵角して打ち合せすることを氣附かれ、遂に滅亡に及べり、明太祖の宰相胡惟庸は、神姦鬼黠とも云ふべき才智拔群の人にして、始終太祖の目を忍び、種々の姦曲のみをなし、が、當人思へらく、太祖は匹夫より起りて天下を取る程の賢明なれば、何れ永き年月の中には、己が惡事を見出ださるゝこと必ずあるべし、其節は手早く兵を擧げ不意を襲ひて、序手に天下を取るべしと兼て覺悟をなし、極密に往來する日本人までも、應援に頼み置きたり、然るに胡惟庸が先祖の墓所に、毎夜炎火の如き光明顯はれ、又家の井戸より石苟の生ずるを見て、希代なる吉瑞なり、速かに謀叛すべしと決心して、夫れ夫れの手配をなし、かば、流石に明祖の事ゆゑ、直樞心付き、生擒りて極典に處し誅滅し玉へり云々、

此説明は未だ其理を盡くさすと雖も、吉瑞吉兆の恃むに足らざる一斑を知るべし、第十二節（經驗の諸例）古來の物語或は傳説等を根據とし、或は今日迄の多少の經驗習慣を一種の規則として、之より未來を前知するとも亦民間に多し、然れども此の經驗習慣によるといふも、決して今日の所謂學術上の歸納法にはあらず、僅かに兩三回同一の事實に際會すれば、忽ち不變の關係の其間に存するものと見做し、終に自然に之を以て未來を豫知する規則とするに至る、今又左に其二三例を擧示すべし、

酉陽雜俎に、猫洗面過耳則客至とあり、又奇說集卿には、猫面を洗て其前足耳を越すときは、雨降と云ふとあり、又物理相感志（禽魚篇）に、猫見の眼によりて時を知る歌を出せり、曰く子午線卯酉圓、寅申己亥銀杏様、辰戌丑未側如錢と、然るに新童子手習鑑と題する書中に、猫の目にて時を知る歌あり、曰く「六、九く五七は玉子四、八は柿の核なり九は針」と、又同書に鼻息にて時を知る歌あり、「六、と四、八は鼻いき右かよふ五、九、七、左りぞ」と、貝原氏の諺卿に、

「丁子頭たては早し百花霜に火點すれば雨晴る」と云ふ、又日用晴雨管窺に左の歌あり

(三四)

山の形春なつちかく秋冬はどをく見ゆるを雨氣とぞ知る

夢見るは雨と日和のニツなり變らぬ時に見るはまれなり

小便のしけきは日和のむ水の腹にたもつを雨と知るべし

鳥の聲すみてかるきは日和なりおもく濁るを雨氣とぞ知る

しる人はかんかへて知れ書筆のおもはくよりもまはらぬか雨

のみや蚊のきわめてしけく喰ならば雨のあかりと雨氣つくころ

香の火の何よりはやくたちぬるは雨のあかりと雨氣つくころ

ね心のあしき夜ならば雨としれ扱はぬす人ゆたんはしすな

螢火のすくなき年は秋の田の刈穂も實のりよしと知るべし

又旅行用心集に左の歌を掲げり、

筑波たれ淺間くもりて鴈鳴かは雨はふるとも旅もよひせよ

五月西春は南に秋は北いつも東風にて雨ふるとしれ

又相庭高下傳に蛙、蜩、鳴の辨と題して大和河内の間、鳴く翌日は、かならず雨降なり、

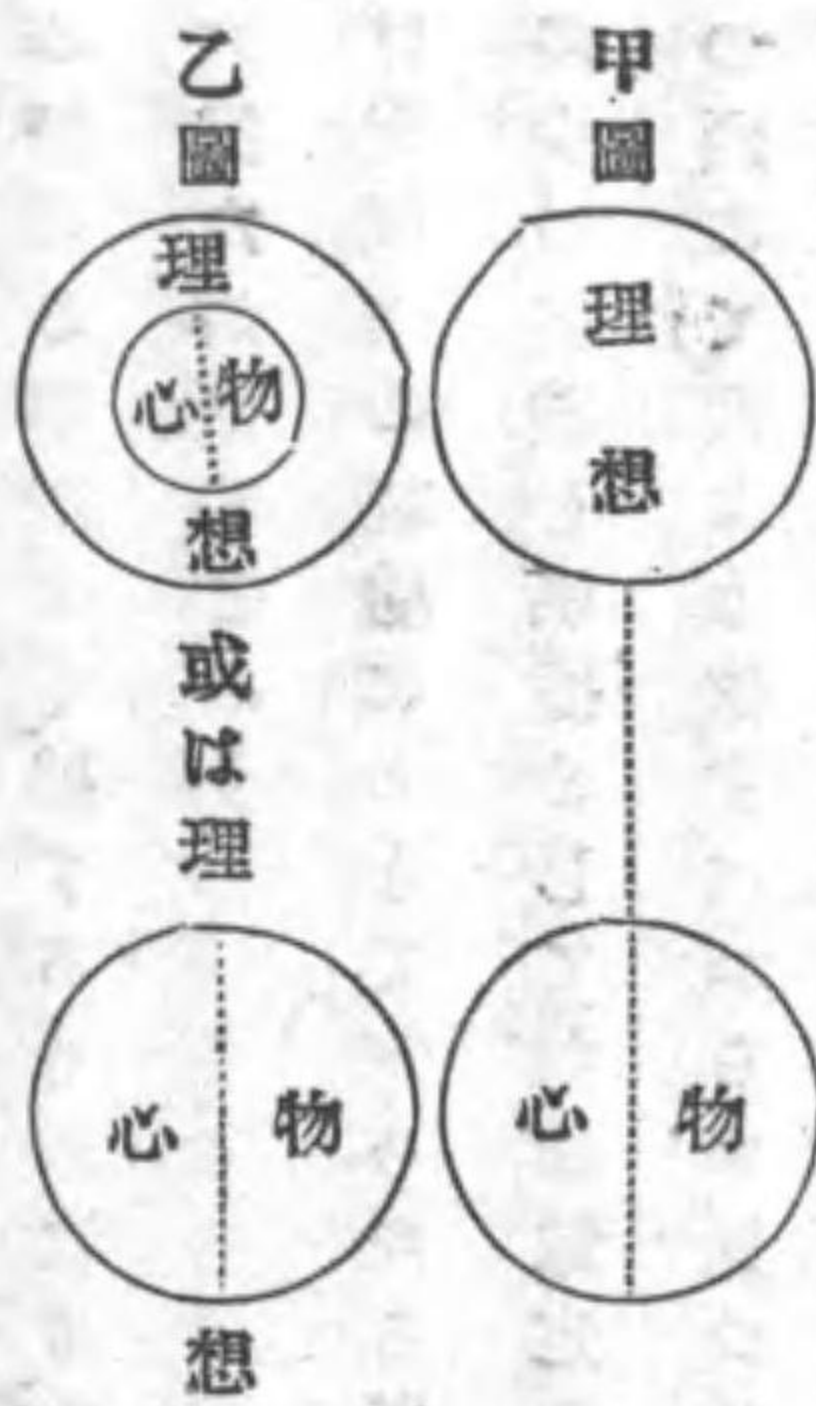
京にては多少晴れ、大阪にては雨晴定らすとあり、又商家秘録には、稻は柳に生すとて、柳の榮ゆる年米よく熟するものなり、本朝にては、梅田びは麥といふ、考へ見るに、此説大抵たがはすとあり、

以上は皆從來の經驗によりて定めたる者なり、此外に人の病患生死禍福吉凶等につき多少の經驗を根據として、前知豫定する方法もあれども、當るも八卦、當らぬも八卦の類にて、固より信すべからず、且つ此に一々擧示するに暇あらず、其他世の所謂諺語は、積年の經驗より得たる結果に基きしこと、亦疑ふべからず、例へば、人間萬事塞翁馬、陰徳あるものは必ず陽報あり、思内にあれば色外に顯はる、油斷大敵、朱に交れば赤くなる、可愛兒に旅させよの類是なり、是等は經驗に本きたる者なれども、直ちに之を以て必然の規則となすべからず、先づ偶合論は此に一段落を結び、以下其種類に應じて項目を分ち、更に説明を與へんとす、

第二講 陰陽篇

第十三節(陰陽論緒言) 抑も純正哲學の問題は、宇宙の本源萬有の實跡を推究するに外ならざれば、今其大要に付て一言せざるべからず、先きに理學部門第一講に於

て物質の本源世界の開闢を論述したるも、是れ客観的有形上より考察したるものにして、未だ主観客観兩界の上に訴りて、万有未生天地未剖の眞際より論下したるものにあらざるが如し、若し吾人が思想の山嶺に登りて、物心万境を一瞰するとき、必ず其見る所異らざるべからず、而して物心の本源は通常之を名けて神と云ふも、寧ろ理若くは理想と名くるを適當なりとす、佛敎の眞如、老子の無名、易の太極皆此神に與へたる異名に外ならず、今其神の果して存するや否は之を措き、専ら物心の世界と、理想の本神との關係に就て述ぶべし、即ち甲圖は有神論にして、物心二元並存を唱ふる者を示す、即ち二元論なり、其論にては、物心二元の外に、理想即ち神の實在を唱ふるなり、乙圖は、理想と物心と其神を同ふする論にして之を一元論と云ふ、此二論中今日の學說にては、乙圖の方を取らざるべからず、又物心の現出せる所以を説明するに、甲圖の方にては創造



説を唱へて、或は大工が家屋を造成するが如く、神が人類を造出せりと云ひ、或は父母か子を産出するが如く、神か物心を現出せりと云ひ、或は大陽か光線を發散せるが如く、神か万象を現示せりと云ふ、是れ耶蘇敎家の専ら唱ふる所の要論なり、之に反して乙圖にては、大別二様の異見あり、其一は、理想を死物視して、其神本來凝然として動くことなく、其外面に物心の表象を具有すと唱ふる論にして、スピノザの本質論之に屬す、他の一は、理想を活物視して、理想其物の内部より自ら有する所の勢力によりて、物心を開發すと唱ふるものをいふ、即ちシェリンソンの論之に屬す、其中今日の學說にては、活物的開發論を取らざるべからず、是れ實に西洋近代の説なるも、東洋の儒敎も佛敎も、共に活物論なり、即ち易の太極論及起信の緣起論は、西洋今日の活物的一元開發論なることを知るべし、是れ余か東洋の古説の高妙なることを唱ふる所以なり、然り而して其説明は此に之を略し、支那哲學の大原理たる陰陽論を述ぶべし、

第十四節(河圖洛書) ト筮方位等の方法を説明するには、先づ陰陽五行の理を述べざるべからず、陰陽五行の理を述べんとするには、また其の由て起る所の河圖洛書

について一言するを要す、今河圖洛書の起原に關して、易學哲學中に引用せる文を見るに、曰く

易大傳曰、河出圖、洛出書、聖人則之、孔安國曰、河圖者、伏犧氏王天下、龍馬出河、遂則其文、以畫八卦、洛書者、禹治水時神龜負文而列於背、有數至九、禹遂因而第之、以成九類、劉歆云、伏犧氏繼天而王、受河圖而畫之、八卦是也、禹治洪水、錫洛書、法而陳之、九疇是也、河圖洛書相爲經緯、八卦九疇相爲表裏、

又河圖洛書示蒙抄に、河圖のことを述べて曰く、

異朝のいにしへ伏犧氏天下に王たる時、河の中より龍馬あかりたる、其脊に上の如き文あり、(圖畧す)人々怪しみて朝に訴へければ、伏犧自ら見て、天地自然の數を示し玉ふ所なりと、則て易をつくり玉ふ、理數の圖故、河圖とは云也、河圖を出すと云ふ、繪圖を箱に入負出たるさまを書けるなど、後世の誤りなるべし、馬の毛の施毛ツキカに形を備へたるなるべし、

而して八卦の筮法は、此河圖に本つきたるものにして、九星の占法は、洛書に因せしものなりとす、

第十五節(陰陽の原理) 此の陰陽論なるものは、支那哲學中一種特種の說にして、且

つ極めて重要な原理なり、陰陽の本原は即ち太極にして、太極分化して陰陽となり、万物となるなり、易の繫辭傳に、易有太極、是生兩儀、兩儀生四象、四象生八卦とある是なり、太極とは、之を解して王氏易學に曰く、太極無象、象非方非圓、不可得而形容、強名之曰極而已、又讀書錄に曰く、太極萬物之總名也、又易學啓蒙通釋に曰く、太極者象數未形而其理已具之稱と、而して周濂溪の太極圖說には、之を無極而太極といへり、無極とは、讀書錄に之を解して曰く、無極而太極、非有二也、以無聲無臭而言、謂之無極、以極至之理而言、謂之太極、無聲無臭而至理存焉、故曰無極而太極と、次に天地と太極との關係につきて、朱子の之を説明したるあり、朱子語類に曰く、太極只是天地万物之理、在天地言、則天地中有太極、在万物言、則万物之中有太極と、又陰陽と万物との關係につきて、朱子の説くところを見るに、曰く、天地之間、無征而非陰陽、一動一靜一語一獸、皆是陰陽之理、無一物不有陰陽、乾坤至於至微至細、草木禽獸亦有牡牝陰陽、之を要するに、支那の宇宙論は、太極一元論にして、太極分れて陰陽となり、五行となり、万物となり、次第に開發することを説くものなれば、之を一元開發論となすなり、既に太極開きて陰陽となり、陰陽交りて万物を生したる者なるか故に、万物には陰陽

(四〇)

の理を具し、陰陽と万物とは太極と通じて一軌をなすものとす、今此の説を西洋哲學の上に考ふるに、スピノザの本質論、ライプニッツの元子論、ヘーゲルの理想論等の如き、多少陰陽論に似たる所なきにあらずと雖も、未だ陰陽の二元より万有の開発したるを説きしものを見ず、古代哲學中、ピタゴラスの万有の本原を數に歸し、奇偶の二數より万有を成すといひしは、頗る陰陽論に似たるか如しと雖も、之を陰陽論に比するに、固より數歩を譲ると謂はざるべからず、又エムペドクールの愛憎二力によりて、万物變化の理を説明せるものも、稍類似したるか如く思はるゝといへども、これ亦陰陽二元の如く道理を盡したるものにあらず、然らば此の陰陽論は實に支那哲學中の最も特種の説にして、且つ最も重要なものなるは疑を容れず、而して此の理を説けるものは即ち易にして、實に易は陰陽の理によりて天地の機密を開示したるものといふべし、故に繫辭傳に曰く、夫易聖人之所以極深而研幾也と又曰く、古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文、與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類万物之情、又程序傳に曰く、易變易也、隨時變易以從道也、其爲書也廣大悉備、將以順性命之理、通幽明之故、盡事物之情

而示開物成務之道也、林子全書に曰く、周易一書、伏羲始之、文王周公成之、孔子終之、所以闡性命之微、明心身之學と、されば易理は、實に支那哲學の根本にして、且つ最も深妙なるものなれども、之を實際に應用して、社會人事の吉凶禍福を豫定するか若きに至りては、大に疑なきこと能はず、そは後に卜筮篇に於て委しく論すべし、斯く論定して更に一考すれば、陰陽論も未だ其理を盡くしたるものと謂ふべからず、換言すれば是れ万古不易の真理なりと定むべからず、其故は、世界万有は陰陽二元より成ると云ふも、全く空想臆説にして、固より演繹的に論斷したるものに外ならず、然るに之を實際に考へて、万物皆相對によりて存立するを見、是れ陰陽二元より成るを證すべしと謂ふものあるへきも、事物の相對と陰陽とは、決して同一に見做すべからず、何者、陰陽相合して第三元を生ずるも、相對相合して他物を生ずるにあらず、又事物には有形无形の別あり、生物死物の異なることは、判然明瞭にして、物の有無、物の生死の別なく、悉く之を配當するは、畢竟空想に出づるを免れず、况んや此二元より万物を化成すと云ふに於てや、其獨斷臆定の甚きを知るべし、若し一

歩を譲り、陰陽論は假りに眞理に合すとすも、此二元より五行八卦草木禽獸等の分化せる道理を説明するに至ては、實に妄説の甚きものあり、左に其理由を述ぶべし。

第十六節(八卦) 太極分化して陰陽となり、陰陽の兩儀更に分れて四象となり、四象亦分れては八卦となる、其の圖左の如し。

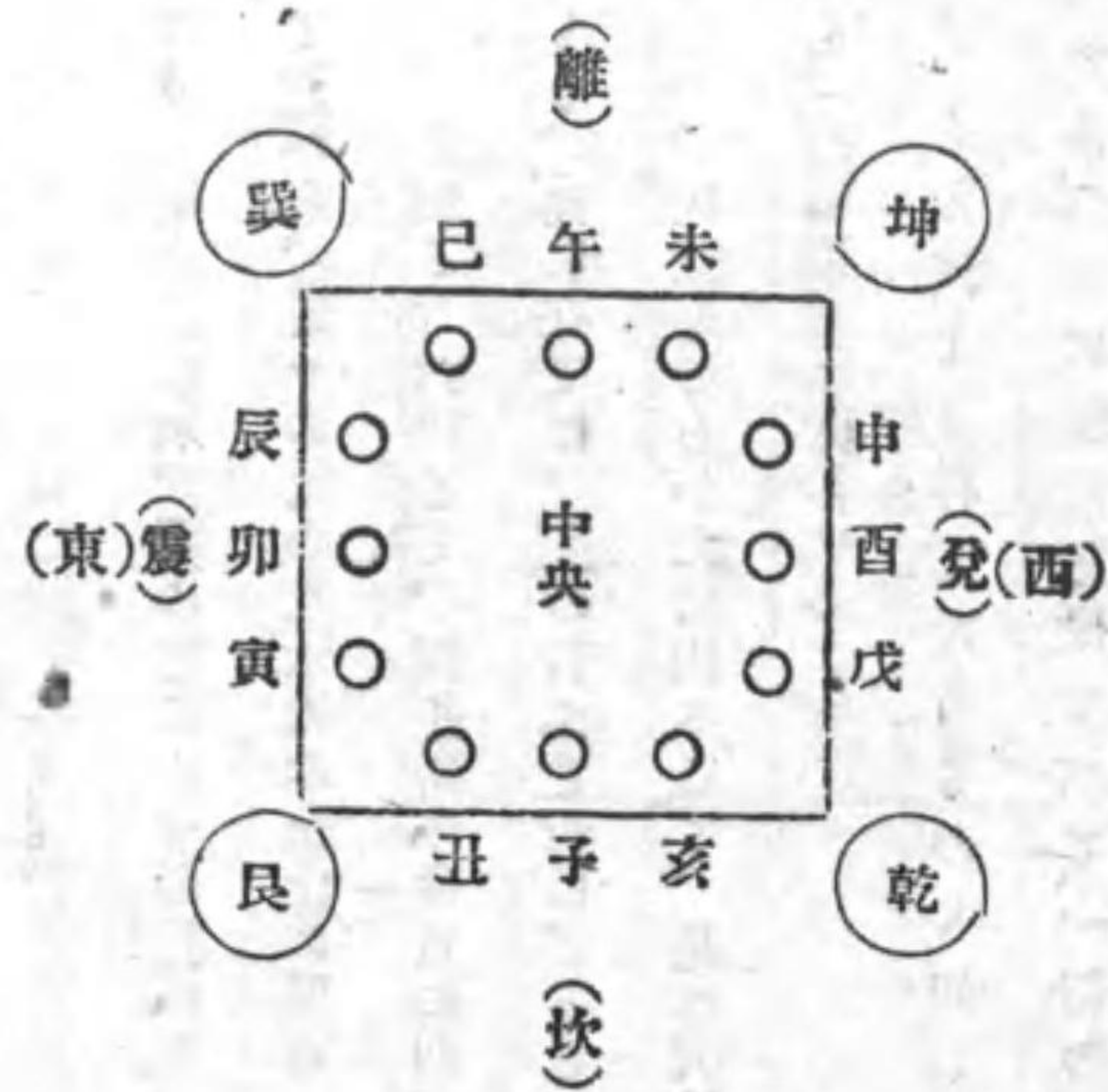
極				太			
備		陰		備		陽	
少陰		太陰		少陽		太陽	
坤	艮	坎	巽	震	離	兌	乾



(圖1)

又此の八卦を五行方位に配當するときは、左の如し。

乾	兌	離	震	巽	坎	艮	坤
天	澤	火	雷	風	水	山	地
金	金	火	木	木	水	土	土
戊亥	酉西	午南	卯東	辰巳	子北	丑寅	未申
		五行				方位	



此の八卦亦分れて六十四卦となることは、後に至りて別に述べん、第十七節(五行) 次に五行とは、木火土金水にして、其の本は書經の洪範にあり、昔し夏の禹王洛書に基づきて洪範をつくる、即ち九疇これなり、後殷の箕子此の洪範の占に達し、殷の亡ぶるとき之を周の武王に傳へたりといふ、其の所謂九疇とは、第一

(圖2)

五行、第二五事、第三八政、第四五紀、第五皇極、第六三德、第七稽疑、第八庶徵、第九福極是なり、左に其義解を示さん、

五行とは、木火土金水なり、五事とは、貌言視聽思にして、八政とは、食貨記司空司徒司寇賓師、五紀とは、歲月日星曆なり、又皇極とは、皇帝至極の義にして、君たるものは、人倫の至るを盡すべきをいふ、三徳とは、正直剛克柔克なり、但し克は治る義、剛柔は抑揚進退の用也、稽疑は、疑はしきことあれば卜筮を考るなり、雨の兆は水、霽の兆は火、罪兆は木、繆兆は金、克兆は土也、庶徵は、雨暘愾寒風時ありて豊か也、五ツのもの又水火木金土に屬せり、福極は五福とて、壽富康寧、好む所徳なり、老て命を終る、六極とて、凶短折疾憂貧惡弱、五福六極は、君に在ては、極の建と建さるとにかゝり、民に在ては、訓の行ふと行はざるとによるもの也、以上一日もかくべからざる人倫の道にて、此理をそらかたに用ること、易は天地の道理を述ふるものにて、又吉凶を卜ふに用る如し、(河圖洛書示蒙抄にるよ)

五行を以て吉凶を判することは、既にかく古代より存したるもの、如しと雖も、最初は易の如く盛に行はれざりしに似たり、然るに漢以後に及びて、一切のものに五行に配當して、其の配當より吉凶禍福の判断をなすこと大に流行するに至れり、其

の五行配當の表を掲ぐれば左の如し。

星	卦	人	臟	味	方	色	氣	時	神	數	音
木	震	仁	肝	酸	東	青	魂	春	青龍	三、八	角
火	離	禮	心	苦	南	赤	神	夏	朱雀	二、七	徵
土	艮	信	脾	甘	中	黃	意	季	勾騰	五、十	宮
金	兌	義	肺	辛	西	白	魄	秋	白虎	四、九	商
水	坎	智	腎	鹹	北	黑	精	冬	玄武	一、六	羽

畢竟此くの如く五行を万物に配當するは、陰陽の万物に於ける關係と同じく、天地万物、一として五行にあらざる者なしとの想像より起りしものにして、五行家は皆以爲へらく、天地は万物の父母、五行は天地の用と、故に万物一として五行の氣を受けざるものなく、就中人は五行の正氣を受けて生るものとなす、又五行の氣は、年々循環生殺あり、若し其氣に順ふときは幸を受け、逆ふときは禍を受くといふ、これ即ち五行を以て万物に配當するのみならず、亦之を以て吉凶を卜する所以にして、其の不合理なること、別に余か言を俟たざるべし、既に今日學術上にありては、万物の

(四六)

分類は、決して五行を以て總括し得たりとなすこと能はざるは勿論なり、安積良齋の五行につきて辨じたるものあれば、左に之を引かん、

五行之說、漢儒以來、傳習已久、至濂洛諸大儒、其義大備、然余竊有所疑焉、嘗與朋友論之、皆詆笑以爲狂妄、余亦不敢自信、間更就聖經而攷之、其說益可疑矣、夫五行者、民人之所賴以生、天下不可一日而無之也、故大禹加穀於五行、謂之六府、物有其官、官修其方、而懋遷存無、以利天下之用、以致財成輔相之道、書曰、政在養民、水火金木土穀惟脩、是也、箕子淵源于大禹、言其曲直從革之性、以立養民之實政、使天下之人遂其仰事俯育之願、洪範五行是也、漢儒以來異說始起、有以五行配十二支干四時者矣、有以五行配仁義禮智信者矣、有以五行論天地造化之理者矣、其說皆牽合傳會、非聖人所謂五行之本旨也、且箕子所云、一日至五日、是次第之目也、而諸儒皆以爲五行之生數、然八政、一日至八日、又可以爲生數乎、箕子所云五事者、是治身之至要也、而諸儒以五行配之、至於八政五紀、則又不可分配、而其說窮矣、此其附會之易見者、蓋聖人所謂五行者、皆就養民之實政而言之、曷嘗有諸儒紛紜之意哉、案醫家素問、載五行配當之說甚悉、素問周秦間書、其說已先漢儒而有之、則方技家傳來之說、而京房谷永董仲舒劉向父子之徒、借以論災祥、說

讖緯、遂至以春秋洪範二經爲災異休徵之書、後世諸儒雖頗知其無稽、而五行之非、則未之察也、

余も又嘗て五行の妄を論じたることあり、載せて天則第五編に詳かなり、今之を抜記すること左の如し

當時、世間に五行干支九星等によりて、人の吉凶禍福を卜定する法、大に行はれ之を東洋の真理、或は哲理と稱して、愚民を誑惑するものあるか如し、而して愚民は其道理を辨せざるを以て、之を偏信し、手を懐にして福利を握らんとを望むに至る、是れ大に世の進歩を妨ぐるものなれば、一言以て其妄を辨し、其惑を解かざるべからず、

抑も五行家、干支家、九星家の談する所、各異同ありと雖も、人の吉凶禍福を説くに當りては、専ら五行相生相尅の理を以てす、九星家の如きも、尙ほ相生相尅の理によりて吉凶を判定するなり、而して之れによりて判定する所、事實適合すると否とは、別問題として、今先づ相生相尅の道理の學理に合せざる所以を示さんと欲するなり、

是に於て余は河圖洛書示蒙鈔に出てたる五行の解釋を左に掲げり

木は東を主りて春に應ず、木の言たること觸なり、冒なり、陽觸れ動くときは、地を冒して生

(四七)

ず、水東に流れ、移りて以て木を生ず、木上に發して下を覆ふ、自然の質なり、
 火は南を主りて夏に應ず、火の言たると化なり、燬なり、陽上に在て、陰下にあり、體然とし
 て盛にして、萬物を變化す、木を鑽て火を化す、木の生ずる處なり、然れども火に正體なし、
 體もと木なり、出て以て物に應じ、盡てまた入る、則ち自然の理なり、
 金は西を主りて秋に應ず、金の言たること禁なり、陰氣始めて萬物を禁止して犇斂す、沙を扱
 ひて金を揀ふ、土の生ずる處なり、土より生じて、土に別なり、則ち自然の形なり、
 水は北を主りて冬に應ず、水の言たること潤なり、陰氣濡潤して萬物を任養す、水は西よりし
 て東す、金の生ずる處なり、水流れて曲折、順下して達す、則ち自然の性なり、
 土は中央を主りてかねて西南に位し、長夏に應ず、土の言たること吐なり、萬物を含吐す、ま
 さに生せんとするものは出、まさに死せんとするものは歸す、萬物の家たり、故に夏の末に長ず、
 火の生ずる處なり、土或は水は勝つ、水則ち却て一なるは自然の義なり相尅と云ふものは、子
 みなよく母の爲に讐を復すとす、木の土を尅する、其土の子の金、反て木を尅し木の子の火、
 反て金を尅し、金の子の水、反て火を尅し、火の子の土、反て水を尅し、水の子の木、反て土
 を尅す、互に能く相生するは則ち其始、互によく相尅するは則ち終りなり、皆天の性に出たり、



五行 四大
 無機 火、土、金、木、地、水、火、風、
 有機 木 (無)

強(木)は弱(土)を攻むへし、土木を得て達せられ、實(土)は虚(水)に勝つべし、水土を得て絶
 ふ、陰(水)は陽(火)を消すべし、火水を得て滅す、烈(火)は剛(金)に敵すべし、金火を得て缺
 く、堅(金)は柔(木)を制すへし、木金を得て代る、故に五つのもの流行してかはるく、轉す、順
 なれば相生し、逆なれば相尅す、かくの如くなれば、則ちちのく用をなして其道を成すなり、
 是れ五行の説明なれども、古代人智未發學問未開の時にありて、此五ツの者を以て
 萬物の原躰となせしのみ、彼の印度及希臘に於て、地水火風を以て原躰と信せしも
 のと同じ、然るに今日は物理の學大に開け、万物の理大に明かになりたれば、復た此
 の如き古説を唱ふる必要なきは明かなり、今此五行と地水火風の四大とを較する
 に五行中に風を説かざるは、其四大説に一步を譲る所なり、

何者五行中の火土水は四大中にあり、金は四大中になきも、地の中に攝すること

(50)

得、木は四大中になきも、もど四大は無機物のみの分類なれば、木の加らざるを當然なりとす、然るに風は一種其性質を異にすれば、之を五行中に加ふべきに、之れなきは、其分類の盡くさるるものありと云はさるへからず、又五行中に木を加へたるは、甚だ怪むべし、若し草木の如き有機物を加ふるときは、鳥獸をも之に加へて然るべきなり、故に万有を分類するに五行を以て盡せりとすは、實に不當の分類を免れず、況んや是を以て万物の原幹となすをや、古代にありて此の如き説をなすは止むを得されども、今日にありて之を唱ふるは、實に愚と云はさるを得ず、例へば五行家の火は南を主りて夏に應すと云ふか如きは、日本支那等の赤道以北の國のみを見て想像したるものゝみ、今日は赤道以南に國あるを知るに至りたれば、其理を赤道以南の國に於て説くへからず、又水は東に流るゝものとなすか如きも、古代支那國のみを見て想像したる妄説にして、支那國の地勢西方に山を帯ひ、東方に海を抱くを以て、諸川皆東流して海に入る故に、支那人は日は西に動き、水は東に流るゝは世界一般の常則なるか如く想像せしなり、

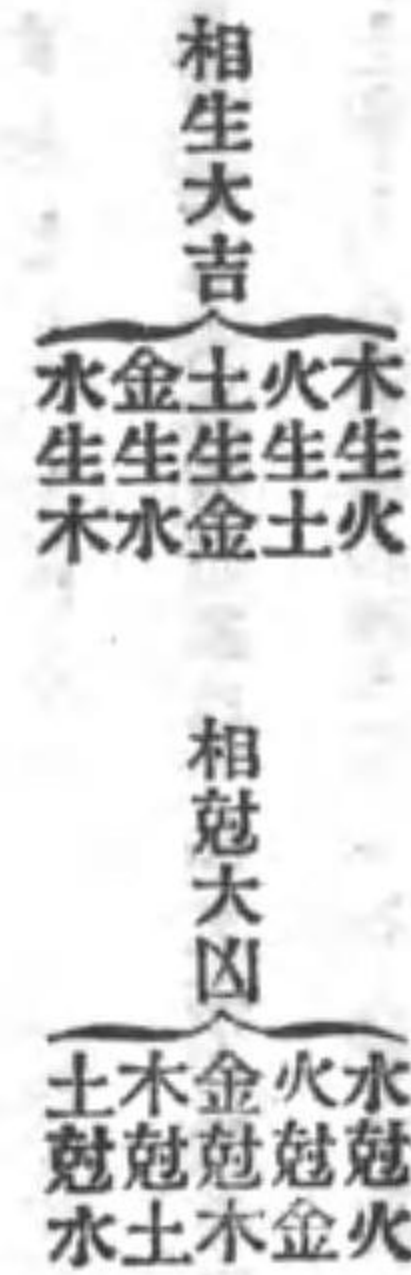
此五行論に付き、重野博士が學士會院にて講演せられしものあれば、其一節を左に

掲載すべし、

(前略)若し夫れ五行説は、始て書の洪範に出つ、洪範は殷、箕子傳述せしものにて、首に五行の目を叙し、其五氣の應を、一々人事に徴し、以て休咎を驗す、之を庶徴と云ふ、是れ蓋し夏殷連山歸藏易の餘波なるへし、此二易は、周易と殊異にして、陰陽五行と人事とを比合して、天變地災の如き、或は之を君德不明なるか爲めとし、或は臣權上に逼るの象とするの類、皆是より起れり、殷人は尙鬼とあれば、禳祥災變の説、此代に盛に行はれしと見ゆれども、周易出てより此等の説は、自然消滅せしに、漢代に至りて、復大に行はれたり、史記の、鄒衍の傳に、其説少しく見ゆれども、記録は亦漢儒の手に出てしなれば、衍が當時に果して此説を爲し、や、未知るへからず、董仲舒に至り、始て春秋繁露を著し、其義を敷衍して、遂に讖緯學の源を開きたり、夫れ仲舒は、漢代の醇儒と稱するも既に之か備を作りたれば、靡然風を成して、遂に漢世に盛行し、京房の若きは、易學を以て、専ら推占の一門戸を開きたり、爾來、其説世々に行はれ、宋の邵雍に至りて、大に其精奥を究めたり、此を以て觀れば、陰陽五行説は、洪範に淵源し、漢儒に盛行して、後儒に成れる者たると、知るべきのみ、然るに、世或は、儒者は皆主として、陰陽五行を講ずる者とするは非なり、世人は語孟中に、一語此に言及せるとある

を見たるか、必之無きなり、况んや、十翼中に説けるも、天地自然の象を究明せるまでにて、之を以て、人事に徴せるには非ざるをや、春秋、日蝕を記するも、其非常の事たるを以て、當時仲尼は之を直書せるのみ、其人を書するに、或は名を以てし、或は字を以てし、一に舊史に従ひて直書したると、同一例にして、後人の説の如く、牽強傅會し、深意を寓して、戒を垂れしには非ざるなり、且事理を以てするも、天象人事は、自から別なり、人事、固より天象を左

右する能はず、天象も、亦何そ人事の爲めに、其常度を變せんや、五行説の、方有變化の理を盡すに足らざることば言を誤たす、况んや五行を以て人事に關係あるものとするをや、其妄、讀者を待たずして知るべし、第十八節生尅、然るに五行のみにては、未だ吉凶禍福の由て起る所以を判定する能はず、故に五行の性に應じて、其の相生するや、相尅するやにつきて、吉凶の判断、禍福の卜定をなすに至る、蓋し相生は之を吉とし、相尅は之を凶とすると左圖の如し



斯くの如く相生相尅によりて吉凶を判ずと雖も、これ亦毫も道理なきものなり、何となれば、木火土金水の五行其物にして既に不合理のもの、非學術的のものなるに、更に之を附會し來りて、其生尅を以て吉凶を判するは、妄に妄を重ねたるものと謂ふべし、余嘗て天則雜誌に於て之を論じたることあれば、今左に掲載すべし、

相生相尅の説明に至ては、實に捧腹に堪へざるもの多し、今河圖洛書示蒙鈔に出てたるものを擧ぐれば左の如し、

水生火、火はもと木より出つ、論語に燧を鑽り火を改むと有り、右へは四時其應する樹より火を取り、其火をつたへ日用につかひしなり、槍を相摩すればおのづから火出づ、これ槍のみにあらず、其大に薪を投ぶれば燃ゆるも、木の性に火を生ずる氣ある故金石を投ては燃えず、火生土、火の物を焼いて灰をなすも、竟には土に歸す、開闢より大地山嶽備れども其元は大陽の火氣より熾かれて成りし土なり、

土生金、金銀銅鐵土中に生ずるは説くに及ばず、
金生水、世界の水は元と金氣より成りたるものにて金に水を生ずる理備はり有ゆへ、火に遇へば其形水になる、

水生木 木は水を得て生立るのなり、竹も、草も、木といふにこもり、水の方に生ひたつ木ゆへ、なま木は焼えざれども、乾はかせば水氣退き、元と火を生すべき理を含みあるゆへ燃ゆるなり、是を五行の相生といふ、相はたがひといふ義にて、五行の木は火を生じ、火は土を生じ、土は水を生じ、水は木の母とし、木は水の所生とし、すべて五行生ずる元を母にたどへ、生ずる所を子にたどふ、

以上五行の相生、此中に又尅あり、木は火を生ずれども火盡くれば水は灰燼となる、火、土を生ずれども、土、盛なれば遏滅せらる、土、金を生ずれども、土、盛なれば埋没せらる、金、水を生ずれども、水、盛なればかならず沉溺す、水、木を生ずれども、水、盛なれば又漂流さる、此類みな生じながら却て忌む處あり、是を生中に尅ありといふなり、相尅とはたがひに尅のひなり、

水尅火 火は水にあへば消滅す、

火尅金 金は火にあへば形を損ず、

金尅木 木は金にあへば斬りからさる、

木尅土 土は木にあへば其性を薄ふす、

土尅水 水は土にあへば止めらる

以上五行の相尅、此中に又生あり、水火を尅すれども、火、盛なれば水の尅するを悦ぶこと失火を消防くにて知るべし、是を既濟功を爲すとす、火、金を尅すれども、土中に出でたるまゝの金は用をなさず、火にきたへて形をなし其用大なり、是を煅煉功をなすとす、金、木を尅すれども、斧を用ひ、鋸を以て其材をなす、木、土を尅すれども土厚ければ木の尅を喜ぶ、是を山林を秀茸すと云ふ、土、水を尅すれども、水盛なれば土の尅するを悦ぶ、堤を築きて洪水を壅ぐにて知るべし、此類みな尅して却て美をなす處あり、これを尅中に用ありといふなり、相生は河圖の北より東、東より南と序ずる數、相尅は河圖の生數、洪範また是にありて地の五行たがひに生じて用をなし、又たがひに尅して其用いよ／＼大なり、も尅も循環して端なし、是乾坤自然の玄妙なり、生尅制化といふこと生中に尅あり、尅中に用あるが制なり、天地造化の道具なるゆへ、化といふなり、五行は天地の間の五つの氣にて、大に論ずれば不増不減のものなり、たとへば千歳の古樹を伐て、薪となし火に投せんは、木の質は滅して跡なし、然れども元と是れ一粒の種に木を生ずる理を備へて、兩葉より生ひ立ち、追々繁茂せしものにて、薪は摧けば別に若樹を生む盡る期なく、天地の間の木氣に於て聊も増減なし、燈を點すれば火現は

る、吹き消せば形なし、是も火氣に増減なくみゆる、みへぬまでなり、人畜の軀の暖かなるは、天地の火氣を得て生るゝゆへかりものなり、死すれば暖去りて冷ゆる、かりたるとかへしたるとなり、此處に温を掘り、其土を大海に投げ捨てんに、此處の土、彼處にうつるまでなり、土の減じたるにあらず、温にたゝゆる水も、新に増したるにあらず、土中にありし、温となりて現はれたるまでなり、金氣増減なきは甚だ見安し、此國満潮なれば、万里彼邦は干沙なり、此地急に暴雨ありて、水潦溢れ流るゝ、此れも彼地にて蒸し昇らせ雲と起ちし水氣の散したるに、暫時霽れ来て濕へる平地忽ち燥く、形はかわけども氣は其處を去るまでなり、水を小さく歸れば、睡にて紙をぬらし日に干す、此睡は己がものと思へども、都て天地の間の水にて、生れ出る時天地のかりものなり、扱日に干したる睡はかわき、水の形は干去れども、五行の水氣に於て減ずるにあらず、下水を浚へ、川へ流し、海に入る水は遠く去りたりとも、消滅せしはあらず、五行の大なるを知て始めて天地を語るべし、目前の形の有と無とを以て説かばいかんぞ其理に達せん、

更に八門遁甲或問鈔尋難ふる所を採萃して左に掲ぐべし、

水生木とは水は木の母なり、水つくれば木枯る、根を伐りたる木も水に浸し置けば暫くも生し

居る、又諸木の葉を見るに未だ熟せざる前は皆水なり、諸花も同じ揉破れば皆水なり、これ水生木の理なり、

水生火とは木は火の母なり、木なくては火の燃ることなし、木盡くれば火消ゆ、又深山には諸

木風の爲めに摩れ合ふて火出る、是れ水生火の理なり、

火生土とは諸の物燃るときは火なり、消ては則ち灰となる、是れ灰と土とは一昧なり、故に火

生土と云ふ、人或は曰く、地震ふ時破裂して火出つることあり、是れ火の土中に含めるなり、

何ぞ土生火と謂はざると、其説理あるに似たれども極めざるものと謂ふべし、

土生金とは金は土より生ず、本朝にも金山あり、是れ土生金なり、然るに人亦曰く、前の土生

火を非となさば、何ぞ土生木と謂はざると、夫金は何れの土地にも生するものならず、木は至る

處に生せざるはなしと、其理至極せりと雖も、木は水の生する所にして、何ぞ兩母あらんや、

金は諸の礦類最も多くして、沙石も亦礦質の部分なり、何ぞ必ずしも金は何れの地にも生する

ものならずと謂はんや、是れ土生金の理あるごと明かなり、

金生水とは金を火にて炙れば上に水浮く、是れ金生水なり、又金石一昧と云ふ説あり、喩へば

井を掘るに底に至りて沙石に掘當て水出る、故に金生水と云へり、

水尅火とは水を注げば火消ること明かなり、

火尅金とは火能く金を鎔解す、是れ火尅金の理なり、

金尅木とは金よく諸木を截切す、故に金尅木なり、

木尅土とは木を植んと思ふときは、先づ木を植る程の間土を穿ち取る、是れ木尅土なり、又木よく土を壓す、又諸木よく根を諸方へさす、皆木尅土なり、

土尅水とは水よく川海を流る、然れども堤を築きて之を埋れば流れ没すこと能はず、是れ土は水に尅つの理なり、

此生尅の説明と前書の説明とを比較して、其妄を辨するに、水生木とは木は水によりて生長する故なりとの説明なれども、木の生するには獨り水を要するのみならず、日光も、空氣も、土地も、共に之を要するなり、若し其中水生木と云ふを得るときは、之れと同時に土生木と云ふを得へく、又日生木(火生木)と云ふを得へき理なり、且つ水は木を生出するにあらず、寧ろ其生出の媒介をなすのみ、焉ぞ水木を生すと謂ふを得んや、次に木生火とは、水なくては火の燃ゆるとなしとの説明あれども、油なくては亦火の燃ゆることなく、石炭なくては亦火の燃ゆるとなきを以て、水(油)生火若

くは土(石炭)生火とも同時に云ふことを得べき理なり、又木を摩すれば火生すとの説明あれども、金と金と相摩し石と石と相摩するも共に火を生するにあらずや、然らば金生火と云ふへき理ならずや、次に火生土とは火にて物をやけは皆灰となりて、土に歸すと云ども、是れ火土を生するの説明となし難し、例へば枯葉を火に投すれば、灰となるも、枯葉は其儘土に埋めて腐らせても土に化するにあらずや、縱令又火にあらされば枯葉を化して土に變することなしとするも、是れ唯火は變化の媒介をなすのみにて、決して土を生するの意味にあらず、且つ火は水を温めて之を蒸氣に變することを得るも、之を土に變する能はず、又火は金をとかすことを得るも、金は矢張金にして火の爲めに土となるにあらず、次に土生金とは土中に金を掘出すを引き來りて説明となせども、土を掘れば水を出すことを得るを以て土生水とも云ふことを得へく、木は土より生出するを以て、土生水とも云ふことを得べく、地震にて地の裂けたるときは火を吹き出し、及噴火山は常に火を噴出するを以て土生火とも云ふことを得べき理なり、次に金生水とは金を火にて炙れば水を其上に浮ふると云ひ、沙石を穿てば水出つると云ひ、金をとかせば水の如くなること云ふ

が如き説明あれども、其の妄は余か辨を待たずして明かなり、又萬曆大雜書三世相大全には其證を示して曰く、金銀や銅鐵ある所は皆水あり、諸國の金山を掘るに水の爲めに妨げられて掘り難き故に、水ぬきの穴を掘るを見て知るべしと云ふ、是に至て附會も亦極れり、

次に水尅火とは火は水によりて滅すとの説明あれども、水は火によりて蒸發して其形を失ふを以て、火尅水とも云ふことを得へき理ならずや、火尅金とは金は火に遇へば形を損すとの説明あれども、火は木も水も其形を損せしむる力あり、故に火尅木とも云ふことを得へき理なり、金尅木とは木は金によりて斬らるゝとの説明あれども、木を殺すものは獨り金のみにあらず、且つ金は土石も破ることを得るを以て、金尅土とも云ふことを得へき理なり、木尅土とは木は土を壓し、又土を穿つとの説明あれども、土を穿つものは鋤鍬の如き金器に若くものなきにあらずや、土尅水とは水は土にあへば其行を止むとの説明あれども、水の流を止むるものは金も木も土と同様なり、且つ水は却て堤防を破り山を崩す力あるにあらずや、此の如きは水尅土と云はさるへからず、

古來五行について種々の説明あれども、大抵皆此類にて今日の學理に照しては更に厘毛の價值なき者なり、但し今一例を此に擧げて其妄を示さんとす、即ち天地或問珍と題する書あり、其中に雪の色の白きは如何なる事にやとの問ありて、之に答ふる文に曰く、

凡そ五行の色と云ふときは、木は青く、火は赤く、土は黄に、金は白く、水は黒し、然れば雪も水なるによりて色の黒かるべきに、白は是れ母の色なり、母の色と云ふは其生する木を母といふ、縦令へば水生火とて錐を以て木を揉むときは火出るなり、故に火の母を木とす、火の燃る中に必ず青き所あり、又燈の根も色青し、是れ母の色なり、火生土とて万物皆火に焼かれて土となる、故に土の母を火とす、土の色は黄なれども赤土あり、是れ母の色をあらはすなり、金は土より生ず、故に金の母を土とす、金は色白き物なれども、母の土の色をあらはして黄金あり、又金生水とて水は地中の金より生ず、故に水の母を金とす、さるによりて水の色は黒けれども、母の金の色をあらはして、雪の色は皆白し、消ゆるときは水となりて、本體の色黒を顯す必然の理なり云云、

此の説明に至りて實に妄証も亦甚しと云はさるべからず、又陰陽方位便覽には四

時の循環の理を以て、五行の生尅を説明し、木は東に位して春を主どり、火は南にして夏、土は中央にして四季、金は西にして秋、水は北にして冬となすも、何故に此の如き配合を用ふるかに至りては必然の道理なきは明かにして、畢竟空想臆斷に過ぎず、例へば春は草木生長するを以て木に配するか、然るに木は毎春地中より發生するにあらずして、唯新芽を枝上に開くのみ、而して其新芽も三月以後に至りて發生するなり、唯草は年々春期に發生するを以て、木を春に配するよりは、寧ろ草を配するを適當となす、故に若し五行は四時の變化について起りたるものならば、木火土金を水を變して、草火土金水となすべし、又春は東風吹くを以て、其方位を東に取るとするか、風の方位は地形位置によりて異なるものなれば、決して春の風を東に定むるを得ず、又秋は物を殺すを以て金に配するも、秋に至りて草木の枯死するは氣候の寒冷なるか爲めなり、故に物を殺す力は冬に至りて一層甚しければ、冬は金より一層銳利なるものを以て配せざるべからず、然るに水を以て之に配するは、亦其實に合せざるを知るべし、且つ夫れ五行の四時の配當は、支那の如き地球上赤道以北の煖帶地方に限ることにて、之を赤道以南の國に於いて論すべからず、此の一事

について考ふるも、其の説たるや、支那人の妄想たること火を觀るか如く明らかなり、然るに草木子と題する書中(第一管窺篇)天地の開發に方りて五行の次第に其形を成せる順序を左の如く説けり、
 天始惟一氣爾、莊子所謂溟滓是也、計其所先莫先於水、水中滓濁歷歲既久精而成土、水土震蕩漸加凝聚、水落土出遂成山川、故山形有波瀾之勢焉、於是土之剛者成石而金生焉、土之柔者生木而火生焉、五行既具適生萬物、萬物化生而變化無窮焉、
 此論は、希臘のタールス或はスター學派の天地説に近く、大に道理あるに似たれど、是れ亦近世の學説に合すること能はざるは明かなり、故に五行を以て有形の方有の上に考ふるときは、如何なる説明を用ふるも、到底妄説たるを免れず、若し之を無形の氣なりとし、天地間に万有を形成すへき五種の氣あるものに與へたる名稱なりとするときは、幾分か實際上の不合理を免かるゝことを得べし、然れども天地の氣に何故に此五種ありや、何を以て其實在せるを證せしやを難問するときは、無證の空想に歸するより外なし、畢竟するに、五行の原理既に大に誤れり、之を人事の

上に應用するに至りては、妄の又妄、豈余か辨を待たんや、余参考の爲めに、自娛集卷四に五行生克論と題する一篇ありは左に掲記すべし、

五行相生、只是言四時之代運、四氣之迭盛、其次序如此而已矣、蓋春木生、夏火、夏火生土旺、土旺生秋金、秋金生水、冬水、冬水生春木、其相生自如此也、非言五行之形質、本始必資之而生也、若言其形質之初生、則須如水火木金土之序也、蓋如木生火、只是言有火而後可以薪相傳也、非言其始自木生火也、蓋水火者陰陽之徵兆、而先金木而生也、非資、金木之氣而始生也、若言鑽木即生火、則石亦火生、非一生于木而已、如火生土、若言火焚物則忽成灰、灰化而後爲土、則尙可也、然木之腐朽亦生土、若言土之始生時、資火而生、則不可也、蓋土即地、地之始生也、與天相對而成、混沌之氣、輕清者運轉爲天、重濁者凝聚而爲地矣、然則土豈資火而後成者乎、如土生金、誠是如此、如曰金生水者、最無理、水火者陰陽之始生者、如前所言也、天下水多金少、天下幾多之水、豈待微眇之金氣而後生乎、水生木者、固有此理、然土能生木、非其初生皆特自水而生木也、且五行之相克亦必不然、如木克土、無此理、木資土而生、不可言克土、土克水、此以堤防而言、耶、或水中加土而混雜、則水忽汚濁、久而乾涸、是以謂之土克水耶、然水之生土中、由至

陰之氣聚潤而出、猶木之自土而生、然則謂土生水、惟可也、蓋土之克水者、較小、而水之自土生者、常多矣、唯如水克火、分明是如此、然火煎熬則水亦耗盡矣、謂之火克水、亦可也、如火克金、亦固如此、然金以火鍛鍊而成、則金亦有資火而成、不可偏言火克金也、如金克木、固是如此、然火之焚木也、盡滅形質、可謂火克木也、夫生克之理、古人之說、固有必然者、復有心不然者、只是四時相生之序、而非萬物自然之常理、以此爲常理、意是術者之說、附會牽合之論而已、恐非聖賢至當之達論也、

此に至りて余の五行論を歸結するに、其要點は左の數條にあり、

第一に、五行家は五行を以て天地万有の元素と考ふれども、是れ古代の妄説にして決して今日の學説の許す所にあらざること、

第二に、假りに五行は万有の元素なりと許すも、其生尅の理は理論實際共に合格せざる附會説にして、今日の社會にありて談るべからざること、

第三に、假りに五行生尅は道理に合するものと定るも、之れと人事とは全く關係なきものなれば、五行の順逆によりて吉凶を判定するは妄中の妄説なること、

第四に、假りに五行と人事と關係ありとするも、支那及其隣邦一二の國を以て限

りどせざるべからず、決して之を全地球の諸國の上に應用して論す可らず、之を要するに今日我邦にて五行を唱ふるものは、支那崇拜の最も甚きものにして自ら妄の妄たるを知らざるものなり、何者其論者は曰く、此説は書經の洪範に出て聖賢之を傳へりと、是れ支那の太古を以て圓滿完美の黄金世界となし、禹王箕子の如きを以て萬學諸理に曉通熟達せるものと信し、諸學諸術の道理一切支那にありて具備せりと考ふるものなればなり、何ぞ其見の井蛙にひとしきや、是れ實に管中の天地に住するものなり、豈其愚を笑はざるを得んや、既に五行の原理の妄誕不經たる以上は、之れに本きて講ずる所の開運觀理の諸術は問はずして其妄なるを知るべし、若し我邦の五行家にして余が批評に服せざるものあらば、宜く泰西に行はし所の哲學を講究して靜に考察すべし、必ず大に悟る所あらん、是れ余が五行を以て陳腐説となす所以にして、之に代用すべき今日の學理に本きたる新法を組織せんことを企圖する所以なり、其方法に至りては本部門講義の結論を待て之を公にすべし、

第十九節(十干十二支) 十干十二支はまた五行の配當より出でたるものにして、十

干は天に配し、十二支は地に配す、天にありては氣にして、地にありては形を成す、其氣は之を寒暑燥濕風の五運とし、之を五行に配すれば、寒は水氣、暑は火氣、燥は金氣、濕は土氣、風は木氣なり、此の五種の運氣地に降りて、木火土金水の五行の形象をなす、之を十二支に分つ、十二支に鳥獸の名を命じたるものは、唯便宜に従ふのみ、決して鳥獸其の物に意味を有するにあらず、名けて之を干支といふは、幹より枝を生ずるが如しとの意なり、此の十干十二支を五行四季方位に配當すること左の如し、

甲乙	春	木	丙丁	夏	火	戊己	土	庚辛	秋	金	壬癸	冬	水
亥子	北	水	寅卯	東	木	巳午	南	申酉	西	金	辰戌	中央	土

十干十二支の起原につきては、歴日講釋及び河圖洛書示蒙抄等の諸書に示せるも、今此には示蒙抄の文を擧ぐべし、

清陽は天となり、五行彰て十干立つ、濁陰は地となり、八方定りて十二支分る、運移り氣遷りて歳々盈虚紀すべし、上下降して物々變化期すべし、支干配合して共に妙用に臻るゆえん也、而して干の目何人に始るや詳ならざれども、黃帝の大撓甲子を造りて時を正す云々、

十干に陽干陰干の二種あり、甲乙は共に木性なれども、甲は其の性強く、乙は其の性

弱きを以て、其の一を陽干とし、他の一を陰干とす、通俗に十干を稱してエトといふ、なほ兄弟といふか如し、甲は兄にして乙は弟なり、此の十干を十二支に配當するときは六十支となる、之を年に配すれば六十歳にして干支一周するものとす、其の六十支につきて各支各管性質を異にするなり、之を納音と稱す、其の配當を示すこと左の如し、

甲子乙丑	海中金	戊辰巳巳	森木	壬申癸酉	銅金
丙子丁丑	澗下水	庚辰辛巳	銀金	甲申乙酉	井泉水
戊子己丑	竈火	壬巳	長流水	丙申丁酉	山頭火
庚子辛丑	壁土	申辰乙巳	燈籠火	戊申巳酉	大澤土
壬子癸丑	桑木	丙辰丁巳	砂中土	庚申辛酉	柘榴木
丙寅丁卯	爐中火	庚午辛未	路傍土	甲戌乙亥	葬火
戊寅己卯	深山土	壬申癸未	楊柳木	丙戌丁亥	屋上土
庚寅辛卯	松柏木	甲午乙未	砂中金	戊戌己亥	平地木
壬寅癸卯	鐘金	丙午丁未	池水	庚戌辛亥	鈔金

干支の起原及び名稱につきては中古叢書及和漢曆原考に出てたるものあり、参考のため左に之を掲ぐべし、

一、幹支起原

世本曰、大撓造甲子、呂氏春秋曰、黃帝師大撓、黃帝內傳曰、帝既斬蚩尤、命大撓造甲子、正時、月令章句曰、大撓探五行之情、占斗剛所建、於是始作甲乙、以名日、謂之幹、作子丑以名月、謂之支、支幹相配、以成六旬、
劉氏通鑑外紀云、黃帝命大撓、探五行之情、占斗剛所建始作甲子、甲乙、丙丁、戊己、庚辛、壬癸、謂之幹、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥、謂之支、枝幹相配、以名日、而定之以納音、
明遠按、幹支之稱、難詳其所始、但紀歲定時待此而不紊、則其起于上世也可知矣、然則其以爲黃帝命大撓者或可據焉耳、通鑑外紀、皇王大紀等書、又爲始於天皇氏、而以關逢困敦等之名爲其所定、夫天皇氏邈矣尙矣、以荒洪之世、安得有其所稱謂邪、此蓋以司馬貞補史記收其歲名于天皇氏之下、故就爾雅所言而耳、是以今不取云、

二、幹支名稱

周禮春官馮相氏云、十有二辰、十日、賈公彥疏云十有二辰者謂子丑寅卯之等、十日者謂甲乙丙丁之等、
史記律書云、斗母、十二子、素問六節藏象論云、天有十日、日六竟而周甲、又本病論云、天地二甲子、十干、十二支、

禮月令云、春其日甲乙、夏其日丙丁、中央其日戊己、秋其日庚申、冬其日壬癸、
靈樞陰陽繫日月篇云、寅者正月、卯者二月、辰者三月、巳者四月、午者五月、未者六月、申者七月、酉者八月、戌者九月、亥者十月、子者十一月、丑者十二月、

淮南子天文訓云、凡日甲剛乙柔丙剛丁柔、以至壬癸、甲乙寅卯木也丙丁巳午火也戊己四季土也、按四季謂辰、庚辛申酉金也、壬癸亥子水也、又云、正月指寅、二月指卯、三月指辰、四月指巳、五月指午、六月指未、七月指申、八月指酉、九月指戌、十月指亥、十一月指子、十二月指丑、終而復始、

天中記引蔡邕獨斷云、十幹也、其名有十、亦曰十母、即甲乙丙丁戊己庚辛壬癸、是也、支枝也、其名二十有二、亦曰十二子、即子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥是也、明遠按、十干陽

也、以爲日名、而屬天之運行、是十其五行、各有陰陽、蓋甲者木之陽、乙者木之陰是也、十二支陰也、以爲月名、而配地之方位、是十二其五行、亦各有陰陽、蓋亥者水之陰、子者水之陽是也、

三、幹支名義

(甲)史記律書云、甲者言万物部符甲而出也漢書律歷志云、出甲於甲、許慎說文云、甲位東方之孟、陽氣萌動、从木戴孕甲之象、鄭玄月令註、劉熙釋名所解、同律書、(乙)律書云、万物

生軋軋也、律歷志云、奮軋於乙、白虎通云、乙者物蕃屈有節、釋名云、乙軋也、自抽軋而出也、說文云、乙象春艸木克曲而出、陰氣尙強其出乙乙也、徐曰、乙乙未展也、(丙)律書云、陽

道著明故曰丙、律歷志云、明炳於丙、釋名云丙炳也、物生炳然皆著見也、月令註同、(丁)律書云、丁者言万物之丁壯也、律歷志云、大盛於丁、釋名云丁壯也、物壯皆丁壯也、白虎通云、

丁者強也、(戊)律歷志云、豐楙於戊、月令註云、戊之言茂也、万物枝葉皆茂盛、類書纂要云、戊者固也、三陰彰露、物已成、固也、(己)釋名云、己紀也、皆有定形、可紀識也、月令註云、其

含秀者抑屈而起、白虎通同、類書纂要云、己者已也、言陰氣殺物、物將收成也、(庚)律書云、陰氣庚万物、故曰庚、釋名云、庚猶更也、庚堅強貌也、說文云、万物庚有實也、月令註云、庚之言更也、万物蕭然改更、律歷志云、斂更於庚、(辛)律書云、万物之辛生、故曰辛、律

歷志云、悉新於辛、白虎通云、辛者陰始成也、釋名云、辛新也者皆收成也、月令註云、秀實新成、(壬)律書云、壬之言任也、言陽氣任養万物於下也、律歷志云、懷任於壬、釋名云、陰陽交接懷妊也、至子而萌也、(癸)律書云、癸之言揆也、言万物可揆度、故曰癸、釋名云、揆度而生、乃出之也、月令註云、揆然萌芽、(子)律書云、子者滋也、言万物滋於下也、律歷志云、孽萌於子、釋名云、子孽也、陽氣始萌、孽於下也、白虎通云、子孽也、孽無已也、(丑)律書云、丑者紐也、言陽氣在上未降、万物厄紐未敢出、釋名云、丑紐也、寒氣自屈紐也、(寅)律書云、万物始生蟄然故曰寅、律歷志云、引達於寅、釋名云、寅演也、演生物也、(卯)律書云、卯之爲言茂也、言万物茂也、律歷志云、胃卯於卯、師古曰、師發生也、說文云、卯胃也、二月万物胃地而出象開門之形、釋名云、卯胃也、胃土而出也、(辰)律書云、辰者万物之歷也、律歷志云、振英於辰、說文云、辰震也、三月陽氣動、雷電振、民震時也、釋名云、辰伸也、物皆伸舒而出也、(巳)律書云、巳者言陽氣之已盡也、律歷志云、巳盛於巳、白虎通云、巳者物必起、釋名云、巳巳也、陽氣畢布巳也、(午)律書云、午者陰陽交、故曰午、律歷志云、粵布於午、白虎通云、午物消長、釋名云、午件也、陰氣從下、上與陽件逆也、(未)律書云、未者万物皆成、有滋味也、律歷志云、

昧、菱於未、師古曰、菱蔽也、白虎通云、未昧也、釋名云、未昧也、日中則昃向幽昧也、說文曰、五行木老於未、象木重枝葉也、(申)律書云、申者言陰用事、申賊万物、故曰申、律歷志云、申堅於申、釋名云、申身也、物皆成其身、各申束之使備成也、(酉)律書云、酉者万物之老也、淮南子云、酉者飽也、律歷志云、留熟於酉、白虎通云、酉者老物收斂也、釋名云、酉秀也、秀者物皆成也、(戌)律書云、戌者万物盡滅、故曰戌、律歷志云、畢入於戌、釋名云、戌恤也、物當收斂於恤之也、亦言脫也、落也、(亥)律書云、亥者該也、言陽氣藏於下、故該也、孟康云、閔藏塞也、陰雜陽氣藏塞、爲万物作種也、律歷志云、該閉於亥、釋名曰、亥核也、收斂百物、核取其好惡真偽也、亦言物成皆堅核也、之を要するに、干支は全く五行に基くものなり、故に已に五行の不合理なる以上は干支も亦不合理なると辨を俟たず、且つ干支の説も地球の一隅に位せる支那一國にありて想像したる井蛙の見にして、世界全軀の上に觀察して得たるものにあらざること明かなれば、學術上考究する價值なきことは勿論なり、况んや之を以て人の性質に配し、之により運不運吉凶等を占定するは、其不稽も亦甚だしといはざるべからず、其詳かなるは後の鑑術篇に於て論すべし、

(七四)

第二十節(二十八宿) 二十八宿は支那古代の天文説にして、今日の天文學に照して取るに足らざること論するまでもなし、然るに此の二十八宿を人に配當し、之によりて亦吉凶等を占定するは、其の妄干支五行と異なることなし、二十八宿は天界を分位して東西南北四方に各七宿を配したるものなり、其の表左の如し、

東	角	亢	氐	房	心	尾	箕
西	斗	牛	女	虛	危	室	壁
南	奎	婁	胃	昂	畢	觜	參
北	井	鬼	柳	星	張	翼	軫

此れ等各宿の位置性質等に關しては之を述べたる諸書少からざれども、今は必要なきが故に之を略すべし、近くは和漢三才圖會卷二を見るべし、此星宿の起原につき漢事始に左の如く記せり、

馬總か通曆に云、地皇氏星辰を定め玉ふ、後漢の天文志の注に云、黃帝星次を分ちたまふ、禮記に云、帝嚳よく星辰を序て給ひぬ、これによりて見れば地皇氏始て星辰とし、黃帝又之を名

つけ、帝嚳に至てその序をなせるなるべし、劉昭か補漢志には、黃帝星次を定め玉ふとあれば、十二次二十八宿の度、みな黃帝より之を始め玉ふ(以上事物紀原)、先儒の説を按するに、星は是氣の精英の凝聚するもの也、蓋し天の積氣を辰とす、凡そ天の星なき所みな是辰也、猶ほ地の土の如し、積氣の中光耀あるものを星とす、二十八宿及衆星是也、猶ほ地の石の如し云云、

又宿曜經に星宿の事あり、

夫取宿直者、皆月臨宿處、則是彼宿當直、又月行有遲疾、宿月復有南北前後隨合、如何可知、則以後頌言「求之可解、頌曰、

六宿來、到名合月

十二宿月左右合

九宿如、積隨母行

從奎宿、數應當知

頌言「六宿未到名合月者、則從奎婁胃昂畢觜、此六宿月未到宿、則名彼宿直也、十二宿月左右合者、即參井思柳星張也、九宿如積隨母行者、則配月爲月、配宿爲積、則月居宿前、宿居月宿、如積隨母之像也、常以此頌復驗之於天、則宿月用之無差、此皆大仙密説也、

又俗間に二十八宿の占法を用ふるものあり、近年印行せる天元二十八宿指南と名くる書の序に、古へ聖人易をつくり八卦を遺して、天下庶民に授け、智識を導き玉ふ、

(七五)

されば此天元二十八宿も則ち易學の一にして、我れ彼れと共に開運家福を願はんと欲するものは、信じて疑ふべからざること明なりとありて、其の中に二十八宿によりて吉凶を知る方法を指示せるも、これ固より信ずべきものにあらざり、而して其の説くところ皆五行説に本づくものなれば、其の妄亦干支と異なることなし、

第三講 占考篇

第二十一節(占考論) 占考とは天然の間に自然に起りたる現象變化を觀察して、吉凶禍福を考定するものをいふ、例へば天氣を見て吉凶禍福を判じ、或は草木によりて祥瑞を知るか如き皆此の類なり、其の中にも天氣の晴雨、年の豊凶を豫知するか如きものは、多少從來の經驗より來れるものなれば、全然之を以て妄説となすこと能はずと雖も、天地自然の現象變化を觀測して直ちに人事上の吉凶禍福を判定せんとするか如きは、毫も必然の道理あるものにあらざり、而して今此等の想像の世に起りし次第を考ふるに、畢竟一は世界に有意の神ありて万有を支配し、人間も亦万有と同様に其の支配の下に立ち、神は人間の善惡を賞罰するに天地の上に變化を起して其意を示すものなりと信せしによる、或は天人もと皆一氣なるか故に、天

地人三才の間に自ら氣の交感應合するありて、一方の變動は必ず他方に表現すへしとの想像に基きしに由る、第一の有意神の説は耶蘇教等のいふ所にして、第二の交感説は儒教の理氣論を立つるもの、説く所とす、然れども此の二者は今日の學術上より見るときは共に許すべきものにあらざり、よしや支那哲學の所謂天地一氣論の如きは頗る道理あるものなりとするも、之を實際に應用して人事上の吉凶禍福は總て天地自然の上に顯現するものなりといふに至ては固より論理に合せざる妄説なり、若し果してかゝる道理の成立するとを得るものなりとせば、天地の現象によりて獨り人間の吉凶禍福を判じ得るのみならず、亦之によりて草木の變化をも察し得べく、草木の變化によりて更に禽獸の災害、禽獸の災害によりてなほ山川の變動をも知られ得べき道理なり、また何ぞ必ずしも人事の吉凶禍福のみに限るの理あらんや、さりながらかゝる説の詭妄なることは苟も事理を辨ずるものには證明を要せずして知るべし

第廿二節(天氣豫知法) 占考法中獨り天氣豫知法は多少從來の經驗によれるものなれば幾分の道理ある者なりと雖も、一般に世人の信する所の中には妄説とすべ

きものも亦多し、例へば十干十二支の上に於て甲子の日には天氣如何、丑の日、辰の日は如何など、干支を日に配して晴雨を判断するが如きは皆取るに足らず、其の他天文の有様より推測すと稱するものも、人智未開の當時の經驗に基くものなれば、原因結果の關係をも究明することなく、僅かに二三の事實より臆測して得たるものを不變の理法と定めたるものなれば、是れ亦固より信すべきものにあらず、さりながら天氣豫知法と稱するもの、中には多少参考となるべきものもあれば、數書に見えたるもの、中より左に掲げて讀者に示さん、先づ其引用参考書目を掲ぐる

(七八)

- 廣益秘事大全 旅行用心集 日用晴雨管窺 東方朔秘傳置文
- 初學便裝集 萬寶鄙事記 錦囊智術全書 日本居家秘用
- 花月草紙 安政雜書萬曆大成 日用早覽初編 年中吉事鑑
- 掌中和漢年代記 相庭高下傳 商家秘錄 曆日講釋
- 新撰八卦 曆講釋 天保大雜書 和漢三才圖會
- 博物筌

次に天氣の晴雨は部類に應して左の如く分つ、其中重複したるものもあれども、異書に出づるものなれば其儘之を掲ぐ、

晴の部

數日、雨降りて、後、朝くもりて、やう／＼遅く晴るゝはよし、○日の入るとき、よく照るは晴れ、又日入、雲赤けれども、其色かはらず、漸く薄くなりて消ゆるはよし、又日の入るとき雲なく、日のかたち見えて入れば、明日も雲はれて、天氣よし、赤き雲氣日の上下にあり、色變せずして、漸く薄くなるときは、晴れて又風も吹かず、○日に耳ありて南にあるは、晴、兩方に耳ある時は、雨なし、又耳ながくして下へたるゝは、久しく、晴と知るべし、○月の暈、忽ち消え去るは、晴なり、○西風、北風は多くは晴、就中北風は西風より愈よし、戌亥の風は必ず晴るゝ故に、戌亥風を日吉と云ふ、○日の入るとき、よく照るは晴、○節季交るの日、暮霞するは、必ず晴天なり、雪中に雷あれば、百日まさに晴多きなり、○日月の暈氣全く去るものは、晴の兆なり、○流星東より南へ向ひ去れば晴なり、○天の河に若し雲氣往來することなく明朝なれば、其旬中は必ず晴多し、○六甲の日、(六甲とは、甲子の日を一甲とし、甲寅の日を二甲とし、甲辰の日を三甲とし、甲午の日を四甲とし、甲申の日を五甲とし、甲戌の日を六甲とす)、天氣晴明なれば、一旬十日の中、晴れ多し、○雨天に於て、琴、三味線、鼓、太鼓の鳴音爽かなるは、翌日晴る兆也、鶯、夕方に鳴けば、明日晴るゝなり、○鶴仰きて鳴くは、晴を告ぐる

(七九)

なり、雨後に天曇りても一星の見るべきあれば、其夜、必ず晴れ、明日も晴るゝものなり、虹の下雨ふるは、晴れ、○朝西に紫の雲立つは、晴のしるしなり、○久しく雨降りて後、雲巽へ往けば、晴るゝなり、○日の出るとき、雲日に向ひて東の方へ行くは日和よし、日の出るとき、虹たつも日和よし、東の方に立つもよし、朔日晴れて、日和よければ、三日までよく、三日までよければ、十二三日までよし、十五日(望日)晴て天気よければ、十二日間打續きて天気よし、三日月のさき、とがるも、日和よし、又四日月のさきとがり、月の光りつよければ、其月中、日和よし、○四、五、六月までは、西風、南へまはれば日和よく、十一、十二、正月までは、まぜ、西南へ回れば日和よし、○いなびかり、みだれてきらめくは、雨晴れて、風も吹かずと知るべし、其の南風は日和なり、○雉子の尾を立て置て試むるに、尾、直にたてば必ず日和なり、朔日日和なれば其月中日和多し、久しく雨ふれば庚の日晴る、久雨はまた丙丁に晴る、○狗青草を喰へば晴る、○秋の夜ばかりは北風にて晴る、○暮霞千里を行くべしと云ふことあり、晴るゝことなり、○二月の末、三月の初旬、山野霞むは、朝十時迄曇るとも、西風又は北風にて吹きあげ、四ツ過よりは晴るゝことゝしるべし、夏至東南の風あれば晴る、

雨の部

物て夜の十二時晝の八時若くは四時より降り出す雨は長雨にて、晝の十時若くは六時の降出しは暫時にして日和となり、又夜の八時、四時及晝の十二時の降出しは大抵バラ／＼雨にして長

く降ることなく、晝の二時六時及夜十時の降出しは、僅か半日を待たば忽ち晴天日和となるなり、○東風は通常雨になるべきものなれども、入梅と土用には降りつゝき来りたる雨も却て晴れ、東風急なるときは夜晴れを司る、春夏、西北の方より吹き来る風は雨を報じ、秋、西より吹けば雨必ず降る、冬の日、南風吹けば霜を司る、西風、北西風は日和にして、東風、南風は雨風なり、○流星南へ飛べば晴れ、西へ飛べば雨降り、月の出色の白きも雨、月のかさに星あるも雨、月の光強きも雨、朝、虹、西に有るは三日の中に雨降るの兆なり、○雨降らんとしては礎濕ふものなり、鳥水をあびるは必ず雨の印、鳩鳴てかへす聲あれば晴れ、かへす聲なきは雨の印なり、朝に鶯鳴けば雨降り、夕に鳴くは晴るゝなり、竈の煙もヤ／＼として下へさがるは雨にして、直に立身りて滞るなきは晴れなり、○天一太郎、八専次郎、土用三郎、寒四郎とは、天上が朔日にあたるを天一太郎と云ひ、八専が入て二日目を八専次郎と云ひ、土用が入て三日目を土用三郎と云ひ、寒が入て四日目を寒四郎と云ふ、何れも此日に於て雨降るときは、天氣あしくなるものなり、○又出雲、入雲にて日和を豫知すること、國によりて異り、大坂にて雲のあし丑寅の方へ行くを入雲といひて雨となり、又未申の方に行くを出雲と云ひて此も亦雨となれども、風強く吹く時は日和になることあり、○天氣、時候は國所によりて異り、同一の定義を以て之に附すべからざるも、大凡關東は、西風にて晴、東風にて雨降る、關西は、西風にて雨降り、東風にて晴るゝが通常なり、

雨降豫知に關する古語あり、即ち

降 霧 照 霧 立 霧 降 霧

ふつきりは、てつきり、 たつきりは、 ふつきり、

右の語は一般日和を知るの妙語にて、霧降れば天氣となり、霧立ち上れば雨となること疑なし、其語簡にして、其實に當れるは妙語と云ふべし、○日の出、黒きは雨にして、青く白きは風雨なり、又日の出づるとき晴れ、やがて曇りて晴ざるは、又風雨となるべし、數日雨降りて後ち日出で、はやく晴るは却て雨降る、○日の入る時、よく照るは晴れ、雲の中に日入るは、夜半の後に雨となる、然らずば明日必らず降る、黒雲日の入につまは、明日天氣よからず、○日に耳ありて、北に見ゆるは雨、○新月仰のきて上にたまりあれば其月雨多し、新月の下に黒雲横はれは、翌日雨降る、○月始めて生じ、形大にして幅小なるは、三日の中に雨ふる、○日の色、赤く、夜、月の色白きは、雨の兆なり、○久雨の時、暮れかた俄に雨止み、雲ひらけ、満天星見ゆるは、其夜に天氣おしくなり、翌日必らず雨ふる、星、常より大に見ゆるは雨なり、○日の暈は雨降る兆なり、但し朝日にかさありて、やうやくに消ゆるときは晴なり、○月の暈は雨、黒氣あるも雨、しかれども春霞、花曇りなど云ふことあれば、たとひ暈ありても雨降らざることあり、○東風急なれば蓑笠を備ふべし、東北風も雨、南風は、その日忽ちには降らず、明日若くは其日の暮にか必ず降る、○春北風吹けば時雨多く、秋は西風にて雨ふる、南風は四時とも

に雨ふる、併し南に海あるところ、及東に海を受けたるところは、雨ふらぬところもあると云ふ、○土、死すと云ふ事あり、そは濕多く、濕不足し、又は前年の大寒、小寒に極寒して、水氷とどげざるるとき、大極寒にあうて死するなり、故に田畑の土、春の陽氣をうけて、よくさり、作物よく繁げれども、土、死て氣力なき故に、五穀生長短かくして、虫つくものなり、此年は大風の難はなけれども、霖雨、大雨の難あり、○朝霧急に起れば、必ず大雨あり、久しく陰晦りて、朝忽ちに霧起るときは、午の後に必ず雨あり、朝開き再び覆ふ者は、雨の徴なり、節季交るの日、朝霞は、門を出ずして必ず雨あり、○春、雷始めて起るとき。其聲依々として大に震はざる者は、雌雷なり、其年雨水多し、○凡て雷聲呵烈なるものは、雨、大に降ると雖も、必ず晴やすし、雷聲般々として呵ぶものは、卒然に晴れ難し、○一夜雷、鳴れば雨降ること三日止まざるなり、○初雷、子の方に當て鳴るときは、其年雨降ること多く、辰巳の方に鳴れば、雨電五穀を損ず、○夏月、雨降て後に雷なるは、雨再び大に降るなり、虹、見はるとときは多くは陰雨あり、其色蒼白なる多くは雨なり、○日輪、始て出るときに暈氣あれば、其日必ず雨あり、其色の白きは風雨なり、凡そ日月の暈氣、漸々に盛にして、暈氣中、暗黒なるは、必ず雨あり、○日の出るとき東の方に黒雲いで、又赤き雲あるときは、四五日も打續きて、日和あしく、日の出るとき、若しくは出る前に、日あしさせは、雨又は風吹くなり、○凡て青雲あれば甲乙の日、赤雲は丙丁の日、黄雲は戊己の日、白雲は庚辛の日、黒雲は壬癸の日、何れも雨降る、○

ば必ず雨ふる、猫、青草をかめば雨ふる、蜻蛉、忽ちに亂飛するは雨、蚊、空に集れば雨あり、
 牛、吼ゆれば天曇り雨風あり、晴雨は雉子の尾を立て、試むべし、雨降らんとするときは尾、必
 り垂る、天に雲なくして、北斗の上下に雲あれば、五日の中に大雨降る、夏、俄にあつきは雨
 ふる、春の日寒きは雨多し、○八專に入りたる翌日は雨ふる、俗に八專の丑降りと云ふ、○正
 月元日、未だ出でざるるとき、黒雲、東にあれば春、雨多く、南にあれば、夏、西にあれば秋、北
 にあれば冬に雨多し、立春の後、第五の戌の日を社日と云ふ、此日多くは雨ふる、八月十五夜
 に雲あれば、來年正月十五日雨降る、十二月に於て雷、雪の中になれば曇り、雨降ること久し、
 寒の中に雨多くふれば、來年、雨しげく、水、出づ、○月の廿五日を月交と云ふ、此日雨ふれ
 ば久しく陰るなり、○乙の日、大風ふけば、丙丁の日雨ふる、酉の日、大風吹けば、大雨あり
 と知るべし、○毎月四日、十四日、廿四日の風は番ばんの風と云ふ、此日子、丑にあたるときは雨ふ
 る、○毎朝、水の量を秤り見て、重きは雨多く、輕きは少きなり、春の霜は雨を司り、三日を
 出でずして必ず降る、七月の末、辰巳より戌亥の方へ雲行けば大雨、又は大風と知れ、

早之部

日の色、白く、夜、月の色、赤きは、早せんとする兆なり、○日の暈、赤きは、早、紫なるは、
 大旱なり、○秋の夜、天象を観るに、甚だ遠く見るが如きは、早のしるしなり、明朝、露下ら
 ずして、雨も亦降らず、○春、雷始めて起るとき、其聲拍々と猛烈にして、霹靂たる者は、雄

雷にして、其年旱多し、○初雷、午の方に當て鳴れば、夏旱多し、○雷、申の日に鳴れば、春
 旱あり、○虹西方にあるは旱なり、赤色なる又旱なり、日暈の赤きは旱なり、紫なるは大旱な
 り、○流星、南より東へ去れば旱なり、西より南へ移れば、當年旱水の災あり、日出で、火焰
 の如くなる氣、上にのぼることあるは、大に旱するなり、月蝕の色、赤きは大に旱するなり、立
 春の日、赤き雲氣あらば、大に旱す、○冬至の日、赤き雲氣あれば旱す、秋の、巳卯の日、風
 吹けば、旱することあり、○冬の土用寒すること強ければ、六月の土用旱なり、六月土用に雨
 ふれば、冬の土用に旱と知るべし、○西の方に電あるは旱なり、○春多く雨ふれば夏必ず旱り
 す、春、甲子大雨なれば夏大旱し、夏、甲子に雨ふれば秋旱す、元日に雨ふれば春旱りす、○三
 月三日晴る、ときは旱りし、又三月節の日、晴るれば同じく旱りす、○九月十三日晴るれば、其
 後旱りすることあり、毎年十一月に於て雪少ければ、來年旱りし、十二月朔日風雨あれば來春
 旱りす、○十二月雷なれば、來年旱りすと知るべし、○丁の日、大風吹けば旱りし、巳の日に
 吹けば大旱す、露なければ旱りとす、○立春の日、丙丁なれば多く旱りするものなり、○正月
 朔日に於て、一天雲なきときは一年旱りするものなり、○正月に於て三の巳、三の午あれば、
 大に旱りするものと知るべし、三月三日の夜、蛙なけば旱りす、○日の下に、黒雲の形鶏の
 如とく、又は鷄の争ふ様あるは旱りする事と知るべし、八月朔日に晴るれば冬に達して旱りあ
 り、

水之部

(八八)

月、始めて生じ、形、小にして、幅、大なるは、水の禍あり、○白氣、月をつらぬくと、夏なれば大水あり、黒氣、月をつらぬくと、夏なれば大水、春秋も水、又は曇ると知るべし、○月の傍に黒雲起るは大水、○日の暈、黒きは大水なり、雷、亥の日になれば大水あり、酉の日も亦大水なり、立春の日、黒き雲氣あるときは洪水あり、○冬至の日、黒き雲氣あれば水なり、○蛇、木へ上ることあれば必ず水あり、立夏の日に暈あれば洪水出づ、五月朔日雨降れば、水多し、夏至に日の暈あれば、大水出づ、○七月七日に雨ふれば、八月に水出るなり、○十二月朔日風雨すれば、來夏大水出づ、○酉の日、大風吹けば洪水あり、檀の木、忽然と花開けば大水ありと知るべし、正月に於て、三の亥の日あれば、必ず大水あり、二月に於て雷の始めて起りたる時の聲、亥子の方にあれば其年水あり、十月、雷の中に霧あれば、來年五月の中に水あり、正月歳朝の風、西北なれば、大水ありと知るべし、○雹降ること多きは、大水の徴なり、○酉の日、亥の日に雷なれば、大水あり、初雷、子の方になれば、百川漲る、

風之部

日没の赤青なるは、常に風にして、亂雲飛び、雲の色、紅白なるは、何れも大風なり、又夜、霧降れば、翌日大風吹き、流星東へ飛べば、又風吹く、月の色白きは、風、月の笠かさなれば、大風吹く、○山あざやかに見ゆるときは、陽風にて、山がくられて見えざれば、陰風なり、日の出

赤きは、風、日入つて後、漸く紅のごとくにして、やがて色かはるは、風吹き、若くは雨ふる、日の入る時、雲赤けれども、其色かはらず、漸く薄くなりて消ゆるはよし、○赤き雲氣、日の上下にある時は大風吹き、日の色黄に見ゆるは又風なり、白氣日月の上下にひろくしくは、三日の内に悪風雨あり、月に暈あるは、風必ず暈の欠けたる方より來る、月の初め、二日、三日まで月見えざれば、その月、風雨まげし、○新月、下へそりて、かけたる弓の如く、上にたまりなきは、其月、雨少く、風多し、○白氣、秋月を貫くときは、風ふく、月の上下に黄なる雲、暗く覆ふは大風なり、日の暈、青く赤きは大風、白きは風雨なり、○七八月の頃、大風ふかんときは、必ず虹の如くにして切れたる雲たつ、これを鷗母と云ふ、冬日、くれて風和らかになるときは、明朝又風烈しくなる、○寒天の時、日の中に風發るはよし、夜發るは悪し、日の中に風やむはよく、夜半に止むはわるし、○土、生ると云ふことあり、そは冬の極寒もなく、暖にして、流れも冰らざる年なり、故に春の雨あがり、あち風かならず吹く、此年は作物よく成長して、やまひけなけれども、土、勢ひつよき故に大風吹く、されど悪風にあらざれば、作のいたみにならず、暮霧、夜起れば、明日大風あり、○俗諺に曰く、未だ雨降らずして、先づ雷聲を聞くものは、舟行を慎むべし、必ず暴風起ることあり、○夏月、電光の赤白なるは、大風あり、○日暈、青黄の二色なるは、大風なり、○月の暈、半邊なるもの、東の方に向へば風あり、五穀をやぶる、西に向ふも風雨有て、五穀を害す、北に向ふは風とし、又旱とす、若、重量する

(八九)

ときは、必ず大風起るなり、○凡て、暈氣は日月とも、其一邊を去るは風のしるしなり、○朝西の方に、燃るごとき雲たつは風吹なり、天氣よきに、虹二つたつは大風なり、○流星西より東に去れば、二日の中に風吹く、○孫子曰、箕、壁、翼、軫、凡そ四宿は、風の起る日なりと云ふ、又孫子曰く、晝、風吹くときは、長く、夜、風吹出せば、短しとかや、是も理を述べたる迄と見ゆれども、出所慥なる語なり、日の出に雲あり、日の兩脇に付たるは、大風吹くべし、○午の時の前に、日に暈あるは、北風吹き、午の時後にあれば、風静く、日の暈、朝に白く、夕に赤きは、大風砂を飛し、石を動かす、日の入に黒く赤き日の色あれば、雨なし、風ありと知るべし、○朝日赤くして天をこがすは、風吹くなり、○日の光、かゝやくは必ず風吹くとしるべし、月の色、黄にして青きは大風あり、○虹立て東に見ゆるは、雨降らずして風吹くべく、虹立てきれく、にちるは、風大に吹くべし、日暮に東南に虹たつも、必ず大風吹く、夏の風はいなびかりの方より吹き、秋の風は電光の方に向て吹くなり、秋の電は風吹き、冬の電も大に風吹く、○ぬえの夜なく聲一聲なるは風なり、夏秋のさかひ、星の光きらめきて白きは、風ありと知るべし、○月の廿五、六日に雨降らずば、來月の三日、四日に大風ありと知るべし○うは雲は大風を生じ、久しく消えざるは長く、早く消ゆるは風強し、大風吹くべき時は、前日より大海の潮、ぬるみ、ふどると知るべし、雲切れて、はやきは、大風生ずるなり、○虹立て跡、先、中、早く消ゆるは、俄かに大風、又大雨降るべし、雨のあし細かにして、陰風生じ、太くして陽

風生ず、○陰月、紫の雲立てば、大風生じ、陰の月に戌亥に雲立てば、風生し、陽の月に、己午に雲立てば、風生じ、陰の月は、雨の後、風生じ、陰の月、陽の風は久しからず、陽の月に、陰の風も、久しからずと知るべし、○三方に雲立て、うごくとも、北の黒雲少しありて、動かば、陰陽の風生ずるなり、蜀黍の根顯はれ高くからみたる年は必ず風吹く節分二百十日、二十日の内外に、大風、大雨あるは、四季の陽氣、移りかはるゆゑなり、○八月のうち甲寅、己丑、の日あらば、必ず風吹くべし、○鷲、朝夕の外に鳴く時は風吹く、○虎嘯くときは風起る、七八月の比、大風吹かんとするときは、必ず虹の如くにして切れたる雲立つものなり、○天氣よきに、虹二つたつは大風なり、○黒雲飛て銀河を塞ぐときは、三日の中に狂風あり、海上沖の方鳴るときは、北風吹く、○晦日に雨なければ來月の始め必ず風雨あり、○其形かやに似たる風草、又はちから草と云ふものあり、其節一つの時は其年に一度の大風吹き、二つの年には二度、三つあるときは三度、大風吹き、又節、本にあれば春、中にあれば夏秋、末にあるときは冬、大風吹く、○廿五日、廿六日雨なきときは、來月三日、四日に風吹く、○月に白暈あるに、一重なれば其日、二重なれば其月必ず風雨あり、毎月四日、十四日、廿四日が卯辰にあたるときは、風雨あり、二月は天氣よくとも、辰巳の風吹くときは、其風次第に強くなり、雨ふりて西風吹くべし、○夏は電の光る方より風吹き、秋は、光る方へ向ひて風吹く、虹の棒柱は、大風、津浪の兆表と知るべし、

寒熱之部

(九二)

日の色、青く、夜、月の色青きは、寒の兆なり、○夏の夜、星多きは、明日必ずあつし、○夏至の日雲あれば暑し、○十月に壬子の日なきときは、冬暖にして、來春寒きこと疑なし、○桐は清明の日始めて花さく、若し咲かざれば其年大に寒ず、○夏至の日、雷あれば三伏冷かなり、

霧之部

流星、南より北に去るときは、明日霧降る、○凡そ秋冬にありて晴れず、雲らず、朦々として温かなるは、霧、霧のしるしなり、

露之部

秋の夜、天象下に垂れて、星、月、低く見ゆるは、明朝露深しと知るべし、四時の夜中に、天象低く垂るときは、必ず露あり、

霜之部

年中に桃、再び花咲けば、夏必ず霜あり、李、再び花咲けば、來春大に霜降ることあり、○秋夜、流星南より西に去れば、霜多し、○立春より後八十八日にあたる夜、大に霜降る、○冬の南風は三日霜降る、○正月に於て夜寒ずるは高霜と知るべし、

雪之部

夏、土用の内に、南風吹て、北の方へ吹きかへしなれば、寒の内に大雪あり、毎日平旦あけぼのに

東方を窺ふべし、○冬夜、流星、南より西に去れば、雪多し、○冬大に寒じて小鳥、群り飛び、若くは大寒、俄に暖になる等の事あるは、皆雪の降るしるしなり、○熊、深山を出ることあれば大雪あり、蛇深山を出るも大雪の兆なり、冬俄に暖になれば、必ずや雪降る、蔓の葉例より大なれば、此年雪深し、○三伏の中、大に熱すれば、冬必ず雨雪多し、

雹之部

諸木、再び花咲けば、夏雹多し、○夏月、電光の黄なるは、雹冰、降ることあり、○雷、戌の日に鳴れば、雹、田地を損ず、

雷之部

凡そ夏月、朝の間に五色の雲氣、交錯して、更に赤雲有て、其間に往來して、擾亂する者は、此れ即天の威怒するなり、必ず、其日或は其夜に於て、大に雷電、風雨あるものなり、若し黄雲稀少なれば、雨降ること少し、

豊凶之部

凡そ、春の霜は草木を殺し、夏の霜は草木の葉を傷り、秋の霜は草木の苗を傷り、冬の霜は草木の根を傷る、霜時にあらずして、降て草木を殺せば、其年蝗虫有て、饑饉す○冬の雪、一尺に盈れば、來年大に豊なり、(蓋し中國にしての考)冬月に雪降ること多ければ、歳美はしくして、人民和順也、正月に雪降て、三日の内に消ゆれば、其年豊かなり、若し七日消えざれば、秋の

(九三)

穀いろまず、二月に雪降て、七日消えざれば、百菓實らず、秋穀熟せず、三月に雪降て、日を
經て消えざれば、秋穀熟せず、冬三月に雪少なければ、五穀實らざるなり、○初雷、丑寅の方に
鳴れば、五穀やすし、卯の方、五穀たかし、辰巳の方雨雪、五穀を損ず、未申の方、蝗虫、五
穀を傷る、酉の方、金鉄貴し、戌亥の方、五穀半熟、民に病あり、今圖を以てすれば、

東方 晝は五穀豊なり、
夜は五穀半熟す、
南方 晝は年少し早あり、
夜は五穀虫あり、早す、
西方 晝は牛馬に疫あり、
夜は百穀熟せず、
北方 晝は大水あり五穀凶、
夜は百川みなぎる、

○子の日の雷は、年大に豊なり、丑の日は、牛馬に凶く、寅の日は米穀たかし、巳の日は蝗虫
多くして、年凶なり、未の日は、民に疫疾多し、○電光は、陰、陽、相撃て光を放つなり、燧
の金石、相撃て火を出すが如し、電、大暑^{六月の中節}前後にあれば、早稲はうすく、晚稲は大に登
ると云ふ、○春の地震は、草木昌へ、夏の地震は、五穀を傷り、秋の地震は、民に疾疾あり、冬
の地震は、來年大に豊なり、

九は病、五七雨風、四つひでり、六つ八つならは、さわがしき事、

日二つならび出るは、四海太平、天下長久のしるしなり、昔舜帝の即位の時、日并出で、天下
大に治まれりど、日出で、光なく、其色赤く、血の如くなるは、國、飢饉としるべし、○日の半
分、黒く、半分白きことあるは、大に悪し、人民多く死す、又日の色黒く、光なきは、万民、又
萬物にたゝり損ひ破ると知るべし、○日二つ出で、一所にすれ合ひ、重りかゝる事あらば、大に

國にたゝると知るべし、○日と月と一所に出で、日すでに月の中に重入りるとあらば、是れ大
に凶なり、○日の色黒く光りなく、日蝕に似たるは、人民大に煩ひ死すること、百八十日の中
ありと知るべし、○月、日の中にありて、東方に見ゆるは、天下太平の瑞と知るべし、○月の色、
黄にして、青きは、飢饉なり、赤は火災、黒は水災なり、○満月二にわかれて見ゆるは、國家大
にわるし、○月の周りに、三の星ありて、月に近うして、鼎の三足の如く見ゆるは、大に凶し、
十日の中に禍ありと知るべし、○三日月の下に星ありて、一つ光明あるは、大にあしく、三日、
四日の月の兩のどがり、星あるは、人民煩ひ死すべし、○月二つ并び出るは、大悪と知るべし、
漢の呂后の時ありき、○日出で、黄なる雲、日の三方に耳の如くつき出るは、天下太平、國家
安穩のしるしと知るべし、○五色の雲出で、日をのせさげたるは、是も天下太平、五穀成就、
萬物ゆたかにして、民大にさかゆるしるしと知るべし、○日の近きところに黄なる雲、うるほ
ひありて立ちたるは、吉祥雲と名く、天下國家、太平の瑞雲と知るべし、○雲氣の形、蛇の如
く、日を貫き、色青きは、疫病はやる、色白きは、大に悪し、○白き雲出で、日を貫けば凶
し、万民飢死す、貫通せずは、死せずと知るべし、○古書に曰、觀^平天文^二察^三地變^一、觀^平人文^二
化^三成天下^一、是以政道當理則風雨順、時國家豐也、誠に其年の土の生死を知るは、五穀生長の
善惡を知るなり、其年の難をはかりて、耕作をなさば、其徳なきにあらず、是百姓の至實なり、
○春の社日に雨降れば、其年豊にして菓多く、秋の社日に雨降れば來年豊年なり、○除夜に東

北の風あれば五穀大によし、

以上は學術上考定せるものにあらざるを以て、此に引證せるは全く無益なるか如しと雖も、亦其中に幾分の参考すべきものあるべしと思ひ、余自ら數書を閲して集録したることあれば、其冗長に渉るを顧みず、此に掲記せり、余もとより、是れ皆盲目的經驗よりなりたるものなれば、其過半は確實とするに足らざるを知る、然れども何れか確實にして何れか不確實なるかは、亦實際上の經驗を待たざるべからざれば、廣く世間に對して余か數書より拔萃せるものについて其眞偽を試みられんことを望む、其中日を干支に配して晴雨を判定するか如きは、固より妄説にして取るに足らず、而して是によりて考定せるもの、事實に合することあるは、物理的説明の限りにあらずして、寧ろ心理上注意或は豫期の作用に屬するものなるべし、又鳥獸の天候を前知する力あることは、民間にて一般に唱ふる所なるか、是れも信據し難しと雖も、或は雉子は地震を前知し、或は蟻は晴雨を前知する等のことあれば、動物中には一種の發達したる本能性感覺を有するものありて、空氣の溫度氣壓等の變化を多少自然に感知する力を有するものあるは疑ふべからず、故に此事は物理

的道理によりて一部分説明し得るものと見るべし、以上の豫知法に漏れたるものは地震を前知する法なり、我國は古來震災の多きにもかゝはらず、之れを前知する法を述べたる書あるを見ず、晴雨水旱を前知する法を示したる書中にも、更に地震の事を掲げず、是れ蓋し豫知するとの難きによるならん、然れども俗間には多少其豫知法として傳ふるものあり、其一二を擧ぐれば、雉子は豫め地震を知り、地震の前には鳴き噪くものなりといふ、或は他の鳥の中にも、鷄、鴉の如きは多少之を前知すといふ、又鯢が地震を前知する力ありて、其起る前には騒ぎ立つるといふも、是れ甚信し難し、第二には寒暖と地震と關係ありて、其起る前には氣候何となく俄に温暖となり、風死して恰も四面を密鎖したる室中にあるか如き感あるものとす、殊に天象大に平時に異なる所ありて、宿星最も近く、星光最も大なるものなりとす、其他地震考と題する書中には、地震の前兆を示して曰く、震せんとする時、夜間に地に孔數々出來て、細き壤を噴出して、田鼠^{ウツク}紛^{マヤカ}ごとしと、是土龍などの持上る類ならんか、又老農野に耕す時に煙を生ずることを見、將に震せんとするを知ると、又井水俄かに濁り湧くも亦地震の徵なり、又世に傳ふは雲の近くなるは地震の徵なりと、是雲に

はあらず氣の上升するにて、煙のごとく雲のごとく見ゆるなり」と是れ元より確實なる豫知法にあらざるは明なりと雖も、今日學術上未だ地震を豫知する法を發見せざる以上は從來多少の經驗によりて一般に傳へ來りし方法を參考して、他日確實なる豫知法を考定せざるへからず、既に我國の如きは、最も地震多き地なれば、其豫知法を考定するも我國を以て便なりとす、故に余は從來傳ふる所の俗説を掲げ來りて、地震豫知法の一考となすなり、

以上は我國の俗説に本づきて、天地の變動を豫定する方法を示したるものなるが、近來氣象學の書中に、西洋の豫知法を示したるものあり、余は左にアチロイド晴雨計解説及び用法と題する書中に掲げたるものを轉載すへし、

凡そ其日の晴曇を論せず、日没の時天紅色を呈するは好天氣の豫兆なり、病むか如き綠色を呈するは風及雨の豫兆なり、代赭色を呈するは雨の豫兆なり、日出に天赤色を放つは悪天或多風(或雨)の兆なり、灰色を呈する時は好天氣なり、天明高き時は風にして、天明低き時は好天氣なり、○天明高きときは曙光を一堆雲の上に見るを云ふ、○天明低きときは曙光のとき極めて低き光輝を地平線近處に見

るを云ふ、

凡そ美麗にして和色ある雲は輕風好天氣の兆にして、周邊嚴界ありて脂油を流すか如き雲は風起るの兆とす、○天色暗黒朦朧として藍色を帶ふるは風多きの兆なれども、天色淡藍色にして光澤あるときは好天氣の兆候なり、○大凡そ雲の形狀愈、穩和なれば風愈、少なき(但し雨は愈、多し)を期すへく、雲の形狀愈、脂ぎりて參差錯亂すれば來る可き風は愈、強きの確兆なり、○日没に於て天空黄色を帯びて光澤あるときは風起るの兆にして、淡黄色は濕氣の前兆とす、都て天候の變換は赤黄灰色等各種の現象によりても猶能く豫知するを得べし、况や之に加ふるに器械の助けあるに於ては最も精密に豫知するを得ると疑ひなし、

凡て黑色の小雲は雨を兆し、浮雲若し、暗黒たる塊雲を横切りて疾走するときは只風のみの兆候とす、

上層の雲若し下層の雲若くは下層の風と相異なる方向を以て日月星を横切るときは、風をして上層雲の向ふ方に變せしむるの兆候とす、

天氣清明なるの後に輝線様或卷毛様或把蓋様或斑點様の白雲遠く空際に出

して、次第に其大きを増すは變換を來すべき第一の兆候にして、此兆候あるときは黒霧忽ち全天に彌蔓して遂に曇天となるべし○此兆候は風或雨に隨ひ多少油色或水色を呈し、必ず變換を來すの確微なり、
前上の如き諸雲の空際に現出すること、愈、高く愈、遠ければ天氣の變化すると漸次なるも其變化は全部に涉るなり、
天色經兆穩和にして周邊判然たる凝雲ある時は雨を來すの前兆にして、且多分は強風あるべし

霧雲高處に現出して或は停止し或は増加し或は降下する時は風或雨の來るを兆す○若し其雲昇騰し或は消散する時は天氣改まりて晴天となるべし、

露及霧は共に好天氣の兆候なり、蓋し露と霧とは風或陰天の時には生する者にあらず○風の爲めに霧の飛散するとは人の時々見る所なるも、吹風中に霧の起るとは未だ曾て之あらざるなり、

地平接近の處空氣著しく清明なるとき、或は遐遠なる物跡、山岳の如きもの(殊に著明なる時及濛氣の爲め聳見するるとき、又は聲音の能く耳に達するときは、縦

ひ風を起すの兆ならずとするも尙且濕氣を來すの兆候とすべし、

濛氣差の多きは偏東風の南方に順轉するの兆候とす、

星の光非常に燦爛たるとき、及び月角月暈或暈雲の不分明なるとき、又は虹霓の現出するときは、風を帯ひ或は帯ひさる雨を來すの兆にあらずとするも、尙且風力の増加する前兆とすべし、○暈雲とは斷雲上に見はれたる虹霓の片を云ふ、凡そ風の方向を測るには、春秋兩分時の前後に太陽の出没により眞東西線を定めて風の方向を取るか、若くは極めて遠隔せざる所の下層雲と、風見又は烟との方向を比較して風の方向を取るを最も善しとす、

其他世事百談に、草にて大風大水を知る法を示せり、其事たる餘り奇なれば左に掲ぐ、

知風草と云草あり、和名を「ちから草」とも風草とも云ふ、芽に似たり、其ふしの有無を見て其歲大風のあるなしを知る、節一つあれば其年一度大風吹く、二つあれば二度ふく、三つあれば三度ふく、本に有れば春吹く、中にあれば夏秋吹く、末にある時は冬大風ありと鄙事記に見たり、又蕪荻の葉にて出水を知ること、其年の氣候によりて洪水と云迄はあらず共、田などに

水押のある事あり、然は湊田、河付などの田を作る人は之を心得て、たとは今茲に水三合いでんと思はれ、河付にて植出のいづくる地なり其用心して、水に逢ひても稻のいたみならぬほどの處まで植てよし、さて其水の出るを知るには、二月三月の頃蒔苗の若ばへの葉をとりて見れば、葉にくせありて節あるものなり、此節一つあるに出水一度なり、もし二つあらば二度、三つあらば三度水出ると知るへし、水の多き少きは、此節はつきりとあるは大水出ると知るべし、もしかすかにあらば出水すくなく、五分七分それは節のありやうを見て定むべきなり、月を知るには、蘆葉を中央より二つに折りて二枚となし、夫を二枚のまゝにて又三つに折りて、開き見れば折目六段に付くなり、さて之を月に配當するに、正月より三月迄は出水の節にあらず、十月より十二月迄も亦水の出る時にあらず、春の三ヶ月と冬の三ヶ月とをば捨て、葉の中の折目に入れず、四月より九月迄の六ヶ月を割り付る事にして、葉の本の方の一段を四月、二段を五月と、段々に九月まで順に配當して、其月に當りたるどころの節にて、某月出水と云事を知る、又其一ヶ月の中を上中下と、十日つゝ、三つに割りて見れば、上旬の出水か、下旬の出水かと云事も明白に分ることにして、其驗數年試し見るに聊かもたがふことなしと云云、

此知風草の説は固より信すべからずと雖も、如何なる出來事より此の如き説を傳ふるに至りしや、縦ひ之を偶然とするも亦多少の原因なかるべからず、如何なる妄説も原因なくして起るものにあらず、すべて妄説の起る原因を探るは却て學術上興味あることなり、俗に寒割かんわりと稱して寒三十日間を一年に配し、毒日の天氣によりて一年中の晴雨水旱を豫定するものあり、民間大に此法を信するものあれども、其妄知風草と何ぞ擇はんや、

尙ほ饑饉の事について一言せざるを得ず、其事は先きに豊凶の部に諸書より引證して之を前知する法を示したるも、其説愚民間に行はるゝ迷信より出でたるものなれば固より確實なるものにあらず、今救荒事宜と題する書中に、よく諸書を参考して適切に饑饉について注意を示せるものあり、左に其一部分を抜萃すへし

凡飢饉のおこることは、俄に其年の内に始まるにあらず、二三年若しくは四五年も前かたより、米穀何となくとりおどり、その上水旱稻虫などの災、國々より聞へありて、終には大きゝんとなることなれば、牧民の官たる者はいふに及ばず、その外とてもその心かまへすべきことなり、禮記の王制篇にも三十年の通といふこ

とありて、其間に九年の貯をなすことをいへば、近くは三十年の内外、遠くは四五十年の内にはひとたびうるとあるものなれば、王制にいへる如く、三年のたぐはへなくては、國そのくに、あらずといふべきなり、故に國天下のあるじたらん人は、常にその用意あり度となり、○黒羽の鈴木武介といふ人物せし農諭に曰、大平以來、寛永十九年壬午きん、さて三十三年を経て、延寶三年乙卯きん、これより五十七年を過ぎ、享保十七年壬子きん、このうち五十一年ありて、天明三年癸卯きん、是にあひし人は、今に多し、此凶年の難度々ありし事かくの如し、扱その年數を計しに、近ければ三四十十年の間あり、遠くとも五六十年の内には來る事と心得、今にも來まじき事にあらずと思ひ、深く恐れ、此事をつねにわすれず、農業を一途にはけみ勉て、穀物を餘し貯るやうに心掛、少しも怠るべからず、このきんは人間世界の大幅なり、此時に當りて人の死すると活るとは、唯手あてのなきとあるとよるのみ、手當の貯なきときは、じつにあやうき事なり、○農諭に延寶三年より五十七年をへて、享保十七年のきんとあれど、元祿十四年より享保六年迄の間、米價の高かりし事、太宰純が經濟錄にも見え、享保より天明迄の間にも、實

曆五年乙亥東國北國大飢饉にて、餓死のものも多かりしと、建部清庵が民間備荒錄に見えたり、かくのごとく、まるで四五十年豊作つゞきて、きんのとなしといふ事はなしと思ふべし、されば上たる人は、平日にその御心得ありて事に臨んで早くその備ありたきとなり、○貝原氏の農業全書にいはく、凡飢饉年の兆をば、智ある人は夏のうちにもはや見及ぶべし、尤七月末八月初には、慥に見ゆる物なり、されども民は愚なるものにて、其年みな五穀の色を見て、飢饉を悟り、早く身持を引かへて勤る事をしらず、先秋の實のり出來ぬれば、悦びいさみて、春の飢饉餓死す、其事を辨へず、心にまかせ飲み食ひ、萬の物を用にしたがひ、求る故、春の蓄へたらずして、年明れば、順て飢る者おほし、まかれば秋に至り、凶年の兆見えば、農の物司たる人心を用ひて、詳に察し、民をよく／＼と導きて、春の餓死を救ふ心遣肝要なり、

以上述ふる所によりて之を見るも、饑饉の來るに凡そ一定せる年限あるとは從來の統計上明かにして、其原因は多少物理上より説明し得へし、抑も天運は一定の年月の間に循環して、其元に復するとは、曆日の上にて、於て我人の已に知る所なれば、水

早の災も亦循環して一定の年月の間に、互に來往すること疑ふべからず、果して然らば饑饉の來るも大略豫定し得べき道理なり、而して我國は米穀の國にして、米穀の豊凶は大に人民の生命に關する事なれば、饑饉の事豈講せざるべけんや、外國にありては或は商を以て國を立つるものあり、或は工を以て國を興すものあれども、今我國は農を以て生存する國なり、故に年の豊凶は大に國力の消長、民心の苦樂に關する一大事なれば、余特に其一事を述ふるなり、然れども其事たる之を豫知するを得るも、其時に逼て豫防するに能はざるものなり、若し其豫防を爲さんと欲すれば、平年多少の貯蓄を爲すより外なし、昔時鎖港の時にありては、平年米穀の貯蓄を爲すを要せしも、今日は外國通商の便を得たれば、金錢を貯蓄するを以て足れりとす、斯の如く考へ來れば、人間一生は戦々兢々として薄氷をふむより危きが如し、嗚呼何そ不幸多き世界なるや、佛教に遠離穢土欣求淨土の説あるは是れか爲なり、然り而して人智漸く進み德教彌起り、余か所謂道徳光明の新天地を各自の心中に開くに至らば、如何なる災害ありと雖も復た何そ恐るべしを要せん、但人の之を恐るるは、其心光未だ明かならざるによるのみ、思ふて之に至れば、天國の我眼前に在る

を知るべし、此土即寂光淨土とは之を謂ふなり、蓋し人の心をして動かさらしむるものは宗教にして、其智をして明かならしむるものは教育なり、若し眞正の宗教、眞正の教育併ひ進て共に行はるべしに至らば、百災連りに臻るも復た何そ恐れんや、以上述ふる所之を要するに、天氣豫知法は多少妄説の混同する所あるも、物理的の道理によりて説明し得べきものにして、心理的に屬するものにあらす、而して之を物理的に屬するも從來傳ふる所のもの未だ確實なるを得ず、隨意録にも其信據し難き一例を示して曰く、關東氣運、三冬不雪則明年必大水、往々有其驗、而去歲癸丑三冬不雪、至歲晚甚温、人皆云來年必大水矣、而今茲甲寅春來雨少、自夏至秋旱、秋來風雨以時、五稼豐熟、更不見三冬不雪之驗、是亦氣運之變也哉、此の如く事實に合せざるものあるべしと雖も、亦多少參考すべきものありて、他日確實なる方法を考定するには、必ず從來經驗せる事實を比較抽象するより外なかるべし、是れ余か其煩を厭はず俗説を列擧したる所以なり、

第二十三節(運氣考) 天氣豫知法は物理上説明し得る所あるも、天象によりて人事の吉凶を考定するに至りては、妄中の妄説にして學術上の沙汰にあらず、今此説を

運氣考と名けて、是より聊か辨明せんとす、抑も運氣の説たるや種々の書に見えたりと雖も、要するに干支五行の妄説より出てたるものなれば、物理を以て説明すべからず、又心理を以て解釋すべからず、實に全分非理學の謂ふべし、今其例を擧ぐるに、干支五行を日月に配當して、甲子の年月或は日は吉とか不吉とか、又は水災風災の有無を論し、乙丑の時日には吉凶如何、丙寅丁卯等の日各天氣人運の吉凶良否を判定するか如きを云ふ、今民間に傳はる所の東方朔秘傳置文と題する書中に、六十甲子吉凶の一章あり、其中に曰く、甲子の年は二月三月水あり、四月五月澤水あり、六月七月旱、八月雨降り雷あり、九月に風吹く、田畑大によし、麥よし、蠶よし、盗人多し、火事あり、謹むべし、万物みのり豊なる年なり、とあり、其他乙丑丙寅等、皆吉凶の豫め一定せるものゝ如くに記載せり、是れ或は從來の經驗上より定めたる説なるべしと雖も、余は然らざるものなりと斷言せんとす、若し其眞偽を試みんと欲せば、公平に年々の水旱吉凶を統計して此説と比較すべし、而して干支五行家の説は水にあたる年には大水あり、火に當る年には火災ありと云ふか如き判斷にして、是れ實に無道理の甚しきものなり、若し其説をして眞ならしめば、毎週水曜日雨降りて、日

曜日に晴れ火曜日には氣候暖かなるべしと斷定するも、確實なるものと爲さざるべからず、世間誰か斯の如き妄斷を信するものあらんや、是れ余か干支五行の時日に配當して、其年月の吉凶を考定するの非道理的の妄説なりといふ所以なり、次に同書の第二章に、日輪を候ふて吉凶を知ると題するものあり、又第三章に、月輪を候ふて吉凶を知ると、第四章に星を候ふて吉凶を知ると、或は雲或は虹種々の天象を候ふて年の豊凶天下の治亂を考定する事を掲げ示せり、其中の二三の例は、已に前説豊凶の部の下に採萃したれば、今更に贅せず、其説の妄なる事は干支の配當と何ぞ撰ばん然るに之を天氣豫知法の條下に掲げたるは、晴雨に連帶する所あるによる、是れ固より物理的説明の限りにあらず、其他天變と人事との關係ある事は、古來一般に信したる所なれども、其迷信妄想に過ぎざる事は、理學部門天變地妖の兩篇に於て、余が已に述ふる所なり、過日友人三上參次氏が、天則紙上に於て、我國の歴史上に斯の如き妄信の盛なりし事を掲げ、其主なる原因を漢學及び佛教の渡來に歸せしものゝ如し、今左に其文を引證すべし、

古事記、日本紀の時代に生存せる、われくの祖先が、外界の奇異なる現象を、怪し

みなどして、その迷信の盛んなりし事は、もとより言を要せず、而して、追々に東漸せし、漢學と佛教とは、他の事柄に於きては、わが祖先の智を進め、徳を明かにし、情を熾んにせしこと多きにも似ず、迷信の一點に於きては、益々これを固くせしことば、疑ひを容れず、天垂象見吉凶といひ、國家爲起、必有禎祥、國家爲亡、必有妖孽といふの類は、漢學のもとより、教ふるところたり。しかのみならず、陰陽五行の説、次第に盛んなるに従ひては、土木頻りに興り、男女の風俗亂るゝときは、稼穡成らずといひ、法律を棄て、功臣を逐ひ太子を殺し妾を以て妻とするときは、火炎上せずといふがごときこと、學者の腦漿に固着したり。また、佛教の弘通するに従ひ、この觀念のいよゝゝ動かすべからざるに至りしは、かの平安京の時代に、眞言秘密の修法、殆んど、日としてあらざるはなく、上下、祈禱禁厭に、狂せしが如くなりしを見ても知らるべし。

今余も漢學及び佛教の影響なるへしと信するも、是れ儒佛二教の正説にあらずして俗説なると又明かなり、換言すれば、儒佛二教の道理を正當に解釋して起りたるものにあらずして、之を誤解し或は愚民の妄想を附會したるものに過ぎず、例へば

五行の説の儒教の正説に非さるとは余か辯を待たず、天變と人事との關係の如きは支那人の尤多く喋々する所なれども、是れ又俗説のみ、孔子の怪力亂神を語らずとは、斯の如き俗説に對して戒しめたるものなるへし、又修驗者の唱ふる所の如きは、佛教の正説に非さるとは問はずして明かなり、或は業感の説或は輪廻説の如きも、其俗間に傳ふる所に至ては愚民の迷信によりて附會したるもの決して少なからず、故に斯の如き妄説の歴史上に多く存するは、其當時の人民の不學無智なるに よると斷言して可なり、今左に東方朔秘傳置文及び拾芥抄の書中に出でたる一二節を引證して其妄を明かにせん、とす、

東方朔秘傳置文に曰はく、慧星は天下太平の世にはかくれてあらはれず、無道の世には多し、則ちいで、災をしめすとたり、或は月のかたはらにあらはるゝは大にあしく、星の色白きは田畑五穀不作にして悪し、黄なるは洪水ありて万物をそこなひやぶる、色赤きは大にあしく、五穀高直にして人民家をはなれ財寶をうしなふ、南に、出るを熒惑星と名づく、天下日旱と知るべし、大にあしく、北にいつるを大謀星といふ、此ほしあらば大に悪しとしるべし、西に出るを金星と名づく、大に國中に盜賊おこる、東に出るを軍星と名づく、大に國にたゝり凶し、中

中央の空に見ゆるは、大乙星となづく、洪水、旱魃、火災、疫癘、蝗蟲、飢饉さまじくあしき事
見ゆる、晝見ゆるは災ひいよくはげし、

拾芥抄に曰はく、天地瑞祥志第十云、師曠曰、正月旦拜四方、終日之間有雲、五穀成熟、無雲
爲飢也、有青雲氣天熱有疾疫、赤雲氣大旱、不熟、白雲氣小熟、人民小不安、黑雲氣小熟多水、
人民小厄、黃雲氣歲大熱、人民安樂、蒼白雲爲小水、若小疾、蒼赤爲小旱、若小疾、蒼黃爲小
吉、有土霧、人民疾病也、懸象體倒云、正月十四日十五日夜半時以一丈竹而立之、度其月影、
得九尺八尺、多疾病、不病者其火災、得七尺、是歲美尤好、影六尺、天下人多疾病、國人患憂其
惡、得五尺、天下人多疾病、國人憂逆節也、得三尺二尺、天下大旱、地不生草、惡逆之象也、
或又五尺、天下人多疾病、國人惡逆節也、

斯の如きとは固より妄説にして信するに足らざるなり、

又東方朔秘傳置文に、四季の氣を見て吉凶を判する法について、春は木青色なり、寅
卯のとき東へなびくは家の内口説あり、寅卯のとき南へなびくは家内に死人ある
へし、夏は火赤色、巳午のとき東へ立ては家内に死人あるへし、下人口説あり等と説
きたるは笑ふべきの甚しきものなり、但其書の末章に、軍中に於て雲煙の吉凶を知

る事と題する條下に、敵軍の氣林木の如くに立つは合戦すへからず、其氣我軍の上
に在らば必ず勝つべし、氣日の光の如く、赤きは火によし、氣天上して白きとあり、悦
氣と名づく、望む所の軍必ず大利を得へし、軍營の上に五色の氣ありて、天より降り
連なりてあらば、是れ天の守護の氣なり、赤白黃の三の氣立てば皆これ大によし、み
だりに攻むへからず、敵軍の上より我陣所へ雲氣來り終日止むすば、出て合戦なす
へからず凶なり等と述ふるか如きは、妄説たるや論を待たずと雖も、兵の勝敗は人
心に關するとなれば、物理的の道理によりて説明すへからざるも、心理上多少説明し
得へき道理あり、即ち雲煙の氣が勝敗を定むるにあらずして、其事を信仰する精神
の力によりて勝敗の定まるをいふ、換言すれば、勝敗の原因は雲煙に非ずして信仰
なり、又俗間に八門遁甲と名くる術を傳ふるあり、其法或は漢の末に起ると云ひ、或
は黃老にはじまると云ひ、未だ確説を得ずと雖も、三國の時孔明此術を用ひて屢戦
功を奏せし事あり、之より世に知らるゝに至ると云ふ、其中に説く所のものは、矢張
り信仰の作用に歸するより外なし、
天象天變と人事との關係なきことは明かなれども、古來儒者は孔子の迅雷風烈に

畏敬せられし例を引きて、天に賞善罰惡の作用あるか如く論せしものあり、大橋順藏氏の如き即ち一人なり、關邨小言(卷二)に曰く、是を以て思ふて見よ、既に化育を贊る理あれば、人事亂れて悖逆ならば、天の憂傷怨怒を致して、妖孽變異を生ずるも斷々乎として疑なからん、そは今にもあれ、人主たるもの、淫佚驕奢度なくして、膏を屯し民を腹し、聚斂の政行はるれば、或は彗孛出現し、或は海沸き山崩れ、或は地震水旱あるにて其明赫を驗すべし、此が洪範の九疇に庶徵を擧たる所以にして、漢の董子の對策にも、天人の理を複説して、人之所爲、其美惡之極、乃與天地流通、而往來相應と云ひ、國家有失道之敗、而天乃先出災害、以譴告之、不知自省、又出異以警懼之、尙不知變、而傷敗乃至と云ひたるは、さすがに達人の言にして、俗儒の及ぶ所にあらず、かゝる明赫の天を以て、冥然無覺の物となし、其變異をも懼るゝとなく、平常の事となさんとするは、豈其心の頑痺せるか、抑其眼の瞎せるか、目して土偶と云んも可なりと、其言の奇にして其論の妄なる共に笑はざるを得ず、蓋し儒教に於ては、天道は善惡賞罰の力を有するが如く解するを以て、斯の如く人事の感應を説かざるを得ざれども、其説たるや畢竟するに附會を免かれず、而して善惡の應報は、必ずしも外界に

於て現するにあらず、内界に於ても善惡の應報あるとは疑ふべからず、若し人善を爲さば其心に無上の快樂を占領するを得、惡を犯せば其心常に安からずして、冥々裏に惡鬼に苦められざるを得ず、之を良心の賞罰といふ、古來の學者此説を知らざるによりて終に附會の説を爲すに至る、塚田氏の隨意錄に天變と人爲とに關係なきとを論して曰く、古今之人、有日月星辰之變、則占以爲關於人事者皆惑也、已日月星辰、見變異之時、未必有地上起災亂、地上起災亂之時、未必有日月星辰見變異、而其變異與災亂相會者偶然而已、非必相應也、但風雨水旱之順逆、則是陰陽升降之事、而或有與人氣感通焉、故古昔三公、論道經德、燮理陰陽、然則所謂天變者、謂風雨水旱之異、而非謂日月星辰之變也、若夫日月之薄食、星辰之怪異、則非敢關於人事也、此論固より未だ其理を盡さずと雖も一種の卓見と云ふべし、天變若し果して人事に關係あらば、木の枯るゝも、草の死するも、鳥の飛ひ、虫の鳴くも皆人事に關係ありと云はざるべからず、世間豈斯の如き道理を信するものあらんや、

第二十四節(占星術) 我邦の運氣考に類するものにして西洋に傳はるものに占星術(Astrology)なるものあり、此術は天界の星の位置によりて未然の出來事、就中人の

運不運を卜定する方法なり、此の方法は西洋にても中古以來大に行はれ、近代に至りても下等社會には今なほ存し、其の起りは東洋に始まれるものなりといへり、實にや支那にも星宿分野の説ありて、天を分ちて國に配り、天界の何れの部分に變動ありし故地の何處に斯くくゝの事あらんと判定す、又印度埃及等にも古より此の説行はれ、而して其術の歐洲に入りしは實に耶蘇紀元の初、羅馬に傳へられたる時にありとす、これより占星家四方より羅馬に集まり遂に政府は此の術を行ふものを嚴刑に處したりと雖も到底其の跡を絶つこと能はざりき、後に回教の世に起るに及び、其主義の運命を重んずる所占星術と相合するがために、第七世紀より第十世紀に當りては、亞刺比亞人の一般に信仰する所となれり、而して希臘人には之を信するものなかりしといふ、耶蘇教にては或信者は之を排斥せしと雖も、或は之れを主張したりしものもなきにあらず、又當時の學者も一般に皆之を取りしものゝ如しと雖も、近世コパニカス氏か天文の新説を唱へてより以來は、自然にかゝる妄説は學者社會に其の痕を見ざるに至れり、現在に於ては僅かに下等人民の間に存するのみなれども、なほ曆日には此の術によりて考定せし晴雨豊凶等を載せた

るものあり

此の術にては先づ第一に星宿を定め、其の定むる方法は一定ならずと雖も、最も普通に通に用ふるものは之を十二宮に分つを常とす、其分ち方は南北兩極を通じて十二の區劃をなし、中に於て地平の上に六、地平の下に六とし、其の第一は生活の星宿、第二は富有の星宿、第三は兄弟、第四親戚、第五見女、第六健康、第七結婚、第八死生、第九宗教、第十官位、第十一朋友、第十二仇敵の星宿となし、之を時と場所とに配當して人の運不運吉凶禍福を考定す、例へば人の初めて生るゝや其の星宿を考へ、其の生來の性質並に未來の出來事までも前定するなり、而して其の各星宿は皆性質を異にし、各宮には又星を配當して其の宮の主宰と定め、更に之を人の上に配當す、此等の類は支那にもなほ多く存する所にて、現に我國に行はるゝ九星術の如きも亦此の理に外ならず、又前講に掲げたる二十八宿も占星術の一種にして、之れによりて吉凶を判するなり、曆日諺解に其占考法を示して曰く、牛宿は吉祥の宿とす、此日生るゝ人は福徳あり、何事も求めざるに心に稱ふなり、別して此日午の時を大吉祥とす、畢翌斗壁の四宿を安住の宿とす、普請、造作、種蒔、婚禮、或は諸道具を求め、又は佛事等に

用るによしとあり、以下之を略す、以上の諸術は固より一として信すべからず、其説明は第五講鑿術篇に譲る、

第廿五節(祥瑞) 古來和漢共に獨り天象運氣に考へて人事の吉凶禍福を判定するのみならず、種々の奇瑞異象に考へて幸不幸を豫知するものあり、或は甘露降るといひ、或は奇草生ずとか、奇禽出づとか、種々の祥瑞によりて其年其家の吉凶を定む、此等のことは支那書中には特に多く、左傳、史記、漢書等に出づる例一々擧ぐるに遑あらず、名物六帖(卷一)によるに曰く、王維詩、四海方無事、三秋大有年、白虎通、甘露美露也、降則物無不盛者也、漢書、元康元年甘露降未央宮、大赦、以甘露連降、改年爲甘露、白虎通、孝道平則筮、蕭生、庖厨、筮、蕭者樹名也、其葉大於門扇、不搖自扇、於飲食清涼、助供養也、白虎通、繼嗣平則實、連生於房戶、實連木名也、其狀連累相承、故生於房戶、象繼嗣也、白虎通、德至草木、則朱草生、晉書五行志、京房易傳曰、邪人進賢人逃、天雨毛、又瑞命記に曰く、王者仁慈則芝草生矣、又義楚六帖に曰く、醴泉美泉也、水之精也、君乘土而王、其政太平則醴泉出湧、又本朝語圖(卷一)に慶雲の事を載せり、

貞觀十八年七月二十七日申の一刻、東山に五色の雲を見る、山の根にそうて南北にわたる、形

虹の如くにして虹にあらず、廣さ一丈五尺計、長さ四五丈計に及ぶ、二刻の比に及んで彌よこたはつて上り嶺に至て消散す、天文要錄祥瑞圖に曰、非氣非煙五色紛緼なる是を慶雲といひ、又景雲と謂、占に曰、王者の德山陵に至るときは則景雲出、又曰、天子孝なるときんは景雲あらはると云々、此夜戌の時黒雲同山の嶺よりをこり西南にわたる、形四幅の幔の如し、長さ十丈許、于時四方晴明にして雲氣ある事なし、

文獻通考物異篇には、木異、草異、穀異、金異、玉石異、人異、詩異、服異等と列擧せり、三上參次氏の論にも曰く、祥瑞の方に就ていはゞ麒麟の出現こそ、聖人出で、天下治まるの象といひ、學者多くこれが解をなせるほどなれども、わが國にてはなきことなれはいはず、其他珍禽奇獸の出現はわが國に在りても、如何にその時々の人を喜ばせたりしが、試に年代記を繕きてこれに因みある年號の少からざるを見れば多辯をなさずとも、自から明かなるべし、異常なる一塊の雲が天の一方にあらはるゝときは今日の天氣豫報のごとくたゞに廿四時間内の氣象を示すにとゞまらず、怪雲ならばいたく怖れられ慶雲ならば大瑞として改元あり、文武天皇、大寶四年を改めて慶雲元年としたまふ、その後三年唐の睿宗に景雲の年號あり、この文一々祥災の事例

を擧げずといへどもこの二年號は大抵同時のものゆゑ特にこゝにしるす大赦もあるのみならず六位以下文武官の主典以上及び孝子、順孫、節婦、義夫に位を賜ひ驟寡孤獨を賑恤し田租を免したまふことありき此の如き奇瑞吉祥は先きの運氣考と同く無證の妄説なるべきも物理上多少一理を有するものなきにあらず例へば大雪を以て豊年の兆となすか如き或は穀瑞嘉禾の生ずるを吉祥となすが如き是なり冬寒ければ夏暑く冬多く雪ふれば夏雨少くして天候順を得べき理なれば雪と豊年との關係は容易く知るべし又嘉禾を生ずる年は通常豊年にして稻苗の生育至てよき年なり年既に豊饒なれば人氣穩かに天下無事なるべし若し心理的に考察し來る時は人の感情及想像上より或は之を迎へ或は之を造り出せるや明かなり人若し奇異の現象に接すれば其心必ず迷ひ必ず動き之につき種々の妄想像を描き一現象を認めて祥瑞となすときは其心漸く安んじ從て其結果幸福を得べく之に反して凶兆となすときは其心に疑懼の念を生し自ら不幸を招くに至るべし而して又祥瑞の偶然に屬するものも尠しとせず三餘清事卷六に其一例を示して曰く近年我京師亦盛相傳甘露降有一樵人告予曰此即猥妄矣春夏之交葉上蟲糞

夜中爲露所沾濡則微液粘滯有似軟餕飴之較甘偶有一輕薄少年戲之以爲甘露則一口傳百傳千遂至川騰海沸耳樵人告語如是也予謂古來震且君臣指以爲甘露醴泉朱草紫芝白麟赤雁神雀鳳凰者皆應類此是れ實に卓見なり世の祥瑞大抵此の如くなるべし又同書に祥瑞の信するに足らざることを辯して曰く或有問余曰歷代祥瑞皆可信歟予答之曰彼多妖妄而近誣不可悉信也又曰く儒有真有俗其儒不說祥瑞又不說災異孔子是也論語云子不語怪力亂神是亦活眼と謂ふべし人若し其心に一點の雲影を留めず獨り其心の月光其清輝を放つときは何ぞ物象の吉凶を論ずるを要せんや然るに其心明かならざるを以て此の如き迷を生ずるなり故に人の祥瑞を談するは一片の迷心より出つること明かなり既に祥瑞を論すれば凶變不祥について述べざるべからざれども天變地妖と人事との關係について古來想像せし妄説は理學部門第一講及第二講に掲けたるを以て之を略す

第廿六節(鴉鳴犬鳴) 本邦民間にては鴉の鳴き聲犬の鳴き聲等によりて吉凶を前知し得るものと信ぜり禽獸の鳴き聲に關しては獨り我が國のみならず他國にても亦之を唱ふるなり若し之を経験に徵するに多少其の事實なきにあらざるが如

(11111)
 し、人の將に死なんとするや、鴉の四邊に集まりて頻りに鳴き噪くが如き、或は犬の聲の物悲しげなるとあるか如き、是れ必ず道理の存する所ならん、之につきて余は一説を立て、哲學會雜誌に載せしことあり、其の意は鴉或は犬の直ちに人間の死を知れるにはあざざれども、此に天氣の晴雨の之が媒介となるありて、鴉も犬も此の天氣によりて鳴き、長く病床に臥したる人も此天氣によりて終に絶命に及ぶとあり、即ち通例病者の息を引くときは、天氣濼々として暗く、精神の鬱々晴れざるときに多し、かゝる天氣のときは健康の人にも氣分自ら快らず、况んや病者をや、犬の聲の物憂く、鴉の聲の凄しげなるも亦かゝる天氣の日にありとす、然らば犬鴉の鳴くは人間の死に直接の關係あるにあらずして、人の死すべき氣候天氣に關係を有するなり、換言すれば犬鴉は天氣に對して鳴き、病者は天氣によりて絶命に及ぶなり、故に此の如きは偶然的暗合なり、然るに禽獸よく人の死を豫知する力ありと思ふか如きは、全く原因結果の關係を知らざるより起りしものといはざるべからず、是れ畢竟するに物理的説明なり、若し心理的説明によれば、犬や鴉は平日にても時々鳴くとあるも、誰も其聲に注意せず、然るに人の死せんとするに當ては其聲の

人の耳に入り易き事情ありて、人の死と犬鴉と關係あるものゝ如くに考ふるに至る、且つ犬鴉が人の死を前知する力ある事は從來一般に唱ふる所なるを以て、其記憶は誰人の心中にも存するが故に、所謂豫期意向によりて犬や鴉の聲が何となく哀しく聞え、死を豫言するが如く感ずるなり、殊に病者の危篤なるや、其側に伴ふ者漫りに言語を發せず、一家森々として四隣寂寥たるものなり、此の如き場合には鳥聲犬語の人の耳に觸れ易きものなり、况んや人に豫期意向なるものあるをや、之に加ふるに、病者も平素犬鴉と絶命との間に關係あるとの記憶を有するを以て、其聲の耳に觸るゝや知らず識らず自ら迎へて死を招くに至るとも亦なしと云ふべからず、以上物理的、心理的二種の原因によりて、犬鴉が人の死を前知するが如き結果を生ずるに至るなり、決して禽獸の智力よく之を前知するにあらず、又或人の説に病者の死するに臨では、一種の瓦斯を其體より發散するものにして、鴉の如き鳥は其氣に感して鳴くものなりと云ふ、是れ全く物理的説明にして、化學上の問題に屬し、余が専門外なれば、其信偽の判定は其學科専門の人に譲る、
 從來鴉及び犬は人の吉凶を前知する力ありと信したるを以て、其鳴聲の恐しき時

(114)

は豫め凶事の起らんとを察し、之を避くるマツナヒの如きものあり、三世相解万寶大雜書に鴉鳴きのあしき時に、鴉なくよろづ神のちかひにやあじほんふしやうかしはふくとくと言へる歌を三べん唱ふれば災害なしといふ、又鴉の鳴聲について吉凶を知る法を同書の中に掲げり、其一例を擧ぐれば、寅の時に東の方にて鳴けば人より物を受くるとあり、午の時に南方にて鳴けば争あり、酉の時に西方にて鳴けば客人來る等と言へり、又同書に犬の長吠について吉凶を知る法を示せり、子の日に吠ゆる時は人多く來る、丑の日なれば五人來る、寅の日なれば人死する等と云へり、此の如きは妄中の妄説にて固より信するに足らず、然れども禽獸多少未然の事を前知する力あり、其中には物理上必然の道理ありて存するものなきにあらず、然れども世間一般に信する所は其道理以外に及ぼすを以て余は之を排斥するなり、例へば鴉が其年の風水を知り、鳥が天氣の晴雨を知り、蛇も豫め水の出るを知り、蟻も晴雨を知ると云ふが如きは多少其理由あるも決して通俗の信するが如く確實なるものにあらず、尤も動物中には一種の本能力ありて、特殊の感覺に於ては人類に勝るものあり、例へば蟻の砂糖に於ける、雀の穀物に於る、一種特殊の感覺により

て之を感ずると速かなるによれり、故に氣壓の變化寒暖の變化の如き人類の感し得ざるものを動物よく感ずるとあるへし、隨意錄に鼠に火災を前知する力あるとについて、傳言鼠能知火災、豫避其所、唐李肇國史補云、舟人言鼠亦有靈、舟中群鼠散走、旬日必有覆溺之患、然則不獨火災也、此佗鳥獸前知風雨災變者、亦多有焉、と説きたり、然れども此の如きは必然の道理よりは、寧ろ偶然の暗合に屬すること多きを以て決して信據すへからず、之を要するに禽獸の前知力について愚俗一般に信するもの、如きは大抵妄説と斷言して可なり、

第四講 卜筮篇

第廿七節(卜筮論) 前講に占考に屬する判定法を講述したるか、是れ自然に現する變象について吉凶を判斷するのみ、若し全く人為に屬するものを擧れば卜筮是れなり、是れ所謂人術にして自然に定まるものにあらず、人相の如きも人術なるも、人の相貌其物は自然に定まる者なれば、卜筮とおのづから異なる所あり、余は是より卜筮について講述する意なるか、其術の果して適中すべきや否は第一講に於て既に一言せる如く、甚だ其結果を怪まざるを得ず、世の惑にも中るも八卦、中らぬも八

卦といへり、こは十中の五はあたれども、残りの五はあたらずと云ふ意にして、是其中るは偶然なりと云ふを義とす、然るに世の卜筮家は自ら十は十ながら總て適中するものなりといふは、自信の甚しき獨り世間を欺くのみならず、亦自身を欺くものなりといふべし、何となれば之を實際上に試むるも百發百中となること、如きは決してあり得るとにあらざればなり、古來和漢共に卜筮を以て種々の出來事を占定したるは、もと天地一元天人相感の支那人の想像より出でたるものにして、其の妄なるはいふまでもなしと雖も、筆のすさびに其理を示して曰く、

卜筮の驗あるは何を以て志れる事にかと問ふ人ありしに、或人のこたへに、嫌疑猶豫を決するに奇か偶かと物を擲ちて占ふが如し、其應否は問ふに及ばぬ事なりと云ふ、余はしからずとて、中庸先知の事を援きていひし事ありしが、今ももうに遠く書を引きて云ふをまたず、凡天地人は一氣にて、此に呼べば彼に應へ、感すれば通ずる類にて、一つも驗なきはあらず、肉眼ことごとく見る事を得ざる故なるべし、或はきざして變じ、きざしして忽然と出來るもあるべし、故に人ことごとく是を見ず、見ても信ぜず意とせざるにや、俗諺に人をそしらばめしるをおけ、

呼びにやるよりそしるがはやきのごとき、其人來らんとする機既に此に應へておほえず知らず其人を思ひ出づるに因りて誹謗の言も出だすなり、此等の事にても思ひ半に過ぎんか、

是れ天地人感應の理を説くものなれども、今日の學理に照して證明すべからざること明かなり、井上毅氏の易論に曰く、卜筮太古之俗也、非聖人之制作也、邈古蒙昧神人不分其民、茫々然若有失焉、較有才知者、創作神異之說曰、人生吉凶之不定、悔吝之不均、冥冥之中、有主宰之者、至誠求之、可以前知也、爲卜筮之始焉、好事者從脩其辭、而託之聖人、於是乎有易之書、故儒者之有易、猶佛之有天堂地獄之說、而非上智之所取也、是れ易を以て太古の遺俗とする論にして、即ち排易論なり、余も卜筮を排するもの、一人なり、然れども猥りに之を斥して虚妄となすにあらず、其中に取るべき所は之を取り、排すべき所は之を排するなり、先づ次節に其理由を述ぶべし、

第廿八節(卜筮の通難) 卜筮に對して通俗の難する所は、主として下の二條にあり、第一、卜筮によりて果して未來の事を前知すべきものなりとせば、今甲乙兩人各同一事を卜定せんに、其結果常に相違するは如何、又一人にても若し同一事を兩度

トふことあるときは前後各異なりたる結果を示すは如何甚たしきは全く反對の結果を生ずることあり、これ最も疑ふべしとなす、第二、卜筮によりて果して吉凶禍福を占定すること十は十なから確實なる程のものならんには、之を信するものゝ家は常に富貴幸福を得て、之を信せざるものは常に不幸に陥るべき理なれども、實際上決して然らずして却て之を信するものは下等貧賤の地位にあるもの多きは如何と、以上二ヶ條の難問は普通の疑問なるか、之に對して卜筮家の答ふる所を見るに曰く、固より卜筮によりて吉凶禍福を判定するには、たとひ如何なる場合にても同一の結果を生ずべきは必然なり、さりながら既に一たび之をトひ又重ねて之を問ふか如きは、これ卜筮其物を疑ふ所以にして換言すれば卜筮を信仰せざるものなり、信仰せざるものには天地神明の眞を告ぐる道理なしと、又曰く、人若し眞に神明に通ずるを得ば百發百中固より違ふことあるべき理なし、然れども此の如き人は世間眞に稀なるか故亦自ら然る能はざるのみと、●筮家のいふところ果してこれ道理ありとなす乎、若し再び問ふか如きは疑念を抱くものなれば神明其眞を告げ玉はずといはゞ、問ふこと一回なるものは其結果確實を得、再びするもの

は必ず其結果正しからざるべき理なり、然るに却て一回にして誤り、二回にして適中するが如きことあるは如何、卜筮家の言蓋し亦通辭なるのみ、次きに神明に通じ得たるものゝ卜定する所は決して謬りなしといふ乎、然らば其の所謂神明に通じたる人とは如何なる人にして、何を標準として之を定め得べきや、若し神明に通じたる人の卜定する所必ず適中すといはゞ、能く適中し得たる人即ちこれ神明に通じたる人とせんか、愚痴無學の老翁反て能く事實に適中し、智識ある人の卜筮は却て事實に反するが如き結果を見ることあるは何ぞや、次ぎに卜筮家は第二條の疑問に答へて曰く、卜筮なるものは總て人に行爲の方針を指示するに過ぎず、即ちかゝる場合には斯くせざるべからず、他の場合には斯くなすべからずと教ふるのみにして、それより以上は其の人が卜者の言に従て之を其身に行はざるべからず、然るに世の卜筮を妄信するものは、妄りに卜筮に依頼して更に其身に行ふべきことをなさず、故に卜筮によりて幸福を得ざることあり、然れども是れ卜筮の罪にあらずして、之を妄信するものゝ罪なりと、或は曰く、生來不幸多き人にして火災盜難病患等續々其家に起るべきものも、一旦卜筮を信じて、豫め其起るとを知り之により

禍害を未發未然に防ぐことを得るときは、多少其不幸を減じ得るは必然なり、若しト筮を信じて尙ほ其身に寸分の不幸なきを保すべからずと雖も、其人にしてト筮を信ぜざるときは之に數倍せる不幸に際會すべしと、これ固より易者の通辭にして信ずるに足らず、凡そ世界の事總て人力を以て左右し得べきものにあらざり、孔子の所謂天命天道は人力にて動かすべからざるものをいふ、例へば人の生死の如き、國家の盛衰の如き、世事の吉凶禍福の如きは皆人力の奈何ともすべからざること、恰も氣候の寒煖、天氣の晴雨の奈何ともすべからざるが如し、吾人の貧富も人力によりて左右し得と云ふも、其中に又あるのづから動かすべからざるものありて存す、例へば吾人の慾望は實に無限にして之を充たすべき材料は有限なれば假令世界の人悉くト筮を信ずるといふも、如何で此の有限の供給を以て無限の需要を満たすを得んや、且つ夫れ天下皆ト筮を信じなば、天下皆悉く幸福を得て禍害を免かるべしとせん乎、是れ決して其理あること能はざるなり、一方に不幸のとのなくんば、何を以て他方に幸福のものあらんや、此處に富貴者あるは、彼處に貧賤のものあるによる、富貴貧賤吉凶禍福は皆相對的成立にして、其一なければ他も同時に成立

せざるべし、一方に富貴あるは他方に貧賤ある所以にして、縱令神佛の力と雖も決して此相對的成立を動かすべからず、况んや僅に筮竹によりてトするをや、尤も易筮家は曰く、易は耶蘇教の神の如く、天然に一定せる不幸禍災を轉して幸福となすと云ふにあらす、唯禍福吉凶を前知して之を防ぐ道を講ずるのみと、然るに易筮によりて未然の變化を前知し得ると云ふは、其信すべからざること耶蘇教の造物主か六日間に世界万物を創造せりと云へる説と何ぞ擇はん、若し筮竹によりて未然を知り得るならば、箸を用ふるも、碁石を用ふるも、同様に知り得べき理なり、雲の飛ひ、葉の舞ひ、水流れ、鳥啼くについても、吾人の一心此點に會注し來らば、固く未來の事を感知し得べき理なり、何ぞ獨り筮竹に限るの理あらんや、先きに第一講に於て余が述ぶるが如く、明日來年若くは未來幾百千年の後と雖も、今日の原因より相連續して來す所の結果に外ならざれば、若し吾人の智光赫々として天地六合を遍照する力あるときは、未來の事も今日にありて知るを得と云ふも、敢て怪むに足らず、然れども易書に傳ふる所の方法により、數十本の筮竹に考へて、未然を前知すると云ふに至りては、苟も今日の學術の一端を窺ふものは、信すること能はざるは明か

なり、而して之を固信するもの、如きは、支那崇拜の極此に至るものと謂はざる得ず、

第廿九節(卜筮に就ての意見) 凡そ世の卜筮を信するものは唯一心に之を信し、之を排するものは亦一口に之を排し、共に偏見たるを免かれず、今余は偏信家に與みせず、又全排説に贊せず、其中間にありて一説を執るものなり、抑も易理の高妙にして、支那哲學中の第一位を占むるものなることは、余が第二講に於ても既に一言したるごとにして、其最も高妙なる點は、太極進化の理を説くにあり、而して又其理を人事に應用して、天人一軌の原理に本き、以て修身經國の道を論ずるは、是れ亦其妙なきにあらず、予先年易論を著して此事を論せり、今其論意を此に述ぶるは、卜筮論を評するに必要なれば、左に其大要を摘示すべし、

夫れ支那哲學一種の特風は、天人一軌論によりて修身を立つるにありて、其國の學者は古來上堯舜より下孔孟老莊に至るまで、皆盡く人道の本は天にありと信するなり、今其理由を述んに、第一に支那學者は人に先て天地已に存するありと考へ、天地の二氣交感して人類万物を化生するに至ると信するを以て、天地の規則は即ち

吾人の規則なりと定むるなり、第二に支那學者は天地も万物も本一軌の太極より開發したるを以て、人も天地も同軌一理なりと信し、天象を考へ天理に本きて人倫を立るに至るなり、第三に支那人は人は天に勝つへからず、天毎に人を制するを見て、自ら天の畏るべきを知り、之に従ひ之に則りて以て人の道を立るに至るなり、是等の理によりて天理を以て人道の本と定むる一種の學風の起れるならん、而て其起る所以は易を以て知るべし、今易書に述る所によりて、試に天地と人との相似たる點を擧れば、万物は天地化合によりて生育し、社會は君臣共和によりて成立す、天地和せざれば災害起り、君臣和せざれば争亂起る、天に日月の別あり、人に男女の別あり、日は剛強の性を有し、月は柔順の性を帶ふ、男女亦然り、天に晝夜四時の變あり、人に盛衰死生の變あり、天運循環して際涯なし、人事亦然り、故に人仰て天象を觀れば、忽ち天人の相似たるを知るべし、俯して地理を察すれば、又人の天地と其徳を合するを知るべし、是れ支那人の天に則りて教を設るに至りし所以なり、且夫れ人老いさらんと欲するも歲月と共に移りて止ると能はず、人死せざらんと祈るも天運と共に去りて復回らずへからず、是又自から支那人をして、天に従ふを以て道を定

めしむるに至りし所以なり、且つ易中説く所を考るに、支那學者は天地万物已に太極一元より分化したるを以て、人亦天地と共に次第に進化すべしと信ず、社會の發達、一個人の生長、皆同一理を以て論したるは、實に古今の卓見と云ふ可し、易中六十四卦を序列するや、初に乾坤二卦を置て、次に屯蒙需訟と次第するは、天地ありて而て後に万物の漸々生長發育する所以を示すなり、即序卦に説が如し、斯くして万物の進化、社會の進化、一個人の進化、皆簡易に始まりて複雑に赴く所以を知らしむ、方今西洋進化學家の説く所の順序是れに外ならず、別して其万物は社會及び一個人と共に進化すと爲すか如きは、西洋學者の論意と其歸を同うす、故に年月を以て之を較すれば、進化論の濫觴は支那に起ると謂ふも豈不可ならんや、

以上論する如く、天人一軌の理を知り、人の天に勝つへからざる所以を知る時は、天理に本きて人道を立つる所以及び其理に順ふと順はざるによりて善惡の分るゝ所以亦知るべし、天理に順へば吉となり、天行に抗すれば凶となる、吉は即ち善にして、凶は即ち惡なり、人をして其凶を避け、其善に就かしむるもの即ち道なり、是れ孔子の易理を以て人道を説く所以なり、今其證を擧ぐるに、繫辭に曰く、

一陰一陽之謂道、繼之者善也、成之者性也、

聖人設卦觀象繫辭焉而明吉凶、

天地設位、而易行乎其中矣、成性存々道義之門也、

之を卦の辭に考るに、氣候の増長を見て惡の増長を戒めて履霜堅氷至と云ひ、天運極まりあるを見て榮利に乗す可らざるを戒めて亢龍有悔と云ふ、是れ天理によりて善惡吉凶の起る所以を示すなり、又之を象の辭に考るに、君子の天を觀て自ら戒むるを説きて曰く、

天行健、君子以自強不息、 地勢坤、君子以厚德載物、 雲雷屯、君子以經綸、

山下出泉、君子以果行育德、

斯の如く天地に則りて行ふものを君子とし、行はざる者を小人とす、即ち天に順ふと順はざるによりて君子、小人、吉凶、善惡分るゝなり、天地の理は盈虧消長の變あるを以て、其理を見て行を戒むるを人道の要點とす、即ち天運循環の變を見て人事循環の理を知り、中不正を凶とし、中正を吉とするなり、爰に其證を引くに左の如し、

繫辭曰、日往則月來、月往則日來、日月相推而明生焉、寒往則暑來、暑往則寒來、寒暑相推而歲成焉、往者屈也、來者信也、屈信相感而利生焉、

又曰、易窮則變、々則通、々則久、

象曰、日中則昃、月盈則食、天地盈虛與時消息、而况於人乎、况於鬼神乎、

又曰、君子尙消息盈虛、天行也、

又曰、天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙、

諸卦の變化亦此理に本づく、乾卦極れば坤に變し、泰極れば否となる、大有に欲々に謙を以てし、隨に次々に蠱を以てす、是れ皆天運極りある所以を示すなり、天にありては一寒一暑、地にありては一榮一枯、人にありては一盛一衰、國にありては一強一弱、自然の理にして吾人の免かる可らざる者なり、安樂に過れば憂患起り、富貴に乗すれば貧賤となる、是れ事實上の結果にして歸納の規則と云ふ可し、之を以て人若し其生を全ふし、其樂を長せんと欲せば、宜く其中正を守りて一方に偏倚すべからず、故に繫辭に之を戒て曰く、

危者安其位者也、亡者保其存者也、亂者有其治者也、是故君子安而不忘危、存而不忘

亡、治而不忘亂、是以身安而國家可保也、

又曰く、

危者使平、易者使傾、其道甚大、百物不廢、懼以終始、其要無咎、此之謂易之道也、

又文言に之を戒めて曰く、

君子進德脩業、忠信所以進德也、脩辭立其誠、所以居業也、知至至之可與幾也、知終終之可與存義也、是故居上位而不驕、在下位而不憂、故乾々因其時、而惕、雖危無咎矣、
又曰く、

亢之爲言也、知進而不知退、知存而不知亡、知得而不知喪、其唯聖人乎、知進退存亡、而不失其正者、其唯聖人乎、

卦の辭にも、無平不陂、無性不復、艱貞無咎とあり、或は其亡其亡、繫于苞桑とありて、皆以て人の一方に偏倚すれば害ある所以を訓ふるなり、

斯くして卦中中位を得るを吉とし、之を得ざるを凶とす、善惡是によりて分る、中庸は易理に本きて起ると明なり、而して易中中庸を貴ぶの意、人をして永く吉利を得せしめんとするにあり、故に卦爻の辭に、毎に吉凶又は利不利の字を添へて、以て人

を戒む、其吉利は所謂人の幸福なり、是に由て之を觀れば、易の目的は人の幸福を増進するにあり、故に彖に曰く、

乾道變化、各正性命、保合大和、乃利貞、首出庶物、万国咸寧、

坤卦の辭に曰く、

君子有攸往、先迷後得、主利、

其他每卦利を説かざるはなし、且つ易に天理に本き勸善懲惡を論じて文言に曰く、積善之家必有餘慶、積不善之家必有餘殃、臣弑其君、子弑其父、非一朝一夕之故、其所由來者漸矣、由辨之不早辯也、

と云ひ、繫辭に

善不積不足、以成名、惡不積不足以滅身、小人以小善爲無益、而弗爲也、以小惡爲無傷、而弗去也、故惡積而不可掩、罪大而不可解、

是に由て之を觀るに、天地の理に本きて道德の大本を立るが如きは千古の卓見と謂ふ可し、然るに爰に獨り怪むべきは、余が前節に述ふるが如く、易を卜筮に用るにあり、易の書たるや陰陽二氣の變化を論したるのみにて、其卦固より神に非ず、豈能

く未來の吉凶を前見するの力あらんや、然るに世間之を以て運命前知の具と爲すは道理上解する能はざる所なり、余以爲く是れ固より易の方便にして本意に非ざるなりと、而して之を卜筮に用ふるに至りしは亦其理なきに非ず、先づ其方便に過ざる所以を述るに、古代の人民は一般に智淺く理に暗きを以て甚た事を判し疑を決するの力に乏し、故に聖人其迷を定めんか爲に易を用ひたるなり、之を繫辭に考ふるに、

夫易何爲者也、夫易開物成務、冒天下之道如斯而已者也、是故聖人以通天下之志、以

定天下之業、以斷天下之疑、

黃氏易傳に又言へるあり、

昔者聖人之作易也、因河圖而畫卦命爻、因卦爻而取象繫辭、更三聖人而卦爻象辭始備、其要皆依卜筮、以爲教使天下後世之人、得以決嫌疑、定猶豫、不迷於吉凶悔吝之途而已、

是言によるに、易は聖人の天下の人をして吉凶運不運に迷はざらしむる方便なること明なり、且つ易の書たる、理は本にして象數は末なり、人若し直に其理に昧達す

ることを得は象數を用ふることを要せずと雖ども、能く之を知るもの少なきを以て聖人其意を象數に寓するなり、故に易雅に、

(一四〇)

昔者聖人作易、將以明道也、道無形、易從而明之、唯寓之象數而已、象數非所以爲易、非象數則無以見易、易不可以見、則道何由而明哉、是故求道者、必於易求、易者必於象數とあり、是に由て之を觀れば、象數已に易理を示す方便に外ならざること明なり、果して然らば、卜筮の方便なるは別に證するを要せざるなり、而して世間之を卜筮に用ふるに至りしは、又敢て偶然にあらず、其原因第一に易の陰陽六十四卦の中、古今東西天地万物變化の理一として具備せざるはなきを以て、未來の天運人事吉凶禍福の理亦盡く此象數の中に備はると信ずるに由り、第二に人と天は同軌一理なるを以て、人心明かなれば天必ず其上に現すと想するに由る、其證を擧るに左の如し、

繫辭曰、知變化之道者、其知神之所爲乎、

又曰、夫易彰往而察成、而顯微闡幽、

又曰、易無思也、無爲也、寂然不動、感而遂通天下之故、非天下之至神、其孰能與於此、

又曰、非天下之至變、其孰能與於此、

易序曰、與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶、然後可以謂之知易也、

是れ皆易中に將來の吉凶禍福の理を具する所以、及び人心明且つ誠なれば其理に昧達すべき所以を述ぶるなり、卜筮の起る蓋し之に本づく、縦ひ卜筮は易の本意にあらずとするも、余敢て卜筮は世に益なしと云ふに非ず、人の嫌疑を決し猶豫を定め吉凶禍福の途に迷はざらしむるもの即其益なり、且つ人誠心一志之を行ふに於ては、占兆の其應ある理固より然るべし、

之を要するに、易に理と用との二様ありて、易理の上より見るときは、頗る高尙なる哲理を含有するものにして、支那哲學中の上乘なりと雖も、易用の上より見れば、唯一種の方便に過ぎざるものといふべく、若し易用として多少の信をおくべきものありといはば、それは全く精神作用によるものなりといふの外なきなり、換言すれば易其の物の力にはあらずして、之を信ずる精神の力にありといふにあり、即ち之を信することの厚きときは果して吉凶の事實をして豫期の如くならしむるに至る

(一四一)

ものにて、卜筮の効驗あるは主として此の理によるものとす、是れ心理學の所謂豫期意向の力なり、故に其理由は總論説明篇及心理學部門に譲る、若し夫れ之より一步を進むるときは、精神の内部に理想の關門を開き、之と相通じて其の巧妙なる趣味を感知するとあるべし、是れ余が所謂假怪を拂て眞怪を開くものにして、易家が古來神明の感應と稱するものも或は此の點をいふに似たり、然れども已に此に達すれば、最早不可思議の境界にして、其の感見する所皆絶對關内の風光に外ならずれば、之を以て決して現象有限世界に應用して説くべきものにはあらず、勿論相對と絶對とは其の轉一なりといへども、表裏相反して亦自ら混同すべからざるあり、これ余が表裏兩面不一不二の關係と稱する所なり、されば易を信するときには、能く絶對の風光に接見するとなすも、其の關内に見る所のものと目前に現見する所の諸象とを混じて同一に論ぜんとするは、卜筮家の妄斷といはざるべからず、且つ夫れ此の万有界なるものは、もと一元一氣の開發より成るとはいへども、種々複雑なる原因事情の結合によりて成立せる世界なれば、纒かに現象界の一部を考へて、一切万事の變化運命を卜定し得べき理は萬々あるべからず、別して人間社會の

事の如きは、複雑に加ふるに極めて變化し易きものなれば、卜筮を以て之を豫知するとは決して望むべからず、殊に易に説く所によるも凡庸の輩の知り得べきことにあらず、先きに掲ぐが如く天下の至精にあらずれば孰れかよく此に與らんとあるを見て知るべし、又紫巖易傳に曰く、易之變化、其妙通神、聖人實躰之とあるを見て愈、明かなり、然るに世間卜筮家を以て自ら任するもの、果して至聖神に通ずる人なるか、予の大に怪む所なり、世間多少智識あるものは無論卜筮を偏信するが如きことなしと雖も、下等愚民社會には此の類頗る多しとなす、余は恐る卜筮の行はるゝ所の結果は、之が與ふる利益よりは寧ろ其の害の甚だ大なることを、彼の愚民の如きは、身上の吉凶は卜筮に一任して自ら謹慎することをなさず、妄りに一時を僥倖せんとする弊あるは以て其一斑を證するに足るべし、蓋し社會人事は勉強忍耐により、各務むべきを務め、守るべきを守りてこそ幸福も期すべけれ、徒らに卜筮の類に迷ふて一身の道德を誤るか如きに至りては豈戒めざるべけんや、

第三十節(卜筮の種類) 卜筮の種類には種々あり、と雖も、今文海披砂卷五に載する所を擧ぐれば左の如し、

古人推卜之法惟著與龜今江南多用筮而江北多用龜二者之外有大六壬卜小六壬卜、靈媒卜、梅花數卜、皆古法也、俗用者有響卜、即古鏡聽、拆字卜、天罡時卜、六壬時卜、降筮卜、開光卜、神佛前皆以筊杯卜、又壽安縣有瓦卜、池陽有油卜、契丹有羊骨卜、嶺南有雞骨卜、蜀有雞子卜、粵西有鳥卜、又有鼠卜、米卜、牛骨卜、田螺卜、竹篾卜、鹽卜、虱卜、又玄同放言に、錢卜のことについて種々の卜筮あることを示せり、即ち左の如し、按ずるに、錢をもて吉凶悔吝をうらなふ事は、漢の京房にはしまれる歟、事文前集卷三十八載す、京房卜易卦以錢擲、以甲子起卦といへり、京房は前漢元帝の時の人なればふりたり、唯錢をもて卜するのみにあらず、いにしへの善く卜するものは、事物によりてその應驗あらざることなし、陸龜蒙雜說曰、季札以樂卜、趙孟以詩卜、襄仲歸父以言卜、子游子夏以威儀卜、沈尹氏以政卜、孔成子以禮卜、其應也如響、無他圖在精誠而已、不精誠者不能自卜、况吉凶他人乎これなり、國俗のすなる橋占などいふ事も、いにしへの遺卜なるべし、辻うらといふもあなじ事なり、むかしはみやこ人、一條尾橋のほとりに立ちて兆問ひせしといふ、橋占の事は源平盛衰記卷十中宮御産の段に見えたり、又念佛三心要集に惠心僧都西方往生の得否を展橋にて占ひし事をいへり、神社考云、安倍晴明役使十二神將、妻長識神形、因呪以置十二神

于一條橋下有事喚而使之、自是世人占吉凶于橋邊、則神必託人以告といへり、その説やうやく委くして奇異に涉れり、天朝の卜筮は神世よりありけり、神世紀云、時天神以太古而卜合之、乃教曰、婦人之辭其己先揚乎宜更遷去、乃卜定時日而降之、又云、皇高產靈神俾天兒屋命以太古之卜事而奉仕焉、是なり、卜筮は著龜にはじまり、また鹿の肩骨を抜きてうらなひしといふ、契沖の河社卷上に、舊事記延喜式及大江匡房卿の歌ていかく山のはいかい下にうらまけを引きて、龜卜は後の事にて、神代には鹿の肩骨を抜きとりてうらなひけるなりといへれど詳ならず、且舊事記は證にしかたし、櫻桃は中葉まで御卜の料にせられしかば、匡房卿の歌はなほよしある事なるべし、龜策は史記に傳あり、しかれどもその書はなし、漢土にもその事絶えて定かならざりしならん、褚先生が補は索隱正義共にこれを譏れり、天朝軒廊の御卜は龜卜なるよし江家次第卷第十八に見えたり、匡房卿の説も史記に由れるのみ、此にもふるきは傳はらぬなるべし、

以上數十種の卜筮中易筮其の最たるものなれば、先づ之を掲げて其方法應用を説明すべし、他は之に準じて知るべきなり、易に六十四卦あり即ち左の如し、

天雷无妄
震爲雷
山雷頤
下卦巽如左

天風姤
雷風恒
山風蠱
下卦坎如左

天水訟
雷水解
山水蒙
下卦艮如左

天山遯
雷山小過

澤雷隨
風雷益
地雷復
澤風大過
巽爲風
地風升

澤水困
風水渙
地水師

澤山咸
風山漸

火雷噬嗑
水雷屯
火風鼎
水風井

火水未濟
坎爲水

火山旅
水山蹇

六十四卦目案 先天の圖次
下卦を乾にする卦如左

乾爲天
雷天大壯
山天大畜
下卦兌如左

天澤履
雷澤歸妹
山澤損
下卦離如左

天火同人
雷火豐
山火賁
下卦震如左

澤天夬
風天小畜
地天泰
兌爲澤
風澤中孚
地澤臨

澤水革
風火家人
地火明夷

火天大有
水天需
火澤睽
水澤節
離爲火
水火既濟



艮爲山



地山謙

下卦坤如左



天地否



澤地萃



雷地豫



風地觀



山地剝



坤爲地



火地晉



水地比

卜筮篇

而して易は乾坤より始まり、屯蒙需訟師等と次第せり、之を序卦に示して曰く、有天地然後萬物生焉、盈天地之間者唯萬物、故受之以屯、屯者盈也、屯者物之始生也、物生必蒙、故受之以蒙、蒙者蒙也、物之穉也、物穉不可不養也、故受之以需、需者飲食之道也、飲食必有訟、故受之以訟、訟必有衆起、故受之以師、云云とあり、此順序は天地進化の次第によるものにして、誠に妙なり、又各卦に與ふる辭も大に味ある者多しと雖、其語大抵譬喻昧にして文字文章共に論理の所謂汎意に屬するもの多し、例へば潜龍勿用、見龍在田、亢龍有悔、履霜堅氷至、括囊無尤、無譽等の類の如し、此くの如き文章は、之れを解釋する人の意に應じて自由に左右することを得べし、これ易者によりて其解釋を異にする所以にして、また其時の事情と境遇とに應じて適意に解釋を與ふるを

純正哲學部門

得る所以なり、故に其文意の譬喻昧なるは卜筮者の判斷をなすに大に便宜を與ふるものにして、判斷に巧拙の分るゝも主として此點にあり、
 第卅一節(易筮の方法) 卜筮の判斷と事實と相合すると合せざるとは精神作用即ち信仰によるものなれば、之を行ふに於て其の儀式方法を嚴肅鄭重にすること必要なり、是れ人の信仰心を増さしむる所以なり、其の方法につきては本式と畧式と二様あり、方今我邦にて高島吞象翁は卜筮家の泰斗と仰かるゝ人なれば、其著書易斷に掲ぐる卜筮の方法を左に示すべし、

凡そ易占の筮法は古來種々の異説ありて一定せずと雖ども、今世に現行する所の筮法は大別して本筮(十八變)中筮(六變)畧筮(三變)の三とす、其本筮の法は繫辭傳に詳なれども、尙小異ありて一様ならず、且つ繫辭傳の十有八變而成卦、八卦而小成と云ふに就きても、十八變にして成るものは所謂三畫卦にして、重畫六爻の卦を成すには三十六變せざるへからず等の説ありて容易に其黑白を辨すべからずと雖ども、是等の談は且らく措て、今吾輩の常に用るには三變の畧筮法なるもの最も適當せり、畢竟筮は己れの至誠を竭して神命を受くるの器なれば、何の法に依るも能く神命を受け得るに至れば即一なり、然るに常人は全く妄念雜慮を絶つ能はされは

十八變の長時間には必ず念慮の動くことなきを得ざるなり、精神僅に動けば決して感通すること能はざるか故に、寧ろ零筮なりとも至誠專一にして占筮の間能く精神充備して少弛なきを貴ぶなり、故に予は數十年來の實驗により斷して零筮を用ひて敢て多きを求めざるなり、因て今論者に教ふると云ふにはあらざれども初學の爲に零筮の大意を示さん、

凡そ占はんと欲するの事項ありて筮を執らんと欲するときは、先つ手を洗ひ口を嗽き身を淨め心を靜にして閑室に端坐し、謹んで筮竹を執るべし、筮竹の數は五十本なり、即ち大衍の數にして、此五十本の筮竹は數理上變化をなして鬼神を行ふ所以の神物なり、而して筮竹の操り方は、其全數五十本の中より一本を除て用ゆ、之を太極に象とりて中央の筮横に立て、残りの四十九本を、左の手にて本を握り、末を少しく扇形に開き、右の手の拇指を以て筮竹の少し廣かりたる中邊に當て、餘りの四指は外より之を抱へて額の上に捧げ、而して其占問せんと欲するの事項を心に念し、眼を閉ぢ息を收め誠意正心にして、恰も神明と額を合せて教を受くるか如きの觀想に任し、精神を一にして一點の私を挾まず、其至誠極まるの時に於て右の拇指を以て手に隨て平分して二となすなり、(至誠極まるの時は即ち鬼神に感通するの時なり、感通の事たる電氣の四肢に感するか如く得て名狀すへき者に非ず、其感通するの機會間髪を容れざる所に於て

筮を分くるを肝要とす、蓋し感通の事は口を以て言ひ難く、筆を以て記し難く、師弟の面授と雖ども教へ得へきものにあらざるなり、只占者自ら修練して此妙境に達し得へきのみ、彼の禪僧の以心傳心不立文字と云ふも亦此の如きの境を云ふか) 己に分ちて二となす、是れ天地陰陽の兩儀に象とるなり、次に右の策を机の上に置き、其中より一本を取りて左の手の小指の間に挟み、以て天地人の三才に象とるなり、次に右の手にて左の手に執りたる筮竹を數ふるなり、其數へ方は二本つゝを四たび四たびと即ち八本つゝ段々に數へ除て、前の小指の間に挟みたる一本をも加へて數へ終り、

- 一本残れば 乾 ☰ の卦なり 二本残れば 兌 ☱ の卦なり
- 三本残れば 離 ☲ の卦なり 四本残れば 震 ☳ の卦なり
- 五本残れば 巽 ☴ の卦なり 六本残れば 坎 ☵ の卦なり
- 七本残れば 艮 ☶ の卦なり 八本の滿數にて残りなき時は 坤 ☷ の卦なり

乃ち序の如く天澤火雷風水山地の八象なり、是の如くにして初めの残り高にて得たる卦を内卦と稱して下に置き、再び復た前の如くにして筮を別ちて之を數へ、其残り高にて得たる卦を外卦と稱して上に置き、初めて重畫六爻の一卦を成すなり、六十四卦の中何れの卦か現はれずと

云ことなし、設へば初めに一本残れば乾にして之を下に置き、次に五本残れば巽にして上に置く、上下合して風天小畜[䷛]の卦となるなり、又初めに二本残り次に六本残れば水澤節[䷻]の卦なり初めに三本残り次に七本残れば山火贲[䷖]の卦なり、初めに四本残り次に

八本残れば地雷復[䷗]の卦なり、六十四卦皆此例に准して知るべし、已に前の如くにして卦を得たる上にて、次に爻の變を見るなり、其筮竹の揲り方は都て前の如くなれ共、只筮を數ふるに前の卦を得るには八本拂ひにするは、卦は八卦あるが故なり、今爻は六爻なるが故に、二本づつを三たび三たびと六本拂ひにして、餘りの數を取るなり、乃ち一本残れば初爻にして、二本残れば二爻と段々に數へて、終に六本の滿數なれば上爻と見るなり、其一二三の位は下より逆に數へ上くるなり、故に最下を初と云ひ、二三四五と數へ上げて六本目を上爻と云ふなり、此に於て初めて何の卦何の爻と相當卦定まるなり、

爻の圖  上三四五初 下を初爻とし 上を上爻とす

右の如く卦の決したる上にて、卦辭と(乾爲天の卦なれば乾元亨利貞、と云ふの辭を謂ふなり)象辭と(大哉乾元、万物資始、云々とあるの辭を謂ふなり)大象と(天行健、君子以、云々の辭を謂ふなり)の辭にて、其占筮したる事項の大略を觀、其得たる爻の辭にて一時の吉凶悔吝を斷するなり、

り、そは本文の解釋に就て判斷すへし、

又易學通解に述ふる所によるに蓋し事ありて占はむと思ふ時は、先づ雜念を除ひ捨て身心清淨にし、扱伏羲禹王文王周公孔子の五聖並に朱子邵子等の賢を拜し、神酒を献し香を燒き筮竹五十本を一握りに捧持ち、扱己か姓名を稱し次ぎに只今占ふ所の事を人に説くか如く心の中に言ひ盡くし、此事吉凶悔吝明かに告げたまへ、假爾泰筮有常と二度唱へ、而後筮竹を分つべしとあり、而して其筮法は矢張略筮なり、若し本筮の方法を知らんと欲せば易の繫辭傳を見るべし、今本書について之を示すこと左の如し、

大衍之數五十、其用四十有九(王弼曰、演天地之數所賴者五十也、其用四十有九則其一不用也、不用而用以之通、非數而數、以之成、斯易之極也、四十有九數之極也、夫无、不可以无明、必因於有、故常於有物之極、而必明其所由之宗也)分而爲二以象兩、掛一以象三、揲之以四、以象四時、歸奇於扚、以象閏、五歲再閏、故再扚而後掛(奇、况、四揲之餘、不足復揲者也、分而爲二、既揲之餘合掛於一、故曰再扚、而後掛凡閏者十九年七閏爲一章、五歲再閏者二、故略舉其兄也)天數五(五奇也)地數五(五耦也)五位相得而各有

合、天地之數各五、五數相配以合成金木水火土、天數二十有五、五奇合爲二十五、地數三十、(五耦合爲三十)凡天地之數五十有五、此所以成變化而行鬼神也、變化以此成、鬼神以此行、乾之策二百一十有六、陽爻六、一爻卅六策、六爻二百一十六策、坤策百四十有四、陰爻六、一爻二十四策、六爻百四十策、凡三百有六十當期之日、二篇之策、方有一千五百二十、當万物之數也、(二篇三百八十四爻、陰陽各半、合方一千五百二十策)是故四營而成易、(分而爲二)以象、(兩一營也)掛一以象、(三二營也)揲之以四、(三營也)歸奇於扚、(四營也)十有八變而成卦、(八封而小成)引而伸之、(伸之六十四卦)觸類而長之、(天下能事畢矣)

此十有八變の法は本筮なり、然るに又略筮中の零法あり、八卦辻占獨判斷と題する書中に示す法は、先づ六厘の錢を持て突き並ぶべし、(二厘錢六枚を並ぶるを云ふ)文字の方上に出れば、(陽爻)文字なき方は、(陰爻)と知るべしとありて、實に簡略なり、以上本略種々の筮法あるも、是れ皆儀式に過ぎず、例へば筮を行ふに當て或は手を洗ひ身を淨め、或は神酒を獻し香を焼くが如きは、其目的全く人の信仰心を迎ふるに過ぎず、既に易筮は人の疑を決し惑を定むるに在る以上は、儀式に依て人の信仰

心を導くは大に必要なる事なり、又閑室に端坐し目を閉ぢ息を收め、謹て筮竹を採るが如きも亦信仰注意を一點に集め、其意志をして動かさらしむるに外ならず、斯くして筮竹を採る時には、其指に於て神明の感通ありと云ふも、其神明は決して我軀の外に存する鬼神若くは造物主の如きものに非ずして、我精神其物の感動なるとは、少しく心理學を覗ふ者の信して疑はざる所なり、然るに易筮家が之を以て天に在る神明の我軀に感通して吉凶を告ぐるものと爲すは、妄信の一種に過ぎず、若し在天の神靈我に感することありとするも、其交感たるや我心と神靈と其軀同一にして、我心は即ち神靈の一部分なりとの説に基て解釋せざるべからず、縱ひ此解釋に依るも之に由て未來の吉凶禍福を前定し得べからざる事は、少しく哲學を覗ふ者の又信じて疑はざる所なり、果して然らば、卜筮の方法は總て人の信仰を導くに外ならず、ものど知るべし、又筮竹を五十本と限り、之を分つに一定の法則を設くるは、各其理あるが如く、繫辭傳の上に於て説明あれども、是れ亦哲學者の許さざる所なり、繫辭傳の上にては、天數廿有五、地數三十、合して天地の數を五十五と爲せども、何故に天地が斯の如き數を有するやは、決して其理を知るべからず、唯天は奇

(一五六)

數地は偶數なれば、天一地二天三地四と配當して此數を定めたるに過ぎず、然るに何故に天は奇數にして地は偶數なるや、其理未だ詳ならず、唯天地を以て陰陽に配し、陰陽を以て奇偶に配するに依るのみ、然らば何故に陽は奇數にして陰は偶數なるや、又何故に陽は偶數なるべからず、陰は奇數なるべからざるや、其理未だ詳ならず、斯の如く一々其理を推究する時には、遂に此天地の數は支那古代の人の偶然想像したる者に過ぎずして、決して其中に必然の道理有て存するにあらざるを知るべし、故に今日更に反對の想像を以て地を奇數とし、天を偶數と爲すも亦敢て不都合なる理あらんや、今假りに地一天二地三天四等と相配して地數廿有五、天數三十とし、是に依て卜筮を組織するも其結果何ぞ今日の卜筮に異なるの理あらむや、抑陰陽二元の理は此世界万有は吾人相對性の智識の上に成立し、右あれば左あり、上あれば下あり、大あれば小あり、長あれば短ありて互に相對立するを以て、支那人は其二元に與ふるに陰陽の名を以てし、陰陽二元説を起すに至れり、即其陽は二元相對の一端に與へ、陰は他端に與へたる名稱なり、之を積極消極の二種と爲すも可なり、積極の方より他方を見て之を消極と爲すも、消極の方に在て積極を視れば積極却

て消極と爲らざるべからず、故に今日の陽を陰となし、陰を陽となすも唯其の位置標準を異にするのみにて、實際上道理上決して不合理なるに非ず、若し宇宙間に二元相對の存する以上は、其二者各性質を同うせざる事は明なれば、其間自から強弱剛柔清濁輕重の別あるは自然の理なり、故に支那人は此兩性を區別せん爲めに其の一を陽とし、他の一を陰としたるなり、然らば天地に數を配して天數地數を定めたるか如きは決して必然の眞理有て存するに非ずして、寧ろ便宜上定めたるものと云ふべし、然らば筮竹の數の如きも天五に地十を乘して五十を得るも、何ぞ必ずしも五十本を以て限るべき理あらんや、既に五十本の筮竹に限るべきに非ざるを知らば、百本を用ふるも二百本を用ふるも固より不可なることなく、之と同時に十本を用ふるも五本を用ふるも亦不可なるとなし、果して然らば五十本の筮竹を用ふるも二三本の筮を用ふるも其結果に至ては亦敢て不同を生ずる理あらんや、既に繫辭傳には十有八變して卦を爲すとあるも、是れ所謂本筮の法にして、略筮は僅に三變して卦を爲すなり、然るに高島氏の如きは此略筮を以て却て便益なりと云へり、若し然らば筮法は必ずしも何變に限るべきに非ず、或は三變して卦を爲すより

は一變して卦を爲すの法却て便益なるも知るへからず、故に余以爲らく錯雜なる筮法を用るよりは二三本の筮にて一變して結果を見る方法の却て大に優る所あるべし、或は銅貨一枚を探て之れを地に投して其の表面の出るか裏面の出るかを以て卜する法却て便利ならん、何ぞ煩はしく易筮に依るを要せんや、必竟するに卜筮の用は疑を定め惑を決するに外ならされは、一枚の銅貨も吾人能く其上に信仰を置くときは疑心を一定すること必然なり、唯其方法餘り簡略に過る時には人の信仰を惹起し難し、是を以て易筮の如き繁雜なる筮法の世人の信用する所となりて、特更に其の専門家に鑑定料を拂ふて卜筮を依頼するに至れり、他日其の智識漸く進て筮竹も銅貨も其功用に於て毫も異なる理なき所以を信するに至らば、誰れか復易筮に考ふるものあらんや、偶疑念の決し難き事あらは自から銅貨を投して其出づる面を檢すれば足れりとす、是れ余か卜筮に對する意見にして、易理は實に巧妙なるも易用即卜筮に至ては疑心を一定するに外ならされは、決して社會人事の吉凶禍福を豫定する力なきものと信するなり、然るに實際上卜筮と事實と符合したる例あるも、是れ決して卜筮其物の力に依るに非ずして、他に其原因

有て存するや疑なし、即ち其原因とは吾人の精神作用の影響結果を云ふ、此精神作用に依て其原因を説明するは余か所謂心理的説明なり、

第三十二節(易筮の應用) 易筮の應用は易經に説く所によりて知るべしと雖も、民間には之を種々に活用し來りて種々の筮法を見るに至る、世に梅花心易と稱するものあり、其法易に本づくも大に易に異なる所あり、是れ邵康節の發見せるものとなす、其序に曰く、

宋朝の慶曆年中、(宋第四主仁宋皇帝の年號なり、日本六十九代後朱雀院長久に當る)邵康節は仁宋皇帝召て諸官を經れども、病と稱して官を辭し、山林に隱居して易學に心を留め、一向易を學び、立冬の寒き夜、圍爐裏の底ヤトによらす、炎天の夏の日も扇をつかはす、只易に心を盡し寒暑を忘る、然れども猶未だ易の妙理至極に至らず、故に易書を壁に張り付け日夜坐する時も之を見臥す時も之を見る、一刻もかつて心目易書にあらずと云事なし、或時邵康節瓦枕頭カハツクマツカを枕にして午睡せられけるに、鼠來りて前にて甚たあれければ、枕をばづし鼠にあてられけるに、鼠はにげて當らず二に碎ける、立より見られけるに枕の中に文字あり、取て見るに文字十七あり、此枕卯の年四月十四日巳の時に鼠を見て破れんとかきたり、邵康節感して曰く万物皆自然の數

あり、是に於て訪ひ問て此枕をやきたる瓦師の家に尋ね行き、此枕の中に文字書きたる人は如何なる人ぞと問ふ、瓦師答て曰く昔一人の老爺あり、手に周易を持來て瓦を焼くほとりに休み居たりしか、此文字を書きし人は定めて翁にてあるべし、今は見へず已に久しくなりぬ、然し吾其人の家を知るつれたち參らんと云て邵康節を誘引して老人の許に行き其故を問ふ、家人の曰其老人は今は死して亡し、但し書を一卷残し置れたり、老人死期に吾に告て曰く、何の年何の月何の日何の時一人の秀才の人來る可し、則ち其人に此書を授くべし、吾身の事を盡し置くなり慶厚からんと遺言せり、年月日時どもに少もたかはず、能く相あたると云て書を一卷邵康節に授く、此書を開き見るに則ち易書なり、則ち此占の例にて其家を占みれば汝か臥床の下に白金一壺あるべし、其所を掘て此金を取出し彼老人の跡を吊ふべしと教ふ、家人教に従て臥す下を掘て見るに云にたがはず白金一壺ほり出したり、邵康節書を授かり禮をなして飯り、隙の時此數學を究め弄ふに諸事の占卜筮を用すして吉凶を知ること甚たやすし、其効驗あらずと云となし、是乃ち易數至精至微の深妙なり、其後梅の木の枝にて雀二羽くい合地に落るを見て此書の占例にて之を占ふ、明日の晩に隣女來り花を折取り其股を傷ん事を知る、蓋し此占に依て後世相傳て觀梅の數とし、梅花心易を一部の題號とす、夫の牡丹を占て明日午の時馬此花を踐み

數はん事を知る、又西林寺の額を占て友人の禍あらんことを知る、蓋し此三例は先天の占なり、先天の占とは未得卦先に得數、數を得て後卦を起す、故に曰「先天」、若夫れ吾人憂の色あるを見て占て魚を食して禍あらん事を知る、少年喜の色あるを見て占て妻を娶るの喜ある事を知る、鶏の鳴を聞て占て煮て食はれん事を知る、牛の鳴を聞て之を占て牛の必ず殺されん事を知る、此四例皆後天の占を論す、蓋し未得數先に卦を得たり、卦を立て後起數、故に曰「後天」或日椅子を置て其年月日時にて考へ推して之を卜す、椅子の底に書付て曰く、何の年何の月何の日何の時此椅子に仙客來て坐す可し、其時折傷るべし、其書付たる時に至て果して一人の道者邵康節を尋來て椅子に坐す、椅子たちまち破る、道者耻る色にて起て謝す、邵康節の曰く、物の成ると破るは皆定りたる數あり、又何そ足介意、且つ公は眞の神仙の人なり、幸に今日過て歎話す、因て椅子をかゝげて底に書付たる文字を見す、道者愕然として走り起て出づ忽失て見ず、廻ち知る數の理玄々微妙なること鬼神と雖ども逃るゝことなし、况んや人間に於てをや、万物に於てをや、是れ賣藥の功能書と同一にして人の信仰を引かんが爲めに設くるものに外ならず、然れども今日にありて苟も普通學を修めたるものは誰れも此の如き功能を信するものなかるべきを以て畢竟無効に屬すべし、又民間に傳ふるものに古易察病

傳と名くるものあり、其の凡例に曰く、夫病人を筮して病因病症治法等を決せしめんと欲せば、先醫書をよみて醫の道を學びて後筮すべし、蓋し夫、神農氏の草を嘗るときは伏犧氏の卦を畫するが如し、黃帝の内經は文公の筮の辭の如し、秦越人の難經は周公の筮の辭の如し、仲景の傷寒雜病論は孔子の十聖の如し、易道四聖にしてそなはり、醫道も又四聖にして全備せり等と説き來りて、筮によりて病を判する一二例を示して曰く、

病人を筮して恒の鼎を得たり、斷して曰く、持病の積氣心下につかへ、熱甚しくして病變する象あり、上交變は常をうしなうといふ意なり、故に六日目に死すと云ふ、果して六日目ゆうべに死す、

又た筮して節の中孚を得たり、曰く、變卦大離の故に大熱あり、本卦經に苦節とある故身のふしふしいたみて危し、此に狐の靈あり、六年已前狐を捕へ繩を以てつなく困なけれどもしらず、終に四日目に繩を食切り去る、坎を狐とし、巽を繩とし、卦變をかそゆるは四を経て遯となる、遯はさるなり、兎の口坎のむすふに合、故に食切る象、今之が爲に冠せらると云ふに果して中れり、惠人の曰く、或時山へ行て谷底にて小狐を捕へ葛を以て繫き置きかへりたることあり、故に祈り

て速かに愈ゆ

出産を筮して遯の旅を得たり、貞遯の故に母は難を免て、安悴は旅なり生子に旅の義なし是死なり、昨日午の時女子生れ死するなりと云ふ果して爾なり、

臨産を筮して解之恒を得たり、斷して曰く、今女子生れたり、歸り見るべし、但産後三日目産門はなるゝなり、元來此女賤して貴き家に嫁し、不正の女の爲に妨げられ、已に夫を去られんとす、之を勞して氣牀虚し腫れるなり、子を産みて夫の心かわり去る事を止め常となる神の如し、

又醫道便易と題する一書あり、其中には身牀の各部及病氣の種類を八卦に配し、以て筮法によりて病氣を診斷することを示せり、其診斷を考ふるに、乾爲天の卦の下に解釋を附して曰く、氣鬱寒熱の往來頭重く積氣動氣の病治し難し、陽盛んに陰衰る象なり、外見分よりも内惡し、又水腫心痛の意病變ることあり、走る人を止るもの无き如くにして滿るて欠るばかりなり、極陰極陽は必ず凶物なりと、斯く六十四卦に各解釋を附して、之に照して病氣を診斷するものと見ゆ、愚も亦甚しと云はさるべからず、若し眞に易筮によりて病症を診定し得るならば、醫學の講究の無用なるは申すに及ばず、醫士を養成するの必要あらんや、世の愚者は易を迷信するの甚

き實に此に至る、豈笑はさるべけんや、又古易八卦考によるに、八卦に數種あることを記せり、曰く夫所謂八卦者、一、四天王八卦、二、天心五星、三、皇帝、四、地陽、五、龍說、六、天門、七、心陽、八、陰陽、八卦也と説き、陰陽八卦の法は吉備大臣眞保朝臣の傳ふる所となし、天地開闢より近世に至る迄の間の年歴を上中下三元に分ち、六十年を一元とし、百八十年を以て三元一周すと定め、之に八卦を配して人々の性質を卜定する法を示せり、其說儒佛相混するものゝ如し、又年中八卦と題するものあり、是れ全く人の生れ歳を上中下三元に配し、之を亦八卦の上考へて吉凶を卜定する法にして、儒佛二教相混し陰陽五行の兩說相合するものなり、又俗に揉卦と名くる法あり、八卦秘傳抄に其傳來を示して曰く、昔し南京の易學者陽森明と云ふ人、長崎へ來りし時此法を以て占ひせしに物として當らずといふことなく、恰も囊中の物を探るか如し、時人其神妙なるを感しあへりとぞ、抑、易は六爻にして大極兩儀を生し、兩儀四象八卦を生し、八卦六十四卦となる、又各變爻ありて宇宙万物これに備らざるなし、然りと雖も易は聖人の大經にして容易にあらず、今此書八卦秘傳抄は易に志す童蒙の爲めに其短法を著はし、唯三本の卦木にて卦象を起し、急速の用に備ふることを

示す、是れ陽森明傳授の法なり、俗に之を揉卦と云ふ、或は此書を清明早占と名くと云ふ、而して揉卦の傳法は先づ占はんと思ふ時、身を清め、三つの卦木を掌中に握り占ふことを唱へ手の中にもみ合せ、机上に投げて其起りたる卦を引合せ判斷すべしとあり、其他民間に行はるゝト筮の書幾種あるを知らず、以て世に迷信者の多きを知るべし、諺に盲者千人明者一人と云へるは實に適言と云ふべし、又世に事物の吉凶を即坐に占ふ法あり、ト筮早考と題する書によるに其法算を以て占ふなり、見物は三、離とす、聞く事は八、坤とす、得物は二、兌とす、失物は七、艮とす、待人は一、乾とす、怪事は六、坎とす、願望は四、震とす、出行は五、巽とす、賣買は同上、公事の類は二、兌とす、病は其の煩ひつきたる日と月とを以て占ふなり、子の日は坎とす、寅の日は艮とす、卯の日は震とす、辰巳は巽とす、午は離とす、未申は坤とす、酉は兌とす、戌亥は乾とす、若し日の知れざる時は月を以てす、正月は地天泰、二月は雷天大壯、三月は澤天夬、四月は乾爲天、五月は天風姤、六月は天山遯、七月は天地否、八月は風地觀、九月は山地剝、十月は坤爲地、十一月は地雷復、十二月は地澤臨なり、いづれも其たのむ當人の年のかずと其日のかずと其時のかずと合せて八々とはらうて、のこる

數にて卦を定む、一は乾、二は兌、三は離、四は震、五は巽、六は坎、七は艮、八は坤なり、例へば見物は離があたりまへの卦なり、それに二十歳の人五日の五時五時に占ふときは三八二十四とはらうて、残り六六坎なり、之を變爻の卦と定めて、離の卦にとり合せ見て吉凶をことばるへし、其吉凶の占は當卦と變爻の卦と皆凶とあれば、大にあし、かたがた吉かた／＼凶とあれば半吉と知るべし、皆吉とあらは大によしと知るべし、何れも皆此心にて占ふなり、是れ算數によりて占ふ法なれども、毫も必然の理ありて存するにあらず、然るに若し之によりて占定せる所實際に符合することあるも是れ偶然の暗合若くは精神の豫期によるのみ、

日本中東京は最も卜筮人相等を信仰するもの多く、隨て之を専門とする家勘からす、其中には極めて富有なるものあり、余は研究の爲めに時々會員を派して専門家を訪ひ其實況を探知するに、本郷區にて有名なる賣卜専門家某について問合したる報告の大要左の如し、(其文中氏とは賣卜専門家を指し、余とは探偵者自ら言ふなり、)

氏自ら曰く、一國の興衰は降底に現はれ、五洲の治亂は掌中に知るへし、故に願望

商法、晴雨、縁談、旅行、轉宅、病氣、普請、待人、失物、出產男女、等各人の疑を決し災禍を避けしめ幸福を得せしむる云々と、予之れに就て一身の運氣を問ふに、氏は十分位の時間を以て略之をトして曰く、來月は願ふと叶はず、思ふと成らず、萬事意を得るとなし、易卦水山蹇を得たれば蹇の實を望む意にて、假令眼前に蹇の山を見認むるも自ら進んで取ること能はずと云ふのみにて、又他を云はず、

此の如き判定は誰れも爲し得ることにして、何そ殊更に鑑定料を拂ふて依頼するを要せんや、縱令又此判定によりて實際功驗ありとするも、是れ決して神明の告示にあらざること明かなり、然るに世間此の如き判断を信じ鑑定を乞ふ者遠近より來り集まるとは、何そ世間に愚民の多きや、又易に五行を交へ干支を混するものあり、妖怪研究會員某か嘗て下谷區に住する卜筮家某につきて探究せる報告を擧ぐれば左の如し、

氏は木島、佐藤の幹支幹理を駁して膺僞なりと罵倒し、自ら一流無比の判断者たることを公言せり、神棚に月と稻荷とを祭り、其判断の躰裁は卜筮と異りて筮竹を用ひず、幹枝と異りて卦木卦木を用ひ、先づ眞理易學と云へる寫本より、當人の母胎に

宿りたる年月日及生誕の年月日を繰り出し、之に依りて卦木を運轉し、吉凶禍福を筆答を以て示す、予問て曰く、此術は如何なる人の發明に係り、如何なる書を標準とするやと、答へて曰く、此法は大學者隱士某の發明に係り、予は其直傳の術士にして、書は師の著はせる秘傳書一部あるのみ、若し其眞理方法を知らんと欲せば、一圓の束脩を納めて秘傳を受けざるべからずと、通例見料十錢以上、入門後月謝五十錢の制規なり、

是れ別に一般の卜筮と異なりて特効あるへき理なし、然るに其束脩月謝の高價なるには驚かざるを得ず、又易筮に算盤を用ふるものあり、或は單に算盤のみによりて人の運命吉凶を算定するものあり、已に四谷邊に住する方術専門家について探偵したる會員の報告左の如し、

氏は算盤を以て人の善惡吉凶を判し、又能く算盤を以て惡を變じて善となし、禍を除きて福となすと云ふ、予試に之を尋ね見るに、氏が住居は軒に「天眞宗社出張」と云へる標札を掲げ、其傍に「見料十錢以上、祈禱禁厭謝絶」と云へる貼紙をなし、家の四圍は七五三繩を以て纏へり、内に入れば坐の側面に神殿を設け、又種々なる

供物をなせり、氏は其前に高さ三尺餘の小座を設け、常に其上に坐し方術を行ひ又出入の人に接す、予其家に入るや恰も一婦人坐下にありて氏の占を乞ひ居たりしも、幾くもなく去れり、余は突然私も占て頂戴きたうござりますと云ひたれば、彼は曰く、こは算盤の理責め法にて卜占の類にあらず、易占は牽強附會信ずるにたざれども、予が此術は師の時代に於て始めて發明され、予に至て二代目の他に類なき眞理なり、元來天下の事たる吉凶禍福皆算數より起るものなり、故に此理に外づれたるものは凶となり禍となる、此理に合ひたるものは吉となり福となる、予が此術は即此理を應用したるものなれば、百發百中毫も誤ることなしと頗る傲然たり、予運命を試み貰はんと乞へば、先づ年齢と生年月日とを尋ねり、而して又其何れの年に何れの方角より來りたるやを問へり、予答へて一昨年西より東に向て來りきと答へたり、彼れ少しく算珠を動かして、君東京に留ると頗る惡し、君は郷里より西へ向ひ行てこそ立身出世もすべけれ、然るに陽より陰に向て來りたる故、過去も未來も成るとなし、若し一たび歸りて西に行くことあらば、君の開運三年を期して待つべしと、爰に於て予問て曰く、予は今何をなしつゝ、何

を志し居るものと見ゆるか答へて曰く君の心、及行、一定せず、途上に彷徨せるものと見ゆと、予又曰く予が運斯くもよからずとならば、君の法を以て直し貰ふとは出来ざるか、曰く出来ず、元來人の一生には悪凶禍と云ふものはあるにあらざれども、人誤て其方角及其事業等に遭遇するなり、算數はそれを見出す迄にて左右すると能はず、故に病氣と雖も其吉凶方位を指示して理責めに指圖する迄なり、現に今迄爰に來りし婦人は、今より三年前、予之を判じて、三年の中に運必ず開くべしと云ひたるとありしが、今や果して充分なる運を開き、立派なる商法に有附けりと、予又問ふ、君病氣の事を理責めにするとは如何、曰く數理を以て其方角をさけ、其方角の業を用ひさらしむるのみと、恰も方位家の説の如し、適、車聲轟々門に入る者あり、絹布の袴羽織を着し、頗る大菓子箱を携へ、來りて慰慰前日の恩を謝するもの、如くして去る、彼れ予に向て云ふ、今の人は某華族の家扶なり、同家御夫人の病氣平癒によりて、禮の爲めに參られたるなりと、彼れは禁厭は謝絶すと題しなから、其時稍禁厭にひとしきことをなせり、そは紙片に數字を摺りたるものを紙袋に入れ、外より見るべからざる様に封し込みたるものなり。

此鑑定如きも更に感服すべき點なく、誰にても爲し得ることにして、縱令之によりて効驗を得たりとするも、毫も不思議とするに足らず、然るに世間に之を信するものあるは、是こそ却て不思議なれ、殊に華族の如き國民の最高位に位するもの、此の如き鑑定家の門を叩くに至ては、是れ實に奇怪千萬と謂はざるべからず、其他府下有名の卜筮家數名について、會員の探知したることあれども、其報告大同小異なれば、一々之を掲げず、且つ余も從來試験の爲めに數回卜筮によりて鑑定を興へたることあり、其中七八分は幸に的中せり、是れ固より偶然の暗合にして、毫も怪むに足らざるなり、近く余か卜筮によりて豫言を下し、正しく其實に合したる一例を擧ぐれば、昨年十一月相州大磯町松林館に滞在したる際、館主余に對して頼りに近頃來客の少なきを憂ふ、一日余將に大磯を發して東京に歸らんとし、臘に日本來客の有無を易筮によりて卜定せしに、十名以上あるべきを知るを得たり、因て余は館主に告げて曰く、今日十餘名の來客あるべし、客室必ず滿らん、故に余早く去りて新客に此室を譲らんと、時に館主余か言を信せずして、讒言なりとせしが、余か去りたる當夜豫言の如く果して十一名の來客ありたりと云ふ、是に於て館主大に驚き、翌日余

(一七二)
に謝状を送れり、人若し此事を疑はし、宜く大磯松林館に就て其實を問合すべし、余の如き盲筮家にして猶ほよく此の如き符合を得る以上は、卜筮専門家の鑑定の中することあるも復た何ぞ怪むに足らんや、且つ余が大磯にて行ひたる卜筮は、毫も先輩の定むる方式によるにあらず、自ら臨時考出せる方法により、筮竹の代りに小楊枝數十本を取り合せ、卦木を用ひすして卜定せり、然るに猶ほ其事實に適合せること此の如し、是れによりて易筮の實際に符合的中するは易其物の作用によるにあらずるを知るべし、殊に卜筮家と稱せらるゝものの判断は多く曖昧として、意義兩端に跨り、万一鑑定の誤りたるときには遁辭を用ふるに便なるもの多し、已に視聽雜錄(上卷)に巫覡の妄筮と題して論して曰く、往年武藏國大城の東北淺草に住ける商賈某、其家の黄金を失ひ、親戚と謀て卜筮せんと欲し、某處の巫覡某筮に名ありと、遂にこれを招てこれを筮せしむ、覡者外より來て筮して云、此金は必外に求むべからず、恐くは蕭牆の内に在らん、若し内ならずんば必これを外に求むべしと、惡俗にいふ兩手ぎりとは此等の言をまいふゆる、巫覡の妖妄を見るべしとあり、卜筮家の判断の此の如きもの世間其例に乏しからず、余嘗て之を聞く或る一人の

妄信家ありて、卜筮の大家に就き自己の生命を豫知せられんことを乞ふ、筮者乃ち告げて曰く、今より幾年の後某月某日に必ず死すべしと断定せり、妄信家固く之を信して其年月迄盡く財産を消費し遂に當日に至ては一錢の餘財なく、唯自ら其身を棺中に收めて絶命を待てり、然るに其日遂に死せず、翌日に至るも猶依然として存命せり、然るに時に飲食を欲するも餘資の以て之を購求するなく、始んと飢渴に逼らんとせり、是に於て始て自ら卜筮家に欺かれたるを知り、俄かに其家に至り、何故に吾を欺きしやと詰問せしに、筮者曰く、余決して欺きたることなし、足下は某月某日に死すべきことは天運によりて定められたるものなり、然るに其日に死せざりしは蓋し他に原因あるべし、足下は人を救助したりしことなきや、妄信者曰く、己に死の定れるを知りしを以て、財産を残すの必要なきを悟り、之を盡く人に施與して貧民を救助せり、筮者乃ち曰く、是にて其理を解せり、足下は人を救助せし餘徳を以て、天は特に其一たひ必定せる壽命を延長したるなりと、此一話は固より作爲せる虚談に相違なきも、卜筮家の説明中には之にひとしきもの全くなしと云ふべからず、又卜筮者の鑑定にして事實的中適合したる例世間に傳ふるもの比較的

多きが如きも、是れ亦他に原因なきにあらず、人若しト箠家に判断を乞て、其鑑定の事實に合中せざることあるときは、之を人に秘して傳へざるも、偶、合中したることあるときは、廣く之を世間に傳へ、永く人の記憶に存するが如き事情あり、此事と全く其性質を異にするも、先年田舎の見せ物に、ラクダと大書したる看版を掲げたるものあり、之を見るもの眞に駭然ならんと信じ、争て木戸錢を拂て其内に入れば、駭然にあらずして肥大の男か、時正に三伏炎暑の候なれば、裸躰になり、手に團扇を執り、之をつかひなから、ア、ラクダ(樂ダ)と云ひつゝ横臥し居れりと、之を見て出るもの其餘り馬鹿らしくして人に其實を告ぐるを憚り、遇ふもの毎に語りて曰く、ラクダの見せ物計りは眞に奇にして一度見ざるものは大馬鹿なりと、ト箠の判断を信じて自ら欺かれたるを知るもの却て其實を告げざるは、或は之に類したるものなきにあざらんか、

之を要するにト箠は決して吉凶前定の力なきものにして、唯其用人の疑を決するにあるのみ、而してト箠と實際と相合する例あるも、是れ全く精神作用若くは他の原因によりて來す所の結果にして、決してト箠の作用にあざること明かなり、其

神明の感通と云ふが如きは畢竟するに精神其物の力にあざるはなし、故に此點は精神即ち神明なりと解するにあざれば説明すべからず、又其疑を決する功用の如きも必ず從來用ひ來れるト箠に限るにあらず、他に猶ほ種々の方法あるべし、是れ余か今日の學理に本きて新たに一法を考出せんことを望む所以なり、又從來ト箠によりて人の疑心を一定したりし功ありとするも、之と同時にト箠によりて却て人の疑懼心を増さしめたるもなきにあらず、若し其利害を較するときは、今日の社會にありてはト箠全く無功無用のものたりと斷言して可なり、すべて世に功用ありやなしやを知らんと欲せば、假りに之を社會より除き去らば如何なる影響を來すかを想像すべし、農業は有用なり、何者社會より之を去らば人民の生存を保つべからず、法律も有用なり、何者國家より之を除けば國民一日も安堵すること能はず、宗教も有用なり、何者世に宗教なくんば人其安心立命の地を失はざるべからず、然るに社會よりト箠を去るも、如何なる不便利ありや、毫も社會の盛衰と關係せざることなり、西洋には我所謂易箠なし、然れども其社會に何等の不便利をも感ぜざるにあらずや、以てト箠の世に必要なきを知るべし、斯く論し來るも余は決して

易學其物を排するにあらず、若し哲學として之を講究するときは、易は實に支那哲學第一流に位するものと謂ふべし。

第三十三節(龜卜錢占歌占) 我邦に一の吉凶を豫知する法は古來大に力を用ひて講究したるものと見えて、其種類の多きこと實に驚かざるを得ず、其中易筮を第一とし、之に次ぐものは龜卜なり、龜卜は古來我邦に行はれしも、今日は之を用ふるものなし、今筮のすさびと題する書中に曰く、龜卜は對州にのこりてあり、其法龜甲をうらより小刀にて穿ち、一寸程を薄くするを鑽龜といふ、彼地にてツブといふ、木は刺ある木なり、それを箸のやうにして、其先に火をつけ、彼薄らげし處を裏より灼き、表にひらき入たる紋出で來たるが灼龜といふ、其紋のさけやうを見て吉凶を卜す、其法は或時吉田家より望まれしかども傳へず、甲は乾きたるを用ふ、生龜にあらず、又昆陽漫錄に曰く、龜卜の法西土に傳はらず、反りて我國には神功皇后の三韓征伐の時より對馬國に龜卜の法傳はりたりといへども、いまだ其書を見ざりしに、對州の儒臣雨森氏が著せる狂草に龜卜のことを載せられたれば、對州には龜卜傳はること明なり、其文左の如し、

この國につたへし龜卜は、いにしへの遺法ならむとおぼゆ、吐うるはし普うるはし加身ひきのまゝ、依身ひきのまゝ、多女まつたしといへるは、瘡のたゞしきにして、くしみつけさかりありやうしといへるは、瘡の變なり、こたかにいへば、どゆるひたどよりめ、ときれた、とさく、とそれた、とつひた、としひたといへるは、吐の變なり、ほそうひたほみた、ほみた、ほきれた、ほさ、ほそれた、ほかくめたといへるは、普の變なり、加身いきし、加身をたしひ、加身きれた、加身なるたといへるは、加身の變なり、依身いきしひ、依身をたしひ、依身なるた、依身なるたといへるは、依身の變なり、多女うちとをれた、多女ほかとをれた、多女きれた、多女ぬきことをし、つき多女といへるは、多女の變なり、なほよそ下法は瘡をえてよしあしをしるなり、卜の字はそのたちにして、たていつ、よこみつにうがちたをもてやき吐よりはむむ

又社會事彙によるに成島甲か龜卜考(花月新誌三十九號)云、支那人の痴なる妄りに卜筮を信して遂に其陋習を我邦に傳へたり云云、我邦上世龜卜の行はれたる、余其詳なるを知らずと雖も後世に於て僅に其遺法を存するは對馬のみ、蓋上世も其法對馬壹岐地方に盛んなりしならん、三代實錄に云ふ、貞觀十四年、官主從五位下兼丹波掾伊岐宿禰是雄卒、是雄者壹岐人也、本姓卜部、改爲伊岐、始祖忍見足尼命、始自神代、

供龜卜事、厥子孫傳習祖業、備於卜部、是雄卜數の道、尤充其要、と以て卜部の龜卜を掌りしを見るべし、其卜法は龜卜秘傳、卜法類書等に出づ、

易筮及龜卜は諸うらなひ中の最たるものなれども、其の他多々の種類あることは第三十節に示したるを見て知るべし、其中には實につまらぬものもあれども、其理は何れも一にして一方にて、百發百中すべき理ありとすれば他方にも亦其の理あるべし、其の所謂つまらぬものとは、餘り單純なるを云ふ、單純なれば人の注意を引き信仰を起さしめ難きを以て、之を複雑なるものに比して功驗少なきことあるべしと雖も、是れ決して卜筮其物の力にあらざして、人意の作用なるにて明かなり、今此に種々のつまらぬ卜筮を掲げて説明せん、とす、

先づ歌占は梅園日記に、婦女子無心にて百人一首の草紙をひらき、其歌をもてうらなふを歌卜といふ、もろこしにも似たるわざあり、卷卜といへり、聊齋志異云、女一夜早起挑燈、忽開卷、悽然淚盈、生急起問之、女曰、阿翁行且至、我兩人事、妾適以卷卜展之、得李益江南曲、詞意非祥、生慰解之曰、首句嫁得瞿塘買、即已大吉、何不祥之與有、女乃稍懼とあり、又嬉遊笑覽に歌うら、和訓栞に、歌及うたひ物をもて、占をするなり、知冊の占も

ありといへりとあり、又俗間に傳はる書には、安倍晴明の歌うらなひと稱して、天照太神、八幡大菩薩、春日大明神、此三社の神の示現にまかせ、易の六十四卦をかたどり六十四首の和歌を集めて、歌占と名くる由、其取り様は右之名を三編となし、いにしへの神の子どものあつまりて、つくりしうらなまさしかりけりといひて、とうなり、是れ全く一心不亂の信仰を起さしむる方便に過ぎず、

又錢占の事は、立同放言に、小説載桶狹間之役、信長夜課、熱田神詞、勝之曰、駿兵百萬既陷數城、勢吞中國、士卒戰栗、不知謀所出、自非假神威、以逆擊之、豈可得克大敵乎哉、因願軍士曰、孤欲以錢卜試雌雄焉、今所投數錢、皆形、俗曰、錢面爲形、孤必大捷、祝無俗曰、錢背爲無、則贖和焉耳、此明神之心也、祝了、手自擲數錢於幣壇、使左右抗火視之、乃其錢皆面、時神宮中、忽聞鳴鑼、士卒感激勇氣百倍、信長亦大喜、明日進兵、大戰于桶狹間、一舉獲敵將義元首級、蓋信長如龍計、竊用兩面錢、獎士卒、又以鳴鑼誘無心而已、是謂兩面錢卜云、此小説は宋の仁宗の時、名將狄青が事と相類せり、馮氏知囊全集卷十五、智術部曰、南俗尙鬼、狄武襄征儂智高時、大兵出桂林之南、因祝曰、勝負無以爲據、乃百錢自持之、與神約、果大捷、則投此錢、盡面、左右諫止、尙不如意、恐阻師、武襄不聽、萬衆聳視、已而揮手、倏

一擲百錢骨面於是舉兵歡呼聲震林野武襄亦大喜願左右取百釘即隨錢疎密布地而帖釘之加以青紗籠手自封焉曰俟凱旋當謝神取錢其後平邕州還師如言取錢幕府士大夫共視乃兩而錢也云云といへり本邦の野史竊に之を攬て總見院右府の軍略にせしならんとあり而して錢卜の漢の京房に始まりしことは前既に之を述べたり又俗間に傳ふるものに投錢占の法あり其法錢三文を手にもち其錢を投げ斯くして出てたる表裏の面について吉凶を判するなり其功用は昔人の疑を決するにあればとも若し人其智を研きて心鏡愈明かなるに至らば一切の卜筮跡を絶つことあるべし故に吾人は卜筮絶亡の日の一日も早く來らんことを望むものなり

第三十四節(太古辻占) 以上擧げたる諸法は皆支那傳來若くは支那に行はるゝものを摸擬したるに過ぎず然るに我邦にも神代より一種の占法ありしとは歴史上に見えたり之をふとまに(太古)と名く古事記神代美斗能麻具波比の段水蛭子の生給ひし時爾天神之命以布斗麻邏卜相而云云とあり平田翁の古史傳に曰布斗麻邏は神の御心を問奉る卜事の名なり云云又古事記天石屋戸の段に内坂天香山之眞男鹿之肩拔而取天香山之天波々迦而令卜合麻迦那波而云云とあり肩を拔とは其

(170)

骨を採取を云なり上代の卜は凡そかく鹿の肩骨を用ひられたり龜を用るは漢の字を學べる後のことなりそもく大兆の事は別て神たちの始給へるなるを其始は何を以て何様にして卜へ給へり云々と曾て知るべからぬを此波々迦の火もて鹿の肩骨を灼て卜ふ法は此時より起れりしこと疑なしさて後に鹿卜を龜卜に換たることまた其卜ふる状などのことも信友か正卜考に具に記したり(以上は社會事彙占卜の部より摘載せり)

又つじうらと稱するものあり和訓栞に云萬葉集に夕衢をゆふけとよみ八十の衢の多占にもとよめる是也其法種々あり正字通に鏡聽俗騰竈神隨釜中杓所指之方懸鏡宵前竊聽人語聲卜吉凶俗曰響卜南楚曰街卜と見えたり又云ゆふけ万葉集に夕占夜占夕衢などをよめり俗にいふ辻占なり夕食の義にや後拾遺集にゆふけをとはせけると見えたりゆふけの神とも見えたり又黃楊小楠と名く其法十字街に出で黃楊の楠を把て道祖神を念して見え來る人の語をもて吉凶を卜定むといへり(社會事彙による)其他石占灰占橋占等幾種あるを知らず世に吉凶禍福の門に迷ふもの多きを知るべし

(171)

第三十五節(兆占) 己に和漢の占法を略述したれば、是より西洋の占法を一言するを要す、其法も數種ありと雖も、今此に羅馬にて行はれし一種の兆占を示さんとす之をオーキョウリー(Augury)と名く、予は之を兆占と譯せり、是れ羅馬にありて極めて古代より傳はりし法にして、紀元前七百年頃己に此占を本職とするものありしと云ふ、其職は僧侶の一種にして、神意を人民に告ぐるものなり、故に何事も公私に拘らず、占者に尋ねて神の意を伺はしめ、其命によりて己に議定したりしことまで之を廢毀する等、其勢力實に盛んなるものなり、今其法の一斑を示すに、第一に天象に就て占ふことあり、即ち占者丘陵に上り、東向して禮拜讀經し、天を望み其左に雷電の如き一種の天象を見れば吉、右に見れば凶なりとす、第二に鳥の飛行を見て占ふことあり、此法は希臘人の常に用ふるものにして、羅馬人も之を重んじ、攻戰講和として之に由らざるなし、其判定は第一に鳥の種類により、第二に鳥の事情による、例へば右より左に飛行すれば凶、左より右へ飛行すれば吉となる、又鳥の種類を別ちて豫め此鳥は吉、此鳥は凶とするなり、第三には誰鳥の食を好むと厭ふとによりて占ふることあり、即ち其好むは吉、厭ふは凶なり、以上三者の外に獸類についてト

することあり、或は人の嘔ホシキについてトすることあり、或は鹽を食卓の上に振りかけてトすることあり、之を要するに羅馬人は天地間の自然の現象の常に異なるを見て、是れ神意を示すものなりと信じ、其現象の裏面に神意ありて潜在するか如くに考へしなり、

其他西洋今日の社會にも、東洋に行はるゝト筮にひとしきものありて、何れの國も愚民の狀態は同一なるものなり、但し若し其多少を較するときは、西洋は東洋の如く甚しからざるは余か辨を待たず、然らば社會開明の程度はト筮の盛衰によりて、判定するを得べきか、

第三十六節(夢占) 次に夢占について古書に散見せるものを擧ぐれば、王達か筆蹟に、夢者非自外致也、日之所爲也、日之所爲、有善惡、夜之所夢、有吉凶云云、藝文類聚第七十九に曰く、

周書曰、大姒夢見商之庭產棘、太子發取周庭之梓樹於闕、梓化爲松柏、械柞寐覺、以告文王、文王乃召太子發、占之于明堂、王及太子發、並拜吉夢、受商之大命于皇天上帝、東觀漢記曰、諸將勸光武立、乃召馮異、上曰、我夢乘龍上天、覺悟心中動悸、異因下席再拜

賀曰、此天命發於精神、心中動悸、大王重慎之性也、異途與諸將定議、上尊號、又曰和憲、皇后常夢、捫天體、蕩蕩正青、滑有若鐘乳、后仰噏之以訊、占夢、言竟夢攀天而上、湯夢、反天、詆之、此皆聖王之夢、呂氏春秋曰、孔子絕糧乎陳、蔡之間、藜羹不斟、七日不嘗粒、晝寢、顏回索米得而來、爨之幾熟、孔子望見、回攫其甑中、而飯之、食熟、讓孔子、而進之、孔子起曰、今者夢見先君食、絜欲饋、顏回對曰、不可、饗食、埃煤入甑中、棄食不祥、因攫而飯之、埃煤、煙塵煤也、范曄後漢書曰、蔡茂夢見太極殿上有三穗禾、茂跳取之、得其中穗、輒復失之、以問主簿郭賀、因離席慶曰、大殿者宮府之形像也、極而有禾、人臣之上祿也、取其中穗者、是台之位、於字禾失為秩也、旬月而茂徵焉、乃辟賀為掾、支那にては夢を判する爲めに占夢の官さへありし程なれば、つまらぬ夢までも之か吉凶を判定するなり、其判定は道理上考ふるに足らずと雖も、よく之を事實に適合して判断を下すは人の頓智に出づるものなり、今左に酉陽雜俎(三冊目)に出づる例を示すに、

魏揚元種能解夢、廣陽王元淵夢着衰衣、倚槐樹、問元種、元種言、當得三公、退謂人曰、死後得三公耳、槐字木傍、鬼果爲爾、朱榮所殺、贈司徒、

卜人徐道昇言、江淮有王生者、榜言解夢、買客張瞻將歸、夢炊於臼中、問王生、生言、君歸不見妻矣、臼中炊、固無釜也、買客至家、妻果卒、已數月、方知王生之言不誣矣、又我邦にも古來夢に相して判断を與ふることあり、今本朝語園に出づる例を轉載すること左の如し、

本朝語園卷一に曰く、崇神天皇四十八年正月十日、天皇勅豐城命活目尊して曰く、汝等二人の御子慈愛共に等し、孰れを嗣にせん事をしらず、各宜く夢みすべし、是を占て帝位を禪んと、二の御子こゝにをいて命を承り、淨沐て祈りて寢たり、各夢を得て、曙に兄の豐城命、夢の辭を以て奏して曰く、自ら御諸山にのぼりて東に向ひて八廻鉞をふり、八たび刀撃す、弟の活目尊、夢の辭を以て奏すらく、自御諸山の嶺にのぼり、網を四方にはへて粟を食雀を逐ふ、即ち天皇相夢して謂く、兄は一片に東に向ひ東國を治むべし、弟は是れ悉く四方に臨み宜く朕が位を繼へし、四月十九日活目尊を立て皇太子とす、(號垂仁天皇)豐城命を以て東を治めしむ、是上毛野君下毛君の始祖なり、

全書卷七に曰く、大入道殿兼家いまだ納言たりしとき、夢に逢坂の關をすぎ玉ふに、雪ふりて關路ごとくく白きを見玉ひて大きにあどろき玉ひ、雪を夢みるは凶なりと思召て、則ち夢解を

めしてどかしめらるゝに、夢解申て云く、この御夢想きはめて御吉相なり、たしかに以て御氣づかひあるべからず、其故は人かならず斑牛を上つるべしと申しけるが、果して人斑牛をたてまつる、兼家公悦のあまり夢解に祿を賜ふ、斯て後ち大江匡衡參らしむるに此由を御物語あり匡衡大に驚き申て云く夢解に賜りし祿を召返さるべし、合坂關の關の字は關字なり、雪は白の字なり、必ず關白に至らしめ玉ふべき由申すに、大きに感せしめ玉ふ、其明年關白の宣旨を蒙らせ給ける、

俗間に夢の判定をなす書あり、夢はんじと題する書には天晴れると見れば官位に上る、日出月出を見れば其日の内によろこびあり、雲四方にたつと見ればあきなひ事あり、大に吉等と判断を與ふるなり、又夢合長壽寶には天地の部、人倫の部、神釋の部、器械、生植、氣形の部を設けて、天地の部には日月山川風雨等の諸象を見たるときに吉とか凶とかの判断を與ふるなり、俗に夢は逆夢と稱して事實と反對するものとす、故に夢中の不幸は覺時の幸を得る前兆なりとし、夢中に葬式死去の如きことを見るも誰れも意とするものなし、是れ蓋し夜と晝とは全く表裏相反するによる、又俗に齒の落ちたる夢を見るときには必ず其親戚に死人ありと云ふ、余案するに

齒は年齢を義とするを以て、齒の落つるは年齢の盡くると云へる聯想より起れるものならん、而して實際其夢の事實に合することあるも、是れ偶然にして、十人は十人必ず事實と相合するにあらず、其理由は前に述べたるものに準して知るべし、斯く夢について吉凶を判する規則なれば、又自ら吉夢を得、惡夢を避くる方法あり、正月寶船の畫紙を枕の下に置きて眠れば吉夢を見ると云ひ、又惡夢を除く方法あり、其法或は惡夢拂と稱して、赫々陽々、日出東方、斷絶惡夢、避除不祥、急々如律命と云ふ句を七遍唱ふれば惡夢を拂ひ去るべし、又猓と名くる獸を枕及衾に畫けば、其獸よく惡夢を啖ふを以て、惡夢拂となると云ふ、或は又主夜神の呪、婆珊婆演帝の五字を書き置くも惡夢を防ぐべしと云ふ、是れ皆精神作用によりて惡夢拂の功あること問はずして明かなり、

第三十七節(御闔神籤) 又我邦の神社佛閣に御闔を備へて人をして之を探りて吉凶を判知せしむることあり、抑も闔には多く種類のあるものにして、其要言人の決心を定むるに外ならず、易筮の筮竹を探ると何そ異ならんや、嬉遊笑覽に詳かに闔の種類を示せり、即ち(卷八に)曰く、

圖をくじといふは籤とおなじかるべし、字書に圖手取也とあり、故に猪枚を藏圖といへり、下學集に圖不見而拈物也、續日本紀、天平二年正月云々、令採短籍書以仁義禮智信五字、隨其字而賜物、これ圖取なり、南朝紀傳、正長元年正月、崑山滿家石清水に詣で、御圖を取て將家の家督を定めし事あり、今用る觀音籤はいつのほどよりありしものにか、谷響集九釋門正統名菩薩籤云々、序其事者、謂是菩薩化身、所撰理或然云々、また紙圖は智覺禪師傳云、二紙圖を作りて二願を決することあり、關帝籤といふがあり、其語東坡の作といふは非なり、そを見しに錢をもて占ふなり、羣碎錄(陳繼儒)に今之卜者以錢蓋唐時已用之、今俗に人のくちうらを聞といふは口占なり、俳諧懷子五吹風の口占でしれ、今朝の秋、泉州堺に市の町湯屋の町といふ處の辻を占の辻といふ、俗傳に安陪晴明この所に占の書を埋たりといへり、今辻占に用る誦歌は、飽遣通鑑につげの櫛を持て道祖神を念じ、四辻に出て辻やつち四辻かうらの市四辻うら正しかれ辻うらの神と有是也、

石卜萬葉三夕彌占問石卜以而吾屋戸爾、これは石を踏で占ふ事なり(中略)但し後人石を踏で占ふにはあらず、石を擧てするわざなり、その事今に傳ふ、埃囊抄に、辛神の祠に、丸石を置て石の輕重をもて事の吉凶を卜する事をいへる、即是なり、金葉集寄石戀(前齋院六條)あふことをとふ、石神のつれなさにわが心のみうごきぬる哉、今も石神といふもの諸方にあり、坂東の國には殊に多し、又我邦の佛閣にて備ふる所の御圖は、元三大師の百籤にして、元三大師御圖判斷と題する書によるに抑も此百籤と稱するは、玉城の鎮守比叡山根本中堂に立たせ玉ふ傳教大師第三の僧正慈惠大師の定むる所、大師は永觀三年正月三日寂をさせ玉ふか故に元三大師と唱ふるなりと云ふ、又其功用を示して曰く、七千餘軸の中に觀音薩埵無量利益不可勝計なり、經曰、十方諸國土無刹不現身、月の衆水に印する如く春の萬國に行るに似たり、衆人合掌して求る所を乞ふときは吉凶を決すること響の聲に應するが如し、百發百中、嗚呼無邊の大慈大悲深哉々々可崇、玄妙不可思議、庶幾くは籤を尙ふもの異を欺き奇に誇ること莫らまくのみと、又其規則を示して曰く、此占は法華普門品三卷讀誦し、正觀音千手十一面等其言三百三十三べん、禮拜三